第2次千葉市DV防止・被害者支援基本計画

平成28年度～33年度

千葉市

目　次

第１章　計画策定にあたって ･･ 1
１　計画策定の趣旨 ･･ 3
２　計画の背景 ･･ 4
３　定義 ･･ 6
４　計画の位置づけ ･･ 6
５　計画の期間 ･･ 7

第２章　計画の基本的な考え方 ･･ 9
１　基本理念 ･･ 11
２　基本目標 ･･ 12
３　施策体系表 ･･ 16

第３章　施策の展開 ･･ 19
基本目標Ⅰ　暴力を許さない地域づくりの推進 ･･････････････････････････････････ 21
基本目標Ⅱ　相談体制等の充実 ･･ 29
基本目標Ⅲ　被害者の安全確保の徹底 ･･ 36
基本目標Ⅳ　被害者の自立と生活再建の支援 ･･････････････････････････････････ 42
基本目標Ⅴ　施策推進体制の整備 ･･ 50

第４章　計画推進にあたって ･･ 57
１　推進体制 ･･ 59
２　計画の進行管理 ･･ 59
３　数値目標 ･･ 60

参考資料 ･･ 61
各調査の概要 ･･ 63
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ･･････････････････････････ 64
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針 ････････ 71

第１章

計画策定にあたって

第１章　計画策定にあたって

1　計画策定の趣旨

すべての市民が安全に安心して暮らしていくためには、暴力の無い社会の実現が必要です。

配偶者等からの暴力（いわゆるドメスティック・バイオレンス[以下、「ＤＶ」という。]）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があろうとも、暴力をふるうことは決して正当化されるものではなく、許されないものです。

ＤＶは、親密な間柄（配偶者間、パートナー間、交際相手間）において行われる暴力であり、外部からその発見が困難な家庭内等において行われるため、実態が潜在化しやすく、加害者に罪の意識が乏しい傾向にあります。そのため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいほか、被害者は自分がＤＶを受けているという認識が薄く、周囲も「当事者間の問題」として積極的な介入をためらうことから、被害者が相談につながりにくいという側面があります。また、加害者から逃れた後も、心身に深い傷を負って将来の不安を抱えながら、知らない土地で親族や友人等と連絡すら取ることさえ出来ず、住居や就職先などの生活基盤を一から築いていかなければならないような厳しい状況に至ることも少なくありません。

被害者の多くが女性であり、その背景には、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差等社会的・構造的な問題があるといわれています。市の実態調査によれば、女性の約３人に１人はＤＶ被害経験があり、約１８人に１人は生命の危険を感じているほか、暴力のある家庭に育つ子どもに及ぼす悪影響等、深刻かつ広範にわたる大きな問題であり、単なる当事者間の問題に留まらず、社会全体でその解消に取り組まなければならない重要な課題の一つです。

我が国においては、平成１３年４月に配偶者からの暴力防止及び被害者の保護を図ることを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。その後、数次の法改正が行われ、ＤＶの定義の拡大や市町村における施策の実施に関する基本的な計画の策定や配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務が盛り込まれました。

さらに、平成２５年６月の法改正では、生活の本拠を共にして交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についてもこの法律を準用することとし、平成２５年１２月には、都道府県や市町村の基本計画の指針として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」が示されました。

このような動向の中、本市では、平成２３年３月に策定された「ちば男女共同参画基本計画新ハーモニープラン後期計画」の「基本目標１　男女平等と人権の尊重」の「施策の方向性１　配偶者等からの暴力の防止と被害への対応」に基づいて、本市のＤＶ防止・支援体制の更なる推進を図るために、平成２４年７月に「千葉市ＤＶ防止・支援基本計画」を策定し、ＤＶ防止・支援の計画を推進してきました。

ＤＶを根絶するためには、更なる施策の推進が必要であり、本市においてもこれまで以上に、配偶者や交際相手等からの暴力の防止、被害者の保護と心身のケア、自立支援などの総合的なＤＶ対策の充実を図るため、新たに「第２次千葉市ＤＶ防止・被害者支援基本計画」を策定するものです。

② 計画策定の背景

（１）国の動き

国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取り組みが進められてきました。しかし、配偶者からの暴力は、その発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われていないという世論の高まりの中、平成１３年４月に配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を図ることを目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。

続いて、平成１６年５月の法改正において、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充、国の基本方針策定及び都道府県における基本計画策定の義務化等が行われ、さらに、平成１９年７月には、保護命令の対象者の範囲拡大と加害者に対する禁止行為の拡大が図られた第２次改正が行われました。また、基本計画策定が市町村の努力義務となり、市民に最も身近な行政主体である市町村の果たす役割が重視されることとなりました。

その後、平成２５年６月の改正では、適用対象を拡大するため、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者へもこの法律を準用することとし、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「ＤＶ防止法」という。)」に改められました。

さらに、平成２５年１２月には、全国で適切に施策が実施されるようにする観点から、都道府県や市町村の基本計画の指針となるべきものとして、法や制度の概要に触れつつ、施策の基本的な方針を示す「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」が示されました。

（２）千葉県の動き

千葉県では、平成１８年３月に「千葉県ＤＶ防止・被害者支援基本計画」を策定し、続いて、ＤＶ防止法の改正に合わせて、平成２１年３月には「千葉県ＤＶ防止・被害者支援基本計画（第２次)」を策定し、様々な事業に取り組んできました。

さらに、平成２４年３月に「千葉県ＤＶ防止・被害者支援基本計画（第３次)」を策定し、相談・一時保護体制の維持強化を図りつつ、これまでの取り組みで明らかになった課題を克服するため、「若者を対象とした予防教育及び広報啓発の充実」「ＤＶ被害者の生活の安定に向けた支援の充実」「切れ目のない支援体制に向けた市町村との連携強化」の３点を重点的に取り組んでいく方向性が示されています。

（３）千葉市の動き

千葉市では、平成２４年７月に「千葉市ＤＶ防止・支援基本計画」を初めて策定し、「ＤＶの根絶」を基本理念として、「暴力を許さない地域づくりの推進」「相談機能の強化」「被害者に対する切れ目のない支援の充実」「連携体制の整備」という４つの基本方針、９つの施策の方向を設定し、３３の施策と具体的な４８の取組みにより、ＤＶの防止・支援を図ってきました。

主な成果としては、平成２５年１０月に、県内の市町村では３か所目となる「千葉市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、ＤＶ防止と被害者支援の強化に取り組んだほか、若者への予防啓発を図るため、デートＤＶのリーフレットを作成し、市内大学等へ配布しました。

計画全体の進捗状況は、平成２６年度末時点で、４８の取組みのうち、概ね達成されたものが４５（約９４％）となっており、一定の進捗が図られているところです。

3 定義

本計画では、「ＤＶ防止法」に規定する「配偶者（事実婚・元配偶者も含む）からの暴力、または、生活の本拠を共にして交際をする関係にある相手からの暴力」に加え、「交際相手からの暴力（デートＤＶ）」も対象として含めることとします。

また、この計画における「暴力」とは、殴ったり蹴ったりするなどの「身体的暴力」だけでなく、不適切な言動等により相手の心を傷つける「精神的暴力」、性的行為を強要する等の「性的暴力」、生活費を渡さない等の「経済的暴力」、実家や友人等との付き合いを制限する等の「社会的暴力」も含むものとします。

4 計画の位置づけ

本計画は、千葉市男女共同参画ハーモニー条例第９条に規定する「ちば男女共同参画基本計画・第４次ハーモニープラン」の一部として位置付け、「基本目標Ⅱ　男女平等と人権の尊重」の「施策の方向性１　配偶者等からの暴力の防止と被害への対応」に基づき、ＤＶ防止・被害者支援体制の更なる推進のため、具体的な方針、取組みをまとめたものです。

また、ＤＶ防止法第２条の３第３項の規定に基づく市町村基本計画とします。

コラム①　DVの種類

DVは、身体的暴力だけではありません。DVには様々な形態が存在します。

以下のような暴力の形態は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。また、ある行為が複数の形態に該当する場合もあります。

（1）身体的暴力：殴る、蹴る、髪を引っ張る、刃物や凶器を使う、物を投げる等
（2）精神的暴力：大声でどなる、無視する、人格を否定する、メールを細かくチェックする等
（3）性 的 暴 力：性行為を強要する、見たくないポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しない、中絶を強要する等
（4）経済的暴力：生活費を渡さない、働かせない、家計の管理を独占する、お金の使い道を細かくチェックする等
（5）社会的暴力：行動を管理し外部との接触を制限する、会う人や話す人を管理する等

5 計画の期間

この計画は「ちば男女共同参画基本計画・第４次ハーモニープラン」の一部に相当するものであることから、計画期間を合わせ、平成２８年度から平成３３年度までの６年間とします。

また、６年後の計画見直しに際しては、「ちば男女共同参画基本計画・第４次ハーモニープラン」との一体的な見直しも含めて検討を行います。

なお、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の見直し等により、新たな事項を計画に盛り組む必要が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

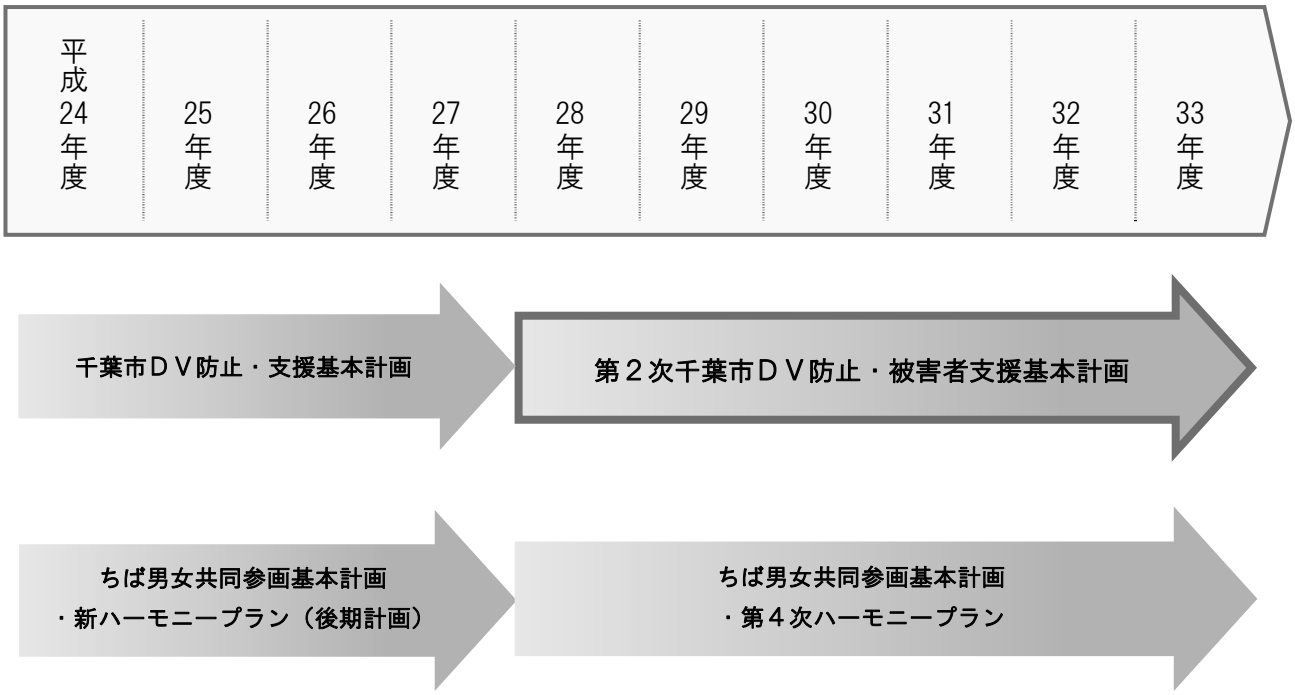

第２章

計画の
基本的な考え方

第２章　計画の基本的な考え方

1　基本理念

ＤＶの根絶

ＤＶは、一方的な暴力によって他方を支配する行為であり、本来であれば、パートナーとして大切にされるはずの相手からうける暴力行為は、被害者の心身を深く傷つけ、時には生命に関わる事態にまで発展することがあり、時には自己肯定感を根底から奪い、生涯にわたって癒えない心的外傷となることもあります。また、暴力のある環境で育つ子どもは、同様に心身に深い傷を負い、暴力を学習することで、世代間の負の連鎖を生むことさえあり、当事者間の問題に留まらず、社会全体に影響を及ぼす大きな問題です。

ＤＶは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があろうとも、暴力をふるうことは決して正当化されるものではなく、許されないものです。

本計画では、「ＤＶの根絶」を基本理念とし、一人ひとりが互いを尊重し、信頼しあえる関係のもと、全ての市民が、暴力の無い安心した生活を送れる社会を目指し、ＤＶの防止、被害者の保護と心身のケア、自立支援などの総合的なＤＶ対策を行います。

② 基本目標

「ＤＶの根絶」を実現するため、次の５つの基本目標を設定します。

Ⅰ　暴力を許さない地域づくりの推進
Ⅱ　相談体制等の充実
Ⅲ　被害者の安全確保の徹底
Ⅳ　被害者の自立と生活再建の支援
Ⅴ　施策推進体制の整備

基本目標Ⅰ　暴力を許さない地域づくりの推進

市の「配偶者等における暴力に関する調査」によると、ＤＶ防止法の認知度は９割以上と高いものの、その内容まで知っているのは２割半ばに留まっています。また、高校生のデートＤＶの認知度は約６割に留まり、内容まで知っているのは２割半ばとなっている等、ＤＶが十分には認知されていない現状が課題としてあげられます。

また、暴力に対する認識については、「どんな理由があろうと、暴力に訴えることは許されないことで、被害者には落ち度はない」との回答が最も多いものの、約６割に留まり、一方で「暴力をふるわれる側（被害者）にも何か落ち度がある」との回答が３割近くを占め、依然として、暴力を容認する考え方が根強く残っていることがうかがえます。

このような現状の中、子どもの頃から暴力を許さない早期予防教育として一人ひとりを大切にする人権教育や暴力防止への理解を広く市民に促すための普及啓発が必要です。

暴力は許さないという意識を社会全体に対して、周知・啓発を図り、いかなる暴力も許さない地域づくりを推進します。

基本目標Ⅱ　相談体制等の充実

「配偶者等における暴力に関する調査」の「配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度」では、「知っている」が約４割に留まり、相談窓口の認知度が未だ低い状況です。

また、「被害者が安心して生活するために必要なこと」では、「被害者のための相談体制を充実させること」が最も多く、７割以上、「被害者のための相談機関の周知度を高める」についても５割以上の方々が要望している状況です。

このため、被害者を早期に、適切な支援に結びつけられられるよう、さらなる相談窓口の周知を図るとともに、様々なニーズに応じた相談に適切な対応ができるよう体制を充実する必要があります。

被害者が必要に応じて安全・適切に相談が受けられるよう、相談窓口の周知を強化するとともに、相談体制の充実に取り組みます。

基本目標Ⅲ　被害者の安全確保の徹底

ＤＶから逃れてきた被害者やその子どもたちについて、生命・身体を危険から守り、安全を確保することは、最優先の課題です。本市では、千葉県や民間団体と連携し、一時保護支援を行い、被害者やその同伴家族の安全を確保しています。また、保護命令制度や住民票の交付制限等の情報提供や申し立ての支援を行い、避難後の安全確保にも努めています。

さらに、被害者の情報を聞きだし、被害者を連れ戻そうとする加害者も少なくないことから、被害者の個人情報の漏えいを防ぎ、情報管理を徹底する必要があります。

配偶者暴力相談支援センター等で相談した被害者が緊急避難する際に、安全かつ円滑に一時保護できる体制を確保するとともに、避難後の安全確保に留意し、様々な市民サービスの窓口等において、個人情報保護を徹底し、情報が漏えいすることのない体制を整備します。

基本目標Ⅳ　被害者の自立と生活再建の支援

ＤＶから逃れ、自立しようとする被害者は、心身ともに傷つき、疲弊しながらも、新たに生活を再建するため、衣食住の確保や就労、子どもの就学・就園等、様々な手続き等を行う必要があることから、避難した後に、暴力被害からの回復を経て、その後の自立が図られるまで、被害者の負担と不安を軽減し、安定した生活が可能となるよう、きめ細やかな支援が必要です。

また、被害者やその子どもたちは、心身のダメージの大きさから、心身の不調が現れたり、不適応状態になったりすることがあり、適切なケアを行う必要があります。

被害者の負担軽減に配慮した相談手続き体制の整備を行うとともに、被害者の自立と生活再建の支援を行うほか、被害者等へのケアの充実に取り組みます。

基本目標Ⅴ　施策推進体制の整備

本市では、要保護児童対策及びＤＶ防止地域協議会をはじめとして、市、関係機関等が情報や支援方針等を共有し、ＤＶ防止と被害者支援の施策を進めていますが、被害者等の早期発見や適切な保護等を図るためには、関係機関等とのさらなる連携体制の強化が必要となっています。

また、相談や支援に携わる行政職員及び支援者は、それぞれの立場において、ＤＶの特性を踏まえた適切な対応を行うことが常に求められており、業務に関する高い専門性が必要となっていることから、被害者支援を担う関係者の人材育成が必要となっています。

さらに、ＤＶ防止対策の施策を推進するには、ＤＶを生み出す背景や原因、ＤＶに関する実態を調査分析し、ＤＶの防止や被害者支援、加害者対策に係る情報収集が必要です。

本市のＤＶ防止対策を有機的に推進するため、関係機関等との連携体制の強化や被害者支援を担う人材の育成及び効果的な施策検討を行うための研究に取り組みます。

コラム②　千葉市配偶者暴力相談支援センター

平成25年10月から千葉市配偶者暴力相談支援センターを開設しました。配偶者暴力相談支援センターの業務は以下のとおりです。

（1）配偶者等からの暴力の相談
（2）問題解決に向けた情報提供や制度利用の調整
（3）緊急時の被害者及び家族の安全確保に関する相談
（4）保護命令申し立てに関する相談

相談専用電話：043－245－5110（月～金（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後4時）

3 施策体系表

基本目標	施策の方向性
Ⅰ　暴力を許さない地域づくりの推進	1　暴力防止のための教育の推進
	2　暴力防止のための広報・啓発の推進
Ⅱ　相談体制等の充実	1　相談窓口の周知の強化
	2　相談体制の充実
Ⅲ　被害者の安全確保の徹底	1　一時保護体制の整備
	2　被害者の安全確保
Ⅳ　被害者の自立と生活再建の支援	1　被害者の負担軽減に配慮した相談手続き体制の整備
	2　被害者の自立と生活再建の支援の充実
	3　被害者等へのケアの充実
Ⅴ　施策推進体制の整備	1　関係機関等との連携の強化
	2　人材の育成
	3　施策推進のための調査研究

具 体 的 施 策

(1)幼少期からの暴力を防止するための人権教育の推進　(2)若者に向けたデートDV予防教育の推進
(3)DV・暴力に関する正しい理解の普及促進　(4)暴力を根絶するための地域・社会に対する広報・啓発活動の推進　(5)関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進

(6)相談窓口等、被害者支援制度の周知の推進　【再掲】(5)関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進
(7)専門相談員による相談・支援の充実　(8)専門職による相談・助言機能の充実　(9)専門相談員の資質向上　(10)被害者の状況に応じた相談体制の充実

(11)関係機関等との連携による一時保護体制の整備　(12)民間シェルターへの支援　(13)広域的な対応の整備
(14)被害者の安全を守るための制度の利用支援の充実　(15)情報管理と安全確保の徹底　(16)危機管理体制の充実

(17)二次的被害の防止体制の整備　(18)行政機関等で行う諸手続きの支援体制の整備
【再掲】(7)専門相談員による相談・支援の充実　【再掲】(8)専門職による相談・助言機能の充実　(19)被害相談証明書の発行等　(20)同行支援の充実　(21)経済的な支援　(22)就労の支援　(23)住居の確保に向けた支援　(24)各種支援制度の情報提供・活用の支援　(25)自立支援講座の実施　(26)母子生活支援施設への措置等　(27)ステップハウスの利用支援
【再掲】(8)専門職による相談・助言機能の充実　(28)被害者の心身の回復支援の充実　(29)DVのある環境で育った子どもへのケアの充実

(30)要保護児童対策及びDV防止地域協議会の運営　(31)関係機関等との情報交換・連携強化 (32)民間団体との連携強化
(33)被害者を支援する人材育成の推進　【再掲】(9)専門相談員の資質向上
(34)被害者支援及び加害者対策のあり方についての調査研究

被害者支援の体系図

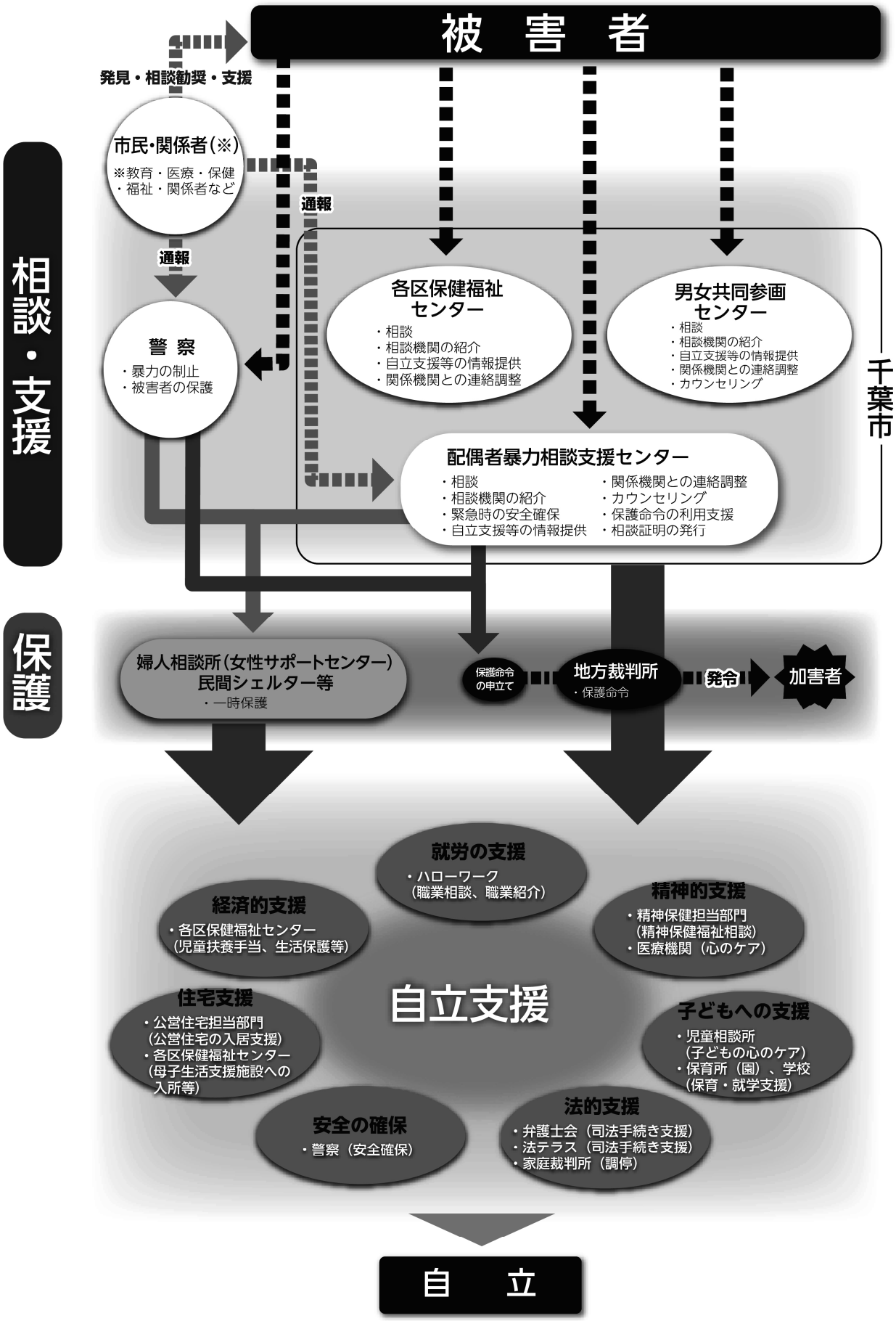
被　害　者
発見・相談勧奨・支援
市民・関係者(※)
※教育・医療・保健・福祉・関係者など
通報
通報
相談・支援
警　察
・暴力の制止
・被害者の保護
各区保健福祉センター
・相談
・相談機関の紹介
・自立支援等の情報提供
・関係機関との連絡調整
男女共同参画センター
・相談
・相談機関の紹介
・自立支援等の情報提供
・関係機関との連絡調整
・カウンセリング
千葉市
配偶者暴力相談支援センター
・相談
・相談機関の紹介
・緊急時の安全確保
・自立支援等の情報提供
・関係機関との連絡調整
・カウンセリング
・保護命令の利用支援
・相談証明の発行
保護
婦人相談所(女性サポートセンター)
民間シェルター等
・一時保護
保護命令の申立て
地方裁判所
・保護命令
発令
加害者
就労の支援
・ハローワーク
(職業相談、職業紹介)
経済的支援
・各区保健福祉センター
(児童扶養手当、生活保護等)
精神的支援
・精神保健担当部門
(精神保健福祉相談)
・医療機関（心のケア）
自立支援
住宅支援
・公営住宅担当部門
(公営住宅の入居支援)
・各区保健福祉センター
(母子生活支援施設への入所等)
子どもへの支援
・児童相談所
(子どもの心のケア)
・保育所（園）、学校
(保育・就学支援)
安全の確保
・警察（安全確保）
法的支援
・弁護士会（司法手続き支援）
・法テラス（司法手続き支援）
・家庭裁判所（調停）
自　立

第３章

施策の展開

第３章　施策の展開

基本目標Ⅰ　暴力を許さない地域づくりの推進

現　状

１　ＤＶ問題への関心

『関心がある、他人事とは思えない』人の割合は約６割となっている一方、「どちらかというと関心がない」と「関心がない」を合わせた『関心がない』は約２割となっています。性別にみると、『関心がある』は女性が６４．２％、男性が５６．７％と、女性の方が男性よりもやや高くなっています。（図表１－１）

■図表１－１　ＤＶ問題への関心（性別）

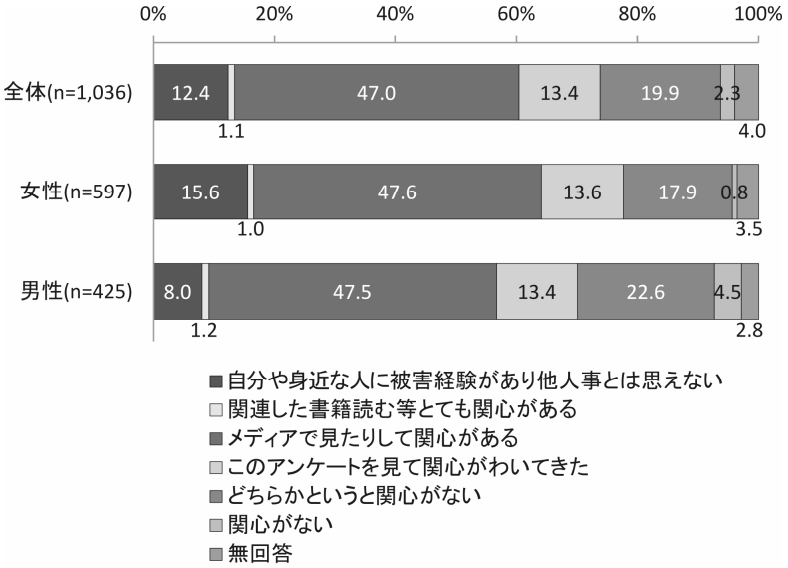

資料／千葉市男女共同参画センター「配偶者等における暴力に関する調査」（平成26年度）より

２　ＤＶの認知度

（１）ＤＶの認知度

法律があることを知っている人の割合は９割以上となっており、内閣府調査（Ｈ２６）と比べて高い状況ですが、その内容も知っている人の割合は２５．２％と、約４人に１人となっています。（図表１－２）

また、デートＤＶについては、言葉があることを知っている人の割合は約７割となっている一方、内容も知っている人の割合は３５．６％と、約３人に１人となっています。（図表１－３）

■図表１－２　ＤＶ防止法の認知度（性別）

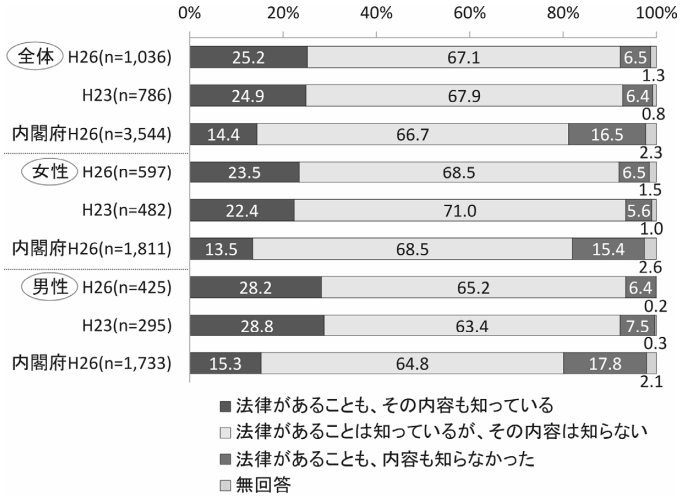

■図表１－３　デートＤＶの認知度（性別）

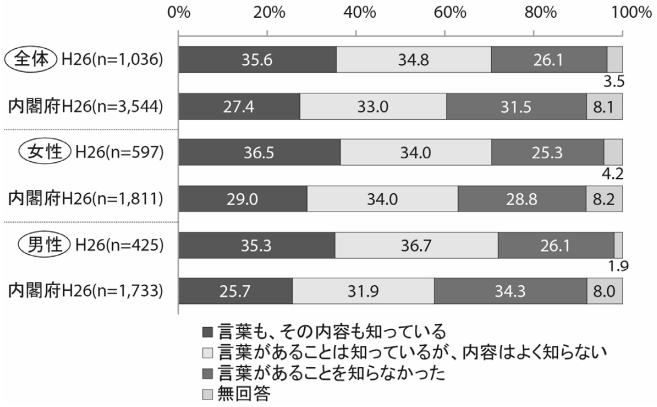

資料／千葉市男女共同参画センター「配偶者等における暴力に関する調査」（平成26年度）
内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成26年度）より

（２）高校生のデートＤＶの認知度

「言葉を知っている」割合は３年前と比較すると大幅に増加しているものの、約６割に留まり、その内容も知っている人の割合は、約３割となっています。（図表１－４）

■図表１－４　高校生のデートＤＶの認知度

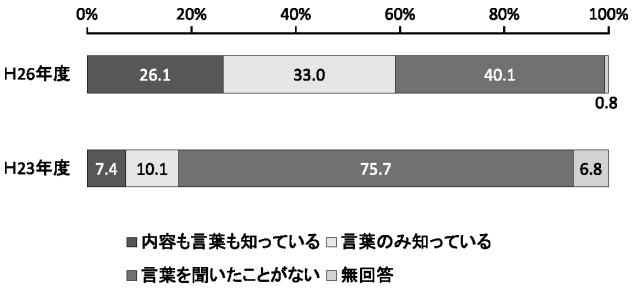

資料／千葉市「交際相手からの暴力（デートＤＶ）についての意識実態アンケート調査」（平成26年度）より

コラム③　デートDV

「DV」は、配偶者や元配偶者、同棲相手の間で起こる暴力のことを指すのに対し、「デートDV」は、交際相手の間で起こる暴力のことを指します。どちらも親密な間柄で起こる暴力です。デートDVは、束縛したり、携帯やメールを使い行動を監視したり、自分の好みを押し付けたり、さまざまな形の暴力によって相手をコントロールしようとします。

３　暴力に対する意識

（１）ＤＶに対する自分の考え

「どんな理由があろうと、暴力に訴えるのは許されないことで、被害者には落ち度はない」が約６割となっていますが、「暴力をふるわれる側（被害者）にも、何か落ち度がある」が約３割、また、「基本的には、夫婦・パートナー・恋人同士の間の問題で、当人同士で解決するべき」が約２割となっています。（図表１－５）

また、ＤＶではないものの、子どもへの暴力に対する意識については、「子どものしつけのためであれば、たたいたり、ぶったりしても良い」に賛成する割合が約３割となっています。（図表１－６）

■図表１－５　ＤＶに対する自分の考え（性別）

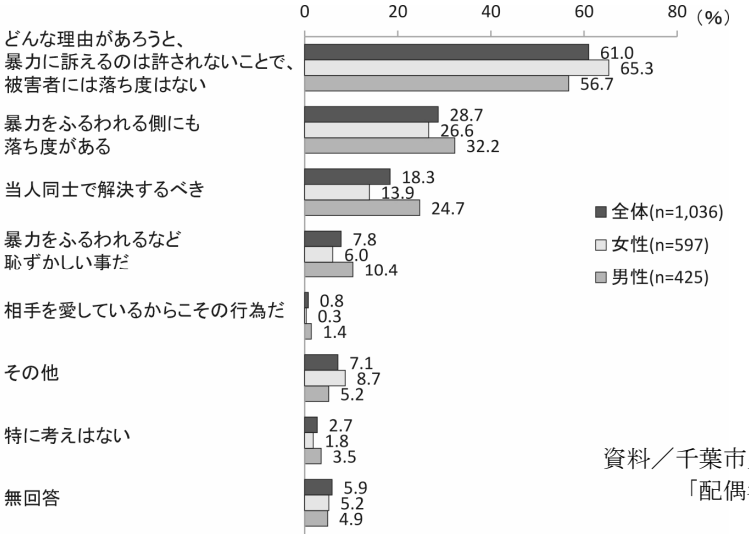

資料／千葉市男女共同参画センター
「配偶者等における暴力に関する調査」（平成26年度）より

■図表１－６　子どものしつけのためであれば、たたいたり、ぶったりしてもよい

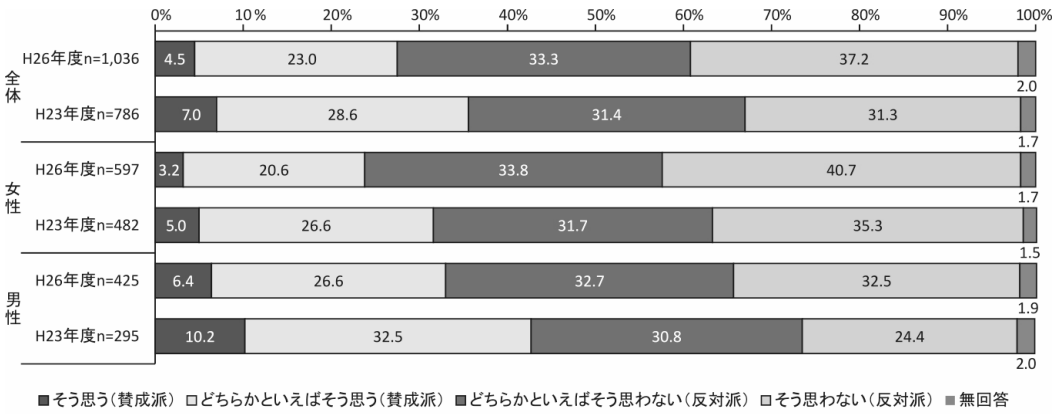

資料／千葉市男女共同参画センター「配偶者等における暴力に関する調査」（平成26年度）より

（２）暴力に関する意識

身体的な暴力にあたる「平手で打つ、足でける」については、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」と回答している人が約２割いるほか、「長期間の無視」や「交友関係や電話の監視」「友人・実家とのつきあいをいやがる・やめさせる」「お金の使い道を細かく報告させる」等の心理的・経済的な暴力に関しては、身体的な暴力と比べ、暴力と認識されない場合が高くなっています。（図表１－７）

■図表１－７　暴力に関する意識

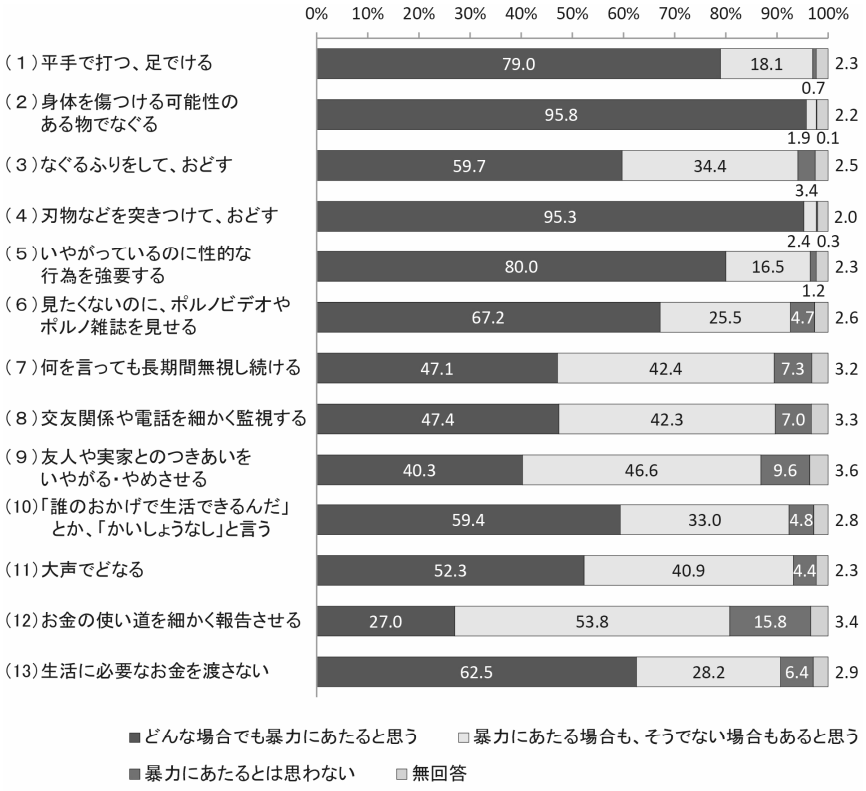

資料／千葉市男女共同参画センター「配偶者等における暴力に関する調査」（平成26年度）より

（３）高校生の暴力に関する意識

「殴ったりけったりすることは何があっても許されない」と回答した人が一番多く、６割を超えているものの、「軽くたたく程度なら特に問題ない」が３６．１％、約３人に１人いるほか、「愛情があれば、暴力をふるってもかまわない」が、６．８％、約１５人に１人となっています。（図表１－８）

■図表１－８　高校生の暴力に関する意識

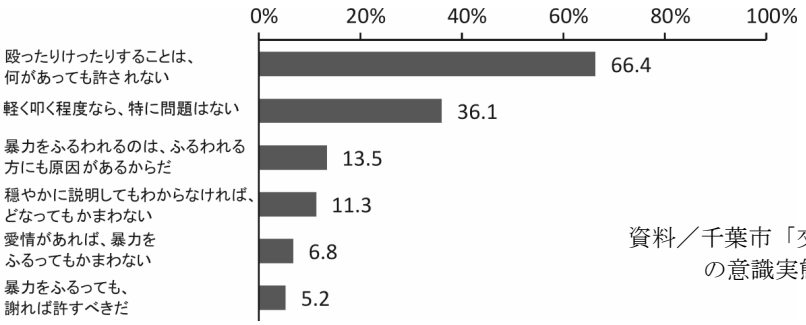

資料／千葉市「交際相手からの暴力（デートＤＶ）についての意識実態アンケート調査」（平成26年度）より

（４）高校生の暴力の被害経験

「されたかもしれない」の回答が６．３％、約１６人に１人となっています。（図表１－９）

また、「見たり聞いたりしたかもしれない」という項目で多いものとしては、「メールチェックなど」「バカにする」「叩くなど」で、１割を超えています。（図表１－１０）

■図表１－９　高校生の暴力の被害経験

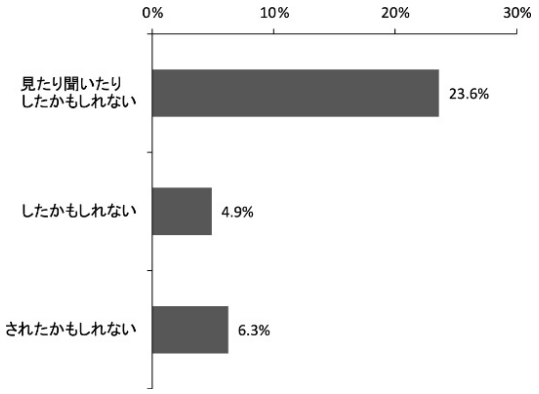

■図表１－１０　暴力の経験・項目

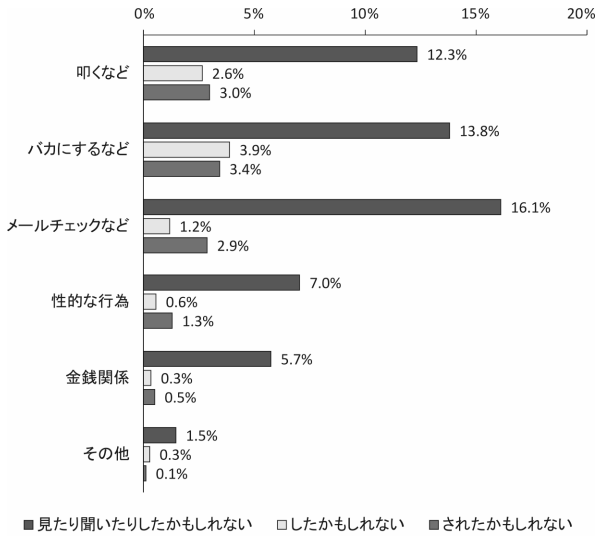

資料／千葉市「交際相手からの暴力（デートＤＶ）についての意識実態アンケート調査」（平成26年度）より

コラム④　しつけと体罰について

厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」では、「叩く」ことも身体的虐待に該当するものとしており、また、体罰は子どもにとって効果がないばかりか、悪影響をもたらす不適切な行為であるとしています。

子どものしつけはとても大切ですが、しつけの方法として体罰を用いることについては、体罰が痛みと恐怖感で子どもの行動をコントロールする面があることから、次のような問題が考えられます。

（1）何よりも大切な親子の信頼関係を壊してしまう危険性があること。
（2）恐怖に怯える子どもは、「なぜ、それがいけないのか」の道理がわからず、また、その場しのぎのウソを重ねる危険性があること。
（3）「子どものため」や、「冷静に」と思っていても、大人の怒りの感情の暴発やはけ口となり、コントロールが利かなくなる危険性があること。
（4）体罰を与える大人も、体罰を受ける子どもも、徐々に体罰に慣れ、往々にして体罰がエスカレートする危険性があること。
（5）結果、時に、取り返しのつかない事故を引き起こす危険性があること。
（6）正しければ暴力を振るっても良いという考えを子どもが模倣し、友人との関係や自らが大人となった時に、パートナーや子どもとの関係の中で暴力を振るう等、暴力の連鎖が起こる危険性があること。

課　題

■　「ＤＶに対する自分の考え」では、「どんな理由があろうと、暴力に訴えるのは許されないことで、被害者には落ち度はない」が約６割に留まり、「暴力をふるわれる側（被害者）にも、何か落ち度がある」と回答した者が約３割、「当人同士で解決するべき」と回答した者が約２割と、暴力を容認する考え方やＤＶは「個人的な問題」との認識が依然として残っています。

また、ＤＶ問題に「関心がない」と回答した者が約２割、また、ＤＶ防止法の内容を知っていると回答した者が約４人に１人、デートＤＶの内容を知っていると回答した者が約３人に１人と未だ社会全体で、この問題を共有しているとは言い難い状況です。

さらに、暴力に関する意識についても、心理的・経済的な暴力に関しては、身体的な暴力と比べて、暴力と認識されない割合が高くなっています。

「ＤＶは重大な人権侵害であり、いかなる理由があろうとも暴力をふるうことは決して許されない。」という意識を社会全体で共有するため、ＤＶ・暴力に関する正しい理解を普及促進するとともに、暴力を根絶するための地域・社会に対する広報・啓発活動が必要です。

■　「子どものしつけのためであれば、たたいたり、ぶったりしても良い」と回答した者が約３割となっており、しつけの名のもと、理由があれば、家庭内で教育的に暴力をふるうことが許されるという考えが依然として残っています。

暴力をふるわれた子どもたちは、自らが正しいと思う理由があれば暴力をふるっても良い、あるいは、愛する相手のためを思ってふるう正しい暴力がある、といった、誤った認識を学習する危険があります。

児童虐待など、あらゆる暴力を許さない認識を社会全体で共有するとともに、他者を尊重し、暴力を防止するための人権教育を幼少期から推進することが必要です。

■　高校生に対する調査において、交際相手から暴力を「されたかもしれない」と回答した者は約１６人に1人となっています。

また、「デートＤＶの内容まで知っている」と回答した者が約３割、また、「愛情があれば暴力をふるって構わない」と回答した者が約１５人に1人と、デートＤＶの認識が高いとは言い難い状況であり、また、デートＤＶにつながりかねない、暴力に関する誤った意識が見受けられます。

若者に向けたデートＤＶの予防教育を推進することが必要です。

このような課題から、「暴力を許さない地域づくりの推進」に向け、
次の２つの施策の方向性を設定し、施策を推進します。

１　暴力防止のための教育の推進
２　暴力防止のための広報・啓発の推進

施策の方向性 1 暴力防止のための教育の推進

〈 具体的施策 〉

施策名	取組内容
⑴幼少期からの暴力を防止するための人権教育の推進	■保育所（園）、幼稚園、認定こども園、学校において、心身の発達段階に応じ、幼少期から、他者を尊重し、暴力を防止するための人権教育を推進します。
⑵若者に向けたデートＤＶ予防教育の推進	■関係機関等と連携し、デートＤＶ予防プログラムの活用等、若者（中・高・大学生）を対象とした「デートDV」の予防教育を推進します。

施策の方向性 ② 暴力防止のための広報・啓発の推進

〈 具体的施策 〉

施策名	取組内容
⑶DV・暴力に関する正しい理解の普及促進	■DV相談カードやリーフレット、ホームページ等の広報媒体や市民向け講座等により、何がDV・暴力にあたるか、また、理由に関わらず、DV・暴力は許されるものではないことについて、広報・啓発を行います。
	■妊娠中の女性及びパートナー等へ広報媒体を活用し、DV・暴力に関する正しい理解の普及啓発を行います。
⑷暴力を根絶するための地域・社会に対する広報・啓発活動の推進	■「女性に対する暴力をなくす運動」やDV防止のための「パープルリボンキャンペーン」を児童虐待防止のための「オレンジリボンキャンペーン」と併せて実施します。
⑸関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進	■福祉・医療・教育の関係者や民生委員・児童委員等、様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、支援活動において、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進します。
	■乳幼児健診や乳幼児の家庭訪問等、母子を支援する機会が多い保健師、助産師、看護師等にDVに対する専門的知識を深めるための研修を実施し、日頃の支援において、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進します。

コラム⑤　オレンジリボン・パープルリボンキャンペーン

千葉市では、11月1日～30日の「児童虐待防止推進月間」、11月12日～25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボン、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンを用いて、児童虐待の防止及び女性に対する暴力根絶のための様々な啓発活動を行っています。この啓発活動により「暴力のない社会」の実現を目指しています。

基本目標Ⅱ　相談体制等の充実

現　状

１　配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度

「知っている」が約４割、「知らない」が約６割となっています。内閣府調査と比べると、「知っている」は千葉市の方が６．１ポイント多くなっています。また、平成２３年調査と比較すると、「知っている」が４．３ポイント増加しています。（図表２－１）

■図表２－１　配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度（性別）

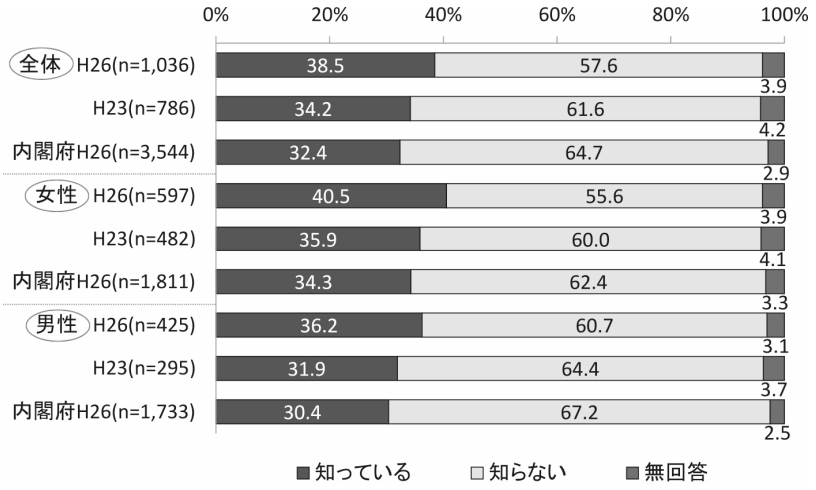

資料／千葉市男女共同参画センター「配偶者等における暴力に関する調査」（平成26年度）
内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成26年度）より

２　配偶者等からの暴力について知っている相談窓口

相談できる窓口を「知っている」と回答した者が挙げた具体的な窓口としては、「千葉県警察本部『相談サポートコーナー』」が約６割と最も多くなっています。次いで「民間支援団体（シェルター、カウンセリング等）」、「各区保健福祉センター こども家庭課」と続き、約３割となっています。性別にみると、「千葉県警察本部『相談サポートコーナー』」は男性が女性よりも１２．１ポイント高くなっており、「民間支援団体（シェルター、カウンセリング等）」は女性が男性よりも１６．１ポイント高くなっています。（図表２－２）

■図表２－２　配偶者等からの暴力について知っている相談窓口（性別）

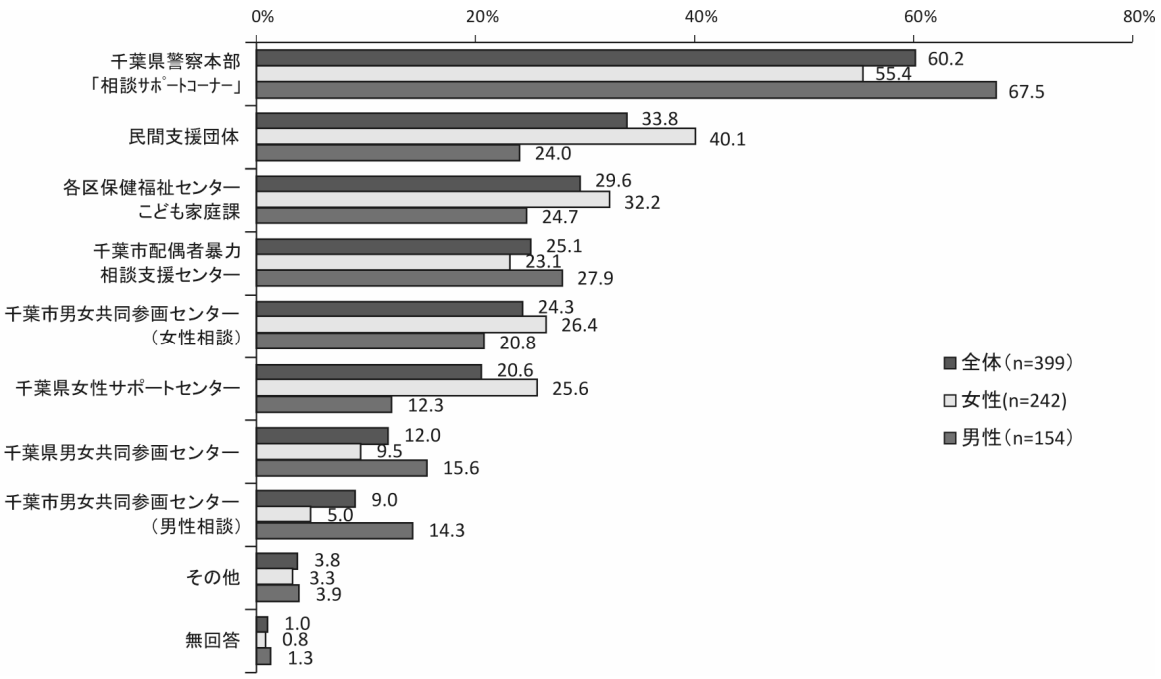

資料／千葉市男女共同参画センター「配偶者等における暴力に関する調査」（平成26年度）より

３　最近５年間に受けた暴力についての相談先

「誰にも相談したり、打ち明けたりしていない」は約４割となっており、相談した人についても、「友人・知人、近所の人」が約４割、次いで「自分の親・親族」が約３割の順となっています。それ以外の相談先はすべて１割未満となっており、警察や役所の窓口への相談はそれぞれ、５．４％、４．３％となっています。（図表２－３）

■図表２－３　最近５年間に受けた暴力についての相談先（性別）

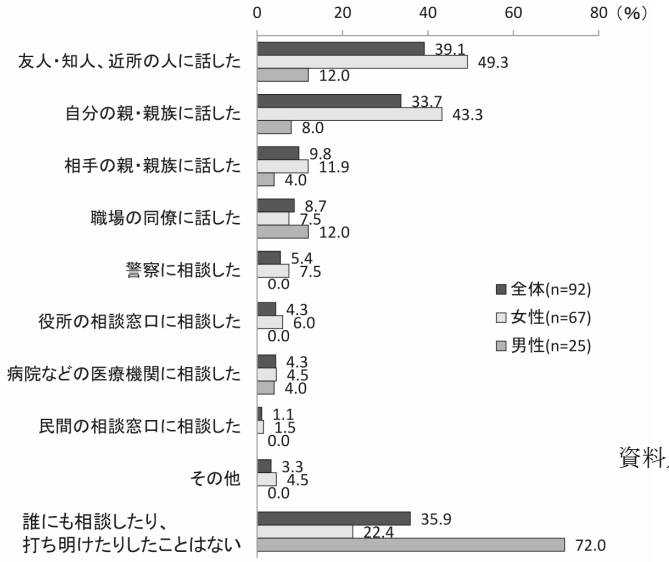

資料／千葉市男女共同参画センター
「配偶者等における暴力に関する調査」（平成26年度）より

４　相談しなかった理由

「自分にも悪いところがあると思ったから」が最も多く、約５割となっています。次いで、「相談するほどのことではないと思ったから」、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」と続き、それぞれ４割以上となっています。（図表２－４）

■図表２－４　相談しなかった理由（性別）

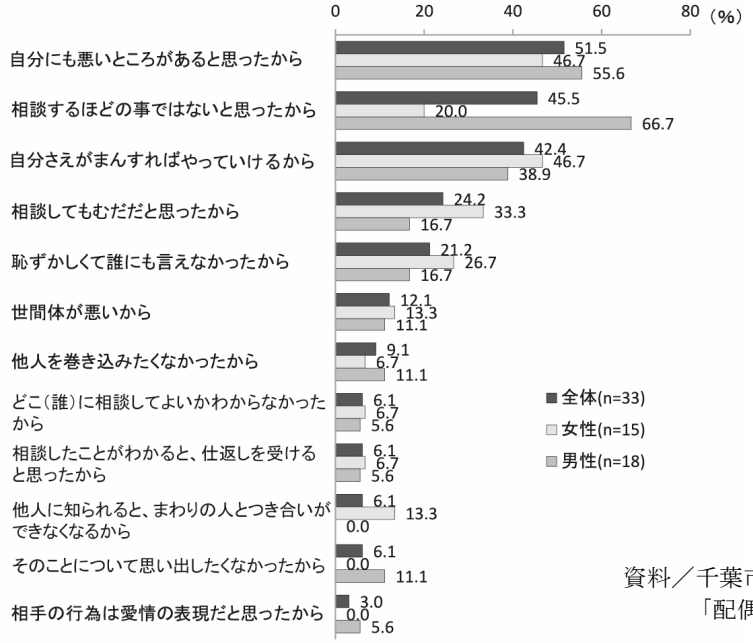

資料／千葉市男女共同参画センター
「配偶者等における暴力に関する調査」（平成26年度）より

５　被害者が安心して生活するために必要なこと

「被害者のための相談体制を充実させる」が約７割で最も多く、次いで「暴力にさらされて育った子どものケアを行う」、「被害を受けた方が、暴力の影響から回復できるように、精神・心理的支援をする」、「被害者のための相談機関の周知度を高める」、「加害者に対する厳しい罰則をつくる」と続き、それぞれ５割以上となっています。（図表２－５）

■図表２－５　被害者が安心して生活するために必要なこと（性別）／上位８項目

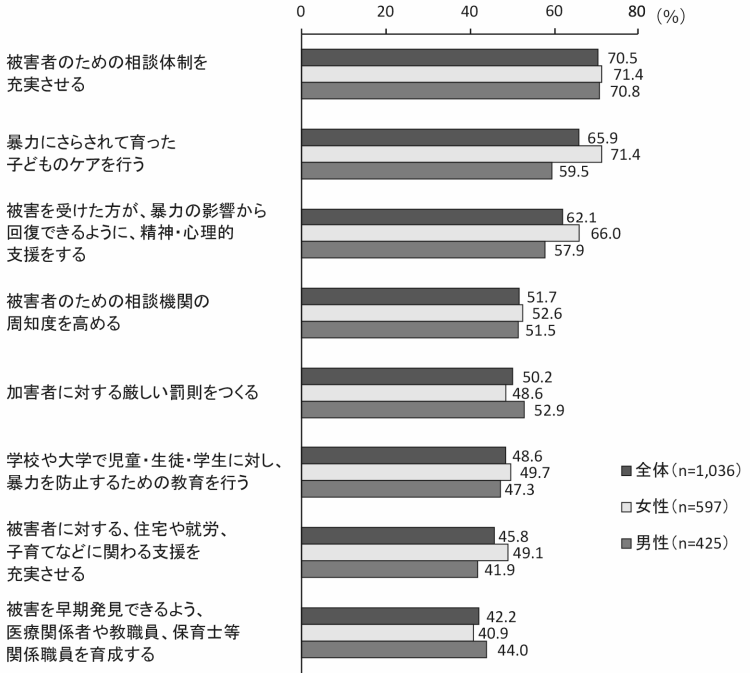

資料／千葉市男女共同参画センター
「配偶者等における暴力に関する調査」
（平成26年度）より

６　全国の相談件数

内閣府によると、ＤＶ防止法に基づき、配偶者暴力相談支援センター等が受けるＤＶに関する相談件数は、毎年増加しており、平成２６年度は約１０万３千件となっています。（図表２－６）

■図表２－６　全国の相談件数

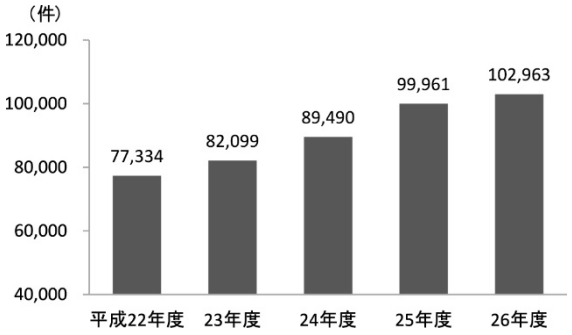

資料／内閣府「配偶者からの暴力に関するデータ」より

７　千葉市の相談件数

毎年増加しており、特に、平成２５年１０月に千葉市配偶者暴力相談支援センターを開設したことから、平成２６年度には合計２，９０２件と、センター開設前の２年前と比較すると、約２倍となっています。（図表２－７）

■図表２－７　千葉市の相談件数

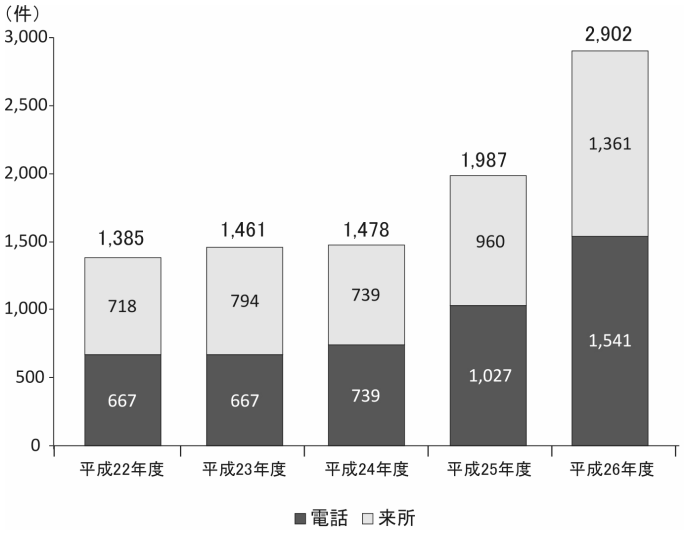

資料／千葉市統計

課　題

■　市のＤＶ相談件数は、配偶者暴力相談支援センターの設置に伴い、大幅に増加していますが、女性の約３人に１人にＤＶ被害経験がある現状を踏まえると、相談窓口につながっていない多くの潜在的な被害者が想定されます。

また、ＤＶの相談窓口の認知度は４割程度に留まり、被害の相談先についても、友人・知人、親・親族等、身近な人が中心となり、警察や役所の公的機関への相談は５%以下となっています。

潜在的な被害者を救済するためには、ＤＶ・暴力についての正しい理解の普及促進とともに、被害者本人はもとより、被害者の身近な立場にいる方が相談を受け、助言する可能性を踏まえ、広く社会全体に対し、様々な媒体を活用し、相談窓口等の被害者支援制度の周知を推進することが必要です。

■　被害経験者のうち、約４割がどこにも相談をしておらず、その理由として、「自分にも悪いところがあると思った」「相談するほどの事ではないと思った」「自分さえがまんすればやっていける」等としています。ＤＶの被害にあっている当事者は、自分自身がＤＶをされているという自覚に乏しいうえ、相談窓口がどこにあるか分からず、相談につながりにくい面があることから、周囲からの一歩進んだ声かけが求められています。

そのため、**被害者に直接関わる可能性の高い保健・医療・福祉の関係者や民生委員・児童委員等、地域の方々に被害者の状況やＤＶ・暴力について理解してもらい、被害者を早期に発見するとともに、通報や被害者に対する相談窓口等の情報提供・相談の勧奨等、被害者の救済につながる取組の推進が必要**です。

■　被害者の相談窓口として、本市では、配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等が設置され、専門相談員が配置されています。

心身に深い傷を負い、これまでの生活を全て捨てて助けを求めることもある被害者に対し、**相談窓口では、その訴えに耳を傾け、被害者の抱える問題を適切に理解するとともに、被害者の意向を尊重して自己決定ができるよう、問題解決に向けた適切な助言を行うことが必要**です。

また、被害者が安心して生活するために必要なことでは、７割の方が「被害者のための相談体制を充実させること」を望んでいました。そのため、**専門相談員の職業倫理や専門的知識、援助技術等を高めるための資質向上の取組や弁護士・心理士等による専門職による助言機能の充実等、相談窓口としての専門性を高めることが必要**です。

■　**被害者の相談支援にあたっては、国籍の違い、高齢者や障害者、男性であること等によって支援を受けにくいということにならないよう、被害者の状況に応じた相談窓口の整備と相談窓口等の被害者支援制度の周知が必要**です。

このような課題から、「相談体制等の充実」に向け、
次の２つの施策の方向性を設定し、施策を推進します。

１　相談窓口の周知の強化
２　相談体制の充実

施策の方向性 1 相談窓口の周知の強化

〈 具体的施策 〉

施策名	取組内容
⑹相談窓口等、被害者支援制度の周知の推進	■DV相談カードやリーフレット、ホームページ等を活用し、相談窓口等、被害者の支援制度を広く市民に周知し、被害者を相談につなげます。
	■周知にあたっては、様々な国籍の方や高齢者、障害者、男性等、被害者のニーズに応じて配慮します。
【再掲】 ⑸関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進	【再掲】 ■福祉・医療・教育の関係者や民生委員・児童委員等、様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、支援活動において、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進します。
	【再掲】 ■乳幼児健診や乳幼児の家庭訪問等、母子を支援する機会が多い保健師、助産師、看護師等にDVに対する専門的知識を深めるための研修を実施し、日頃の支援において、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進します。

施策の方向性 ② 相談体制の充実

〈 具体的施策 〉

施策名	取組内容
⑺専門相談員による相談・支援の充実	■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等の相談窓口において、専門相談員が、被害者の意向を尊重し、自己決定ができるよう、必要な情報の提供等の支援を行います。
⑻専門職による相談・助言機能の充実	■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等において、弁護士による法律相談や精神科医・心理士による相談等、専門相談・助言機能（巡回相談含む）を充実します。
⑼専門相談員の資質向上	■各種研修や事例検討、スーパーバイズ、外部研修等により、相談員の職業倫理や専門的知識、援助技術を高め、適切な被害者支援を行います。
⑽被害者の状況に応じた相談体制の充実	■様々な国籍の方から相談を受ける際、生活習慣や文化の違いに配慮するとともに、通訳を介して相談ができるように関係機関等と連携を図ります。
	■高齢者虐待や障害者虐待の可能性も視野に、高齢者・障害者関係機関等と連携を図ります。
	■男性の様々な悩みや不安について、男性の専門相談員による電話相談を行います。

基本目標Ⅲ 被害者の安全確保の徹底

現　状

１　暴力の被害経験

ＤＶの被害経験者（配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれかを１つでも受けたことがあるという人）は、女性の３１．５％で約３人に１人、男性の１６．０％で約６人に１人、全体では２５．２％で約４人に１人となっています。

内閣府調査と比べ、女性が＋７．８ポイント、男性が▲０．６ポイント、全体では＋４．９ポイントとなっており、千葉市においては、女性の被害経験者が多い現状となっています。

さらに、身体に対する暴行を受けた経験者をみると、女性の２１．６％と、約５人に１人は何らかの身体的暴力を受けたことがあるとしています。（図表３－１）

■図表３－１　暴力の被害経験（性別）

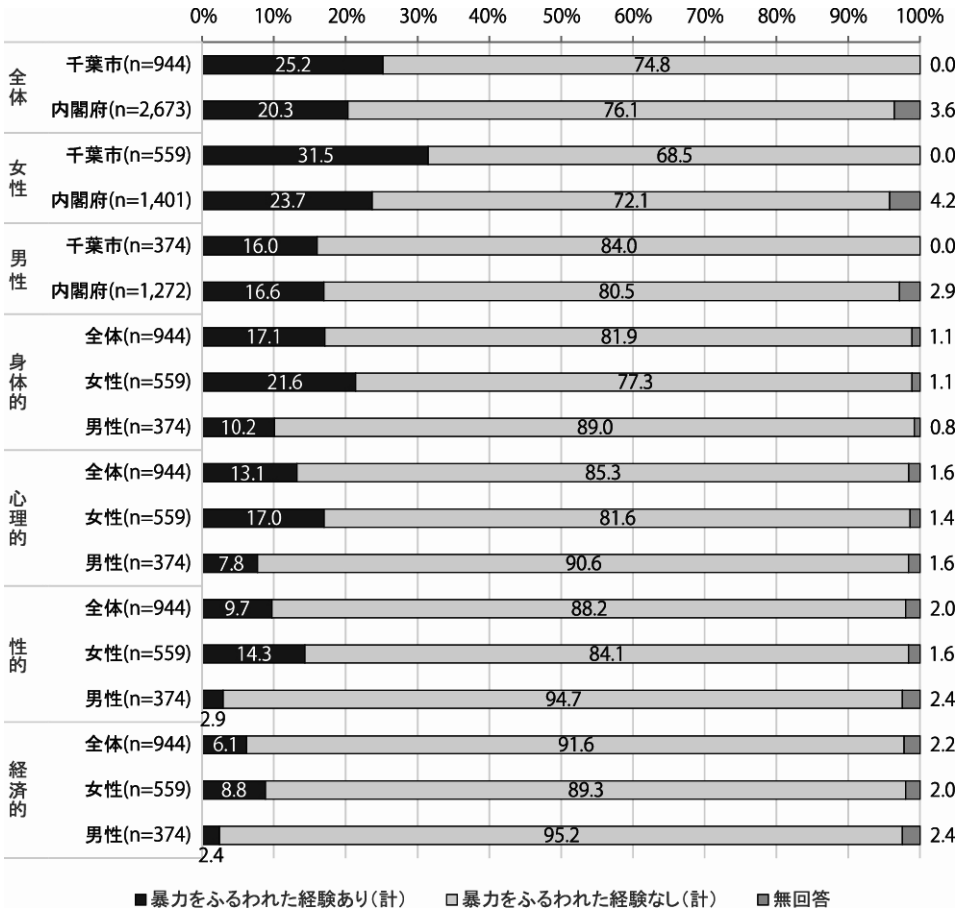

資料／千葉市男女共同参画センター「配偶者等における暴力に関する調査」（平成26年度）
内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成26年度）より

２　命の危険を感じた被害経験

ＤＶ被害経験者のうち、「命の危険を感じたことがある」割合は女性の１７．６％で約６人に１人となっており、約３人に１人が、被害の経験がある状況と併せると、約１８人に１人は、命の危険を感じるようなＤＶ被害経験があるとされています。

同様に、男性の１％、約１００人に１人、男女合わせた全体では、３．７％、約２７人に１人が、命の危険を感じるようなＤＶ被害経験があるとされています。

（図表３－２）

■図表３－２　命の危険を感じた被害経験（性別）

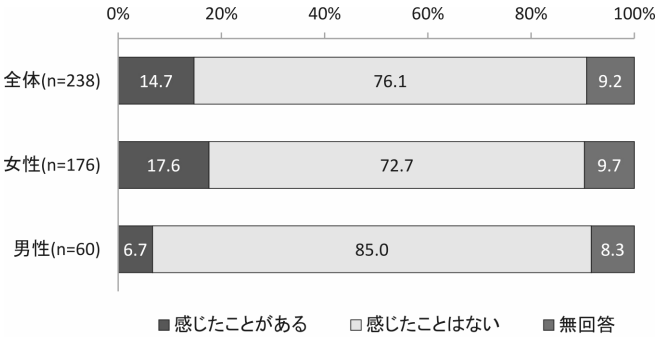

資料／千葉市男女共同参画センター
「配偶者等における暴力に関する調査」（平成26年度）より

３　一時保護・保護命令の実績

（１）一時保護件数の推移

千葉市が関わった被害者の一時保護件数は５５件と、ここ数年の横這い状態からやや多くなり、５０件を超えています。（図表３－３）

■図表３－３　一時保護件数の推移

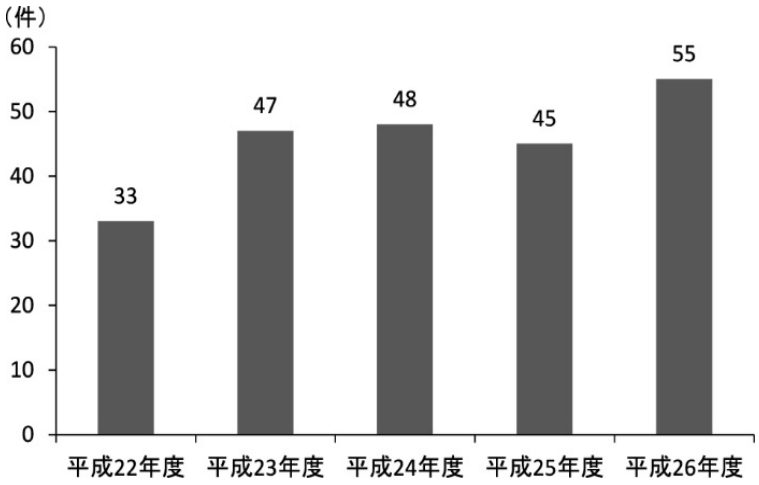

資料／千葉市統計

（２）保護命令（コラム⑥）の既済件数

最高裁判所によると、ＤＶ防止法に基づく全国の保護命令事件の既済件数は、平成２６年で３，１２５件となっており、法施行後、平成１４年の１，３９８件の２倍以上となっています。（図表３－４）

■図表３－４　配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数

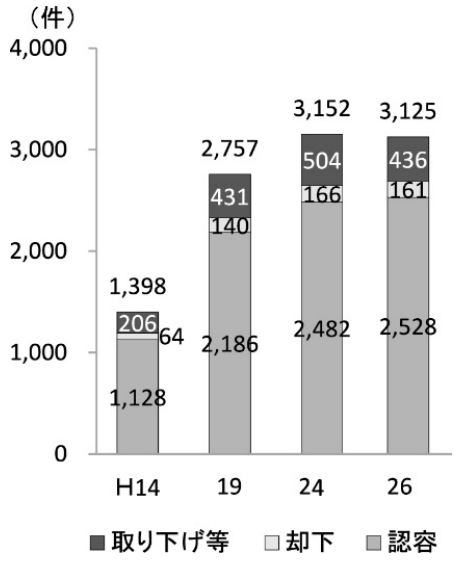

資料／最高裁判所提供資料より

コラム⑥　保護命令

加害者による更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい場合は、地方裁判所に申し立てると、加害者に対し、保護命令が出されます。

保護命令には、以下の種類があります。

保護命令の種類	保護命令の期間	内容
被害者への接近禁止命令	6か月	加害者が被害者の身辺につきまとったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止
被害者の子又は親族などへの接近禁止命令	6か月※1	被害者の子又は親族等※2の身辺をつきまとったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止
電話など禁止命令	6か月※3	被害者に対する一定の電話･電子メール等が禁止
退去命令	2か月	加害者に被害者と共に住む住居からの退去命令

※1　被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。
※2　対象は①被害者と同居する被害者の未成年の子ども、②被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者です。
※3　対象者は被害者本人のみです。また、被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

課　題

■　女性の約１８人に１人は命の危険を感じるほどの暴力を受けた経験があります。

ＤＶから逃れてきた被害者やその同伴する子どもなどについて、生命・身体を危険から守り、安全を確保することは、最優先の課題です。

一時保護の必要な被害者の置かれている様々な状況と被害者の意向に適切に対応するため、県や関係機関等と連携するとともに、加害者からの追及を逃れるため、県外施設等、広域的な対応を可能とする等、被害者等の状況に応じた一時保護の体制を整備することが必要です。

■　加害者が被害者等を追及し、連れ戻そうとしたり、危害を加えようとすることは少なからずあり、また、被害者等の支援関係者に対し、被害者等の情報の漏えいを強要したり、脅迫したりすることもあります。

被害者等に危害が加わるおそれがある場合は、被害者の意思を確認したうえで、警察との連携を図り、被害者等の安全確保を図るとともに、ＤＶ防止法に定める被害者等の安全を確保するための保護命令制度について、被害者に制度の情報を提供し、申し立て等の支援をすること等が必要です。

また、被害者等の安全確保を第一としつつ、その関係者の安全にも配慮が必要なため、被害者等の住所や居所等に係る個人情報はもとより、被害者等の支援を行う施設や団体の所在地等、被害者等やその関係者に係る情報の管理には細心の注意を払うべきことから、**被害者等やその関係者の情報の漏えいを防ぐため、情報管理を徹底するとともに、加害者の追及があった場合の対応等、危機管理体制を充実することが必要**です。

このような課題から、「被害者等の安全確保の徹底」に向け、
次の２つの施策の方向性を設定し、施策を推進します。

１　一時保護体制の整備
２　被害者の安全確保

施策の方向性 1 一時保護体制の整備

〈 具体的施策 〉

施策名	取組内容
(11)関係機関等との連携による一時保護体制の整備	■関係機関等と連携し、被害者の安全を確保するための一時保護体制を整備します。
(12)民間シェルターへの支援	■多様なニーズに応じた一時保護体制を整備するため、民間シェルター等への支援を行います。
(13)広域的な対応の整備	■被害者の安全を確保するため、県外への避難を可能とするよう、県外施設との連携を図ります。

施策の方向性 ② 被害者の安全確保

〈 具体的施策 〉

施策名	取組内容
(14)被害者の安全を守るための制度の利用支援の充実	■被害者等に危害が加わるおそれがある場合は、被害者に警察の支援対応について情報提供し、意思を確認したうえで、警察と連携を図り、被害者の安全確保に努めます。
	■保護命令制度や住民票の交付制限等の情報提供と申し立て等の支援を行います。
(15)情報管理と安全確保の徹底	■相談窓口や各種手続きを行う窓口、保育所(園)や学校等において、被害者等の安全を確保するため、個人情報の漏えい防止を徹底します。
	■被害者の申請に基づき、住民基本台帳の閲覧制限、住民票の写し等の証明書や税証明の交付制限等を行い、被害者の安全を確保します。
	■被害者を支援する施設・団体・支援者等の特定につながる情報は加害者に知られないよう秘匿とし、被害者と支援者の安全を確保します。
(16)危機管理体制の充実	■加害者からの追及があった場合の対応等について、マニュアルを整備するとともに、実践的な研修を実施し、被害者の安全を確保するための危機管理体制を整備します。

基本目標 Ⅳ 被害者の自立と生活再建の支援

現　状

１　困っていた、手助けが欲しかったこと

ＤＶ被害者との面接調査においては、「こどもに関すること」「生活に関すること」などが多く、一人では子どもに手をかけられない、計画が立てられないなど、一人でやらなければならない不安、困惑、それにともなう支援の希望などがあげられています。（図表４－１）

■図表４－１　困っていた（いる）、手助けが欲しかった（欲しい）こと

「困っていた」「手助けが欲しかった」と答えた項目	内容	回答数
こどもに関すること	・夜間や病気の時、子どもを預けられる機関がほしい ・子どもの学習支援をしてほしい ・自分のことで精いっぱいで子どもに手をかけてあげられない ・子どもへのケアの仕方を知りたかった　等	7
生活に関すること	・早く離婚したい ・避難後は混乱しているので、一人ではいろいろな計画を立てることが難しい ・一人で子育てや生活する手立てを知りたい ・漢字が読めない。バス電車の乗り継ぎが分からない（外国籍女性） ・息抜きの時間が欲しい　等	6
経済に関すること	・就職できるような支援をしてほしい ・仕事をしたいが子どもがいるので制限される　等	4
住民票を動かせない不便さ	・身分証がない ・運転免許証を失効した	2
窓口や相談に関すること	・全く知らない土地なので、アドバイスしてくれる人がほしい ・役所や裁判所へ同行してくれると心強い	2
その他	・ＤＶ被害経験者からのデータを集めて、今後の参考となる資料があるとよい	1

資料／千葉市「配偶者等からの暴力（ＤＶ）に関する実態調査」（平成26年度）より

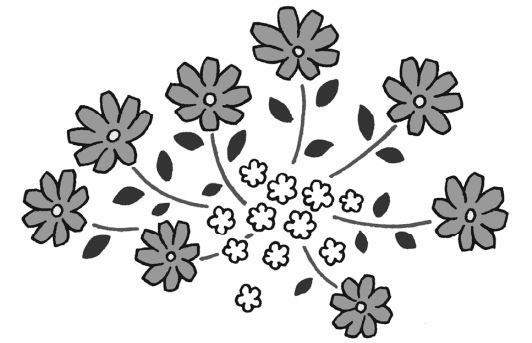

２　新たな生活を始めるにあたっての困難

「当面の生活をするために必要なお金がない」が約５割で最も多く、以下、「自分の体調や気持ちが回復しない」（５２．９％）、「住所を知られないようにするために住民票を移せない」（５２．６％)、「裁判や調停に時間やエネルギー、お金を要する」（４８．９％)、「相手が怖くて家に荷物を取りに行けない」（４８．１％）と続いており、約半数が、これらの問題に困難を感じています。(図表４－２）

■図表４－２ 新たな生活を始めるにあたっての困難

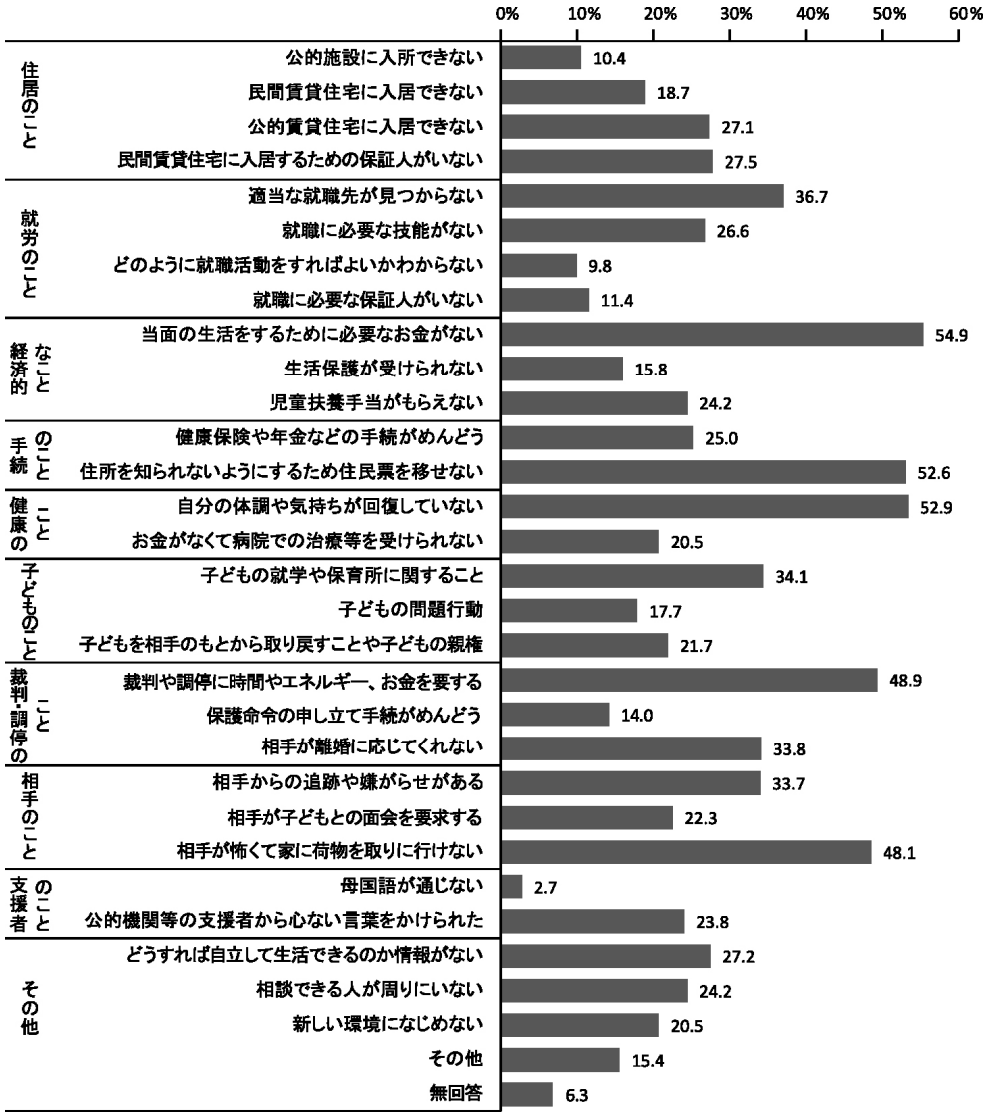

資料／内閣府「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」（平成18年度）より

３　被害者が安心して生活するために必要なこと（再掲）

「被害者のための相談体制を充実させる」が約７割で最も多く、次いで「暴力にさらされて育った子どものケアを行う」、「被害を受けた方が、暴力の影響から回復できるように、精神・心理的支援をする」、「被害者のための相談機関の周知度を高める」、「加害者に対する厳しい罰則をつくる」と続き、それぞれ５割以上となっています。(図表４－３）

■図表４－３　被害者が安心して生活するために必要なこと（性別）／上位８項目

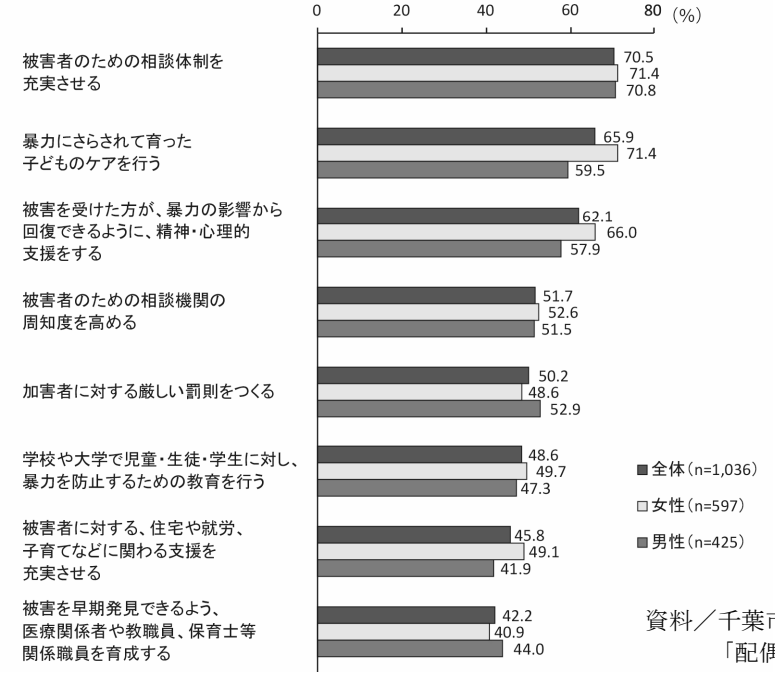

資料／千葉市男女共同参画センター
「配偶者等における暴力に関する調査」（平成26年度）より

４　子どもへの影響

ＤＶ被害者との面接調査においては、ほとんどの被害者が子どもの面前で暴力をふるわれており、さらには、暴力をふるわれた際、子どもにまで被害が及んだという回答は３分の２に上っています。

（図表４－４、図表４－５）

■図表４－４　子どもの面前での暴力（n=15）

	ふるわれた	ふるわれていない	不明	合計
人数	13	1	1	15

■図表４－５　暴力をふるわれた時の子どもへの被害（n=15）

	及んだ	及んでいない	不明	合計
人数	10	4	1	15

図表４－４、４－５
資料／千葉市「配偶者からの暴力（ＤＶ）に関する実態調査」（平成26年度）より

コラム⑦　DVが子どもに与える影響

暴力を目撃したことによって、子どもに様々な心身の症状が表れることもあります。また、暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。

児童虐待の防止等に関する法律では、子どもが配偶者からの暴力を目撃することは心理的虐待にあたるとされています。また、配偶者からの暴力のある家庭に、身体的虐待などの児童虐待が存在している場合も多数あります。

課　題

■　加害者から逃れてきた被害者は、避難した後も、住み慣れた環境を離れて新しい土地で孤立した中、長年にわたる暴力により、心身ともに傷つき、自信を喪失し、加害者といつ遭遇するかわからない恐怖を感じながら、この先、一人で子育てや生活ができるのかといった先の見えない不安を抱えています。

避難後の生活に孤独と困難を感じ、周囲の支援や理解がないことで疲れ切って加害者のもとに戻らざるをえない状況になる被害者も少なくありません。

被害者が自立し、生活を再建するためには、避難した後に、暴力被害からの回復を経て、その後の自立が図られるまで、被害者の負担と不安を軽減し、安定した生活が可能となるよう、被害者の心のケアを含めたきめ細やかな支援が必要です。

■　被害者が避難後、自立し、生活を再建するためには、様々な行政手続きが必要となります。

様々な窓口を訪れる際に、被害者の置かれた状況に対する理解が不十分なため、窓口の職員が不適切な対応をすることにより、被害者に更なる被害をもたらす二次的被害を受けることがあります。

また、支援制度が多岐にわたり、訪れるべき窓口が多いことから、効率的な手続きが難しく、困難な状況の中で、更に疲労を深めることが少なくありません。

被害者の置かれている状況や応対の際に留意すべき事柄を各部署の窓口対応職員等が習得する等、二次的被害の防止体制の整備とともに、被害者の負担を軽減し、手続きを円滑に進めるための様々な窓口共通の相談シートの活用や必要な情報提供等、行政機関等で行う諸手続きの支援体制の整備が必要です。

■　ＤＶ被害者との面接調査では、手助けが欲しかったことや新たな生活を始めるにあたっての困難として、子どもや生活に関すること、経済的なこと、就労のこと、住居のこと等、様々な支援を望む声がありました。

様々な困難を複合的に抱える被害者に対しては、**衣食住に係る公的支援はもとより、離婚や子どもの親権の確保等の法的問題、子どもへの関わり方等、生活全般にわたる支援が必要**であり、**これらの多岐にわたる支援について、被害者が置かれたそれぞれの状況に応じて適切かつきめ細やかに支援するため、被害者の状況や支援制度を一元的に把握し、助言できる相談支援機能や被害者に寄り添い、諸手続きを支援する同行支援**（注１）**が必要**です。

■　被害者等が緊急時の一時保護の後に、地域での自立した生活を確立するまで、**被害者等だけでの生活が困難な場合は、安全を確保し、心身の健康の回復や生活基盤の安定等を図るための支援を受けながら生活する場として、母子生活支援施設や婦人保護施設での入所支援が必要**です。

また、**様々な事情により、公的制度の活用が困難な被害者等の状況に応じ、被害者等が地域での自立した生活を確立するまでの間、民間団体が運営し、被害者を支援するステップハウスの利用支援が必要**です。

■　被害者は、繰り返される暴力の中でＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えることもあり、また、加害者からの追及の恐怖や将来への不安等により、精神的に不安定な状態にある場合もあります。また、子どもにおいては、避難した後も転居や転校をはじめとする生活の変化等により、ストレスの高い状態で生活を送らざるをえない状況になります。

ＤＶ被害者との面接調査によると、大部分の家庭で子どもの面前でのＤＶが行われていますが、児童虐待防止法では、子どもにＤＶを目撃させることは心理的虐待とされています。また、同調査によると、３分の２の家庭で子ども自身が親からの暴力の対象になっていることが分かりました。

このため、**被害者の心身の回復支援を充実するとともに、同伴する子どもへのケアを充実することが必要**です。

このような課題から、「被害者の自立と生活再建の支援」に向け、
次の３つの施策の方向性を設定し、施策を推進します。

１　被害者の負担軽減に配慮した相談手続き体制の整備
２　被害者の自立と生活再建の支援の充実
３　被害者等へのケアの充実

※注１　同行支援：
被害者の不安を軽減し、自立を促す目的で、行政手続きや離婚調停等の際に同行し、支援を行うこと。

コラム⑧　PTSD（post-traumatic stress disorder ：心的外傷後ストレス障害）

PTSDは、実際にまたは危うく死ぬ、深刻な怪我を負う、性的暴力など、精神的衝撃を受けるトラウマ（心的外傷）体験にさらされたことで生じる、特徴的なストレス症状群のことです。

配偶者からの繰り返される暴力被害の後にも発症することがあり、自分が意図しないのにある出来事が繰り返し思い出され、そのときに感じた苦痛などの気持ちがよみがえったり、体験を思い出すような状況や場面を、意識的または無意識的に避け続けたり、あらゆる物音や刺激に対して過敏に反応し、不眠やイライラが続いたりすることなどがあり、症状が1か月以上持続し、それにより顕著な苦痛感や、社会生活や日常生活の機能に支障をきたしている場合、医学的にPTSDと診断されます。

施策の方向性 1 被害者の負担軽減に配慮した相談手続き体制の整備

〈 具体的施策 〉

施策名	取組内容
(17)二次的被害の防止体制の整備	■被害者の二次的被害を防ぐため、各部署の窓口対応職員等を対象とした研修を充実します。
(18)行政機関等で行う諸手続きの支援体制の整備	■様々な相談窓口を訪れる被害者の負担や不安を軽減するため、相談共通シートを窓口で共有し、活用します。
	■諸手続きのワンストップ化に向けて、他市の情報を収集し、実施に向けた検討を行います。
	■円滑な転所(園)・転校・就学手続を支援するため、必要な情報提供と支援を行います。
	■区役所や保健福祉センターで行う諸手続きが安全かつ円滑に進むよう、千葉市DV関係機関対応マニュアルの改訂を行います。

コラム⑨ なぜ被害者は逃げることができないのか

婚姻や同棲等、双方の合意の下で生活を共にしている関係の中での暴力被害については、いつでも、関係を解消し、逃れることにより、問題が解決するのでは、との疑問を耳にすることがあります。

被害者は以下のような様々な理由により、逃れることが困難な状況に置かれている場合があり、被害者の困難な状況への気付きと、状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。

①恐怖感	被害者は、「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖から、家を出る決心がつかない。
②無力感	被害者は暴力を振るわれ続けることにより、「自分は配偶者から離れることができない」「助けてくれる人は誰もいない」といった無気力状態に陥る。
③複雑な心理	「暴力を振るうのは私のことを愛しているからだ」「いつか変わってくれるのではないか」との思いから、被害者であることを自覚することが困難になっている。
④経済的問題	配偶者の収入がなければ生活することが困難な場合は、今後の生活を考え、逃げることができない。
⑤子どもの問題	子どもがいる場合は、子どもの安全や就学の問題などが気にかかり、逃げることにふみ切れない。
⑥失うもの	配偶者から逃げる場合、仕事を辞めなければならなかったり、これまで築いた地域社会での人間関係など失うものが大きい。

施策の方向性 ② 被害者の自立と生活再建の支援の充実

〈 具体的施策 〉

施策名	取組内容
【再掲】 (7)専門相談員による相談・支援の充実	【再掲】 ■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等の相談窓口において、専門相談員が、被害者の意向を尊重し、自己決定ができるよう、必要な情報の提供等の支援を行います。
【再掲】 (8)専門職による相談・助言機能の充実	【再掲】 ■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等において、弁護士による法律相談や精神科医・心理士による相談等、専門相談・助言機能（巡回相談含む）を充実します。
(19)被害相談証明書の発行等	■配偶者暴力相談支援センターにて、国民健康保険の加入や住民票の交付制限等、各種手続きに必要な被害相談に係る証明を発行します。
(20)同行支援の充実	■被害者の生活再建を円滑に進め、諸手続きに関わる負担を軽減するため、支援者による同行支援を行います。
(21)経済的な支援	■生活保護、児童手当、児童扶養手当等、各種制度を活用することで、被害者の経済的支援を行います。
(22)就労の支援	■各区保健福祉センターの就業相談員が相談に応じ、ハローワーク等と連携し、各種就労制度を活用することで、被害者の支援を行います。
(23)住居の確保に向けた支援	■市営住宅の優遇措置入居制度や民間賃貸住宅入居支援制度等を活用し、被害者の住宅確保のための支援を行います。
(24)各種支援制度の情報提供・活用の支援	■現住地に住民票が無くとも、子どもの予防接種や健康診査受診を可能とするなど、被害者の生活再建に必要な各種サービスについて、被害者のニーズに応じた情報を適切に提供し、制度の円滑な活用を支援します。
(25)自立支援講座の実施	■男女共同参画センター等において、被害者の自立支援やエンパワメント（※注2）に資する講座を実施します。
(26)母子生活支援施設への措置等	■安全を確保し、自立を支援するため、母子生活支援施設に措置するとともに、県と連携し、婦人保護施設の入所を支援します。
	■母子が安全な環境で自立を図るため、必要に応じ、県外の母子生活支援施設での措置等、広域的な対応を図ります。
(27)ステップハウスの利用支援	■民間団体と連携し、ステップハウスに係る情報を提供し、円滑な利用を支援します。

※注2　エンパワメント：個人が社会の一員としての自覚と能力を高め、力を持った存在になること。

施策の方向性 ③ 被害者等へのケアの充実

〈 具体的施策 〉

施策名	取組内容
【再掲】 (8)専門職による相談・助言機能の充実	【再掲】 ■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等において、弁護士による法律相談や精神科医・心理士による相談等、専門相談・助言機能（巡回相談含む）を充実します。
(28)被害者の心身の回復支援の充実	■こころの健康センターや各区保健福祉センターの精神保健福祉相談の中で、必要な支援及び情報を提供します。
	■男女共同参画センターの精神科医による相談を活用し、被害者の心身の回復を図るとともに、必要な支援や情報を提供します。
	■男女共同参画センターにおいて、自助グループ等（グループ相談）によるサポートを実施します。
	■被害者とその子ども達の自尊感情を回復し、暴力によらない対等な関係を築く事を学ぶ心理教育プログラムを実施します。
(29)DVのある環境で育った子どもへのケアの充実	■児童相談所と連携し、必要に応じて子どもの心理的なケアを実施します。
	【再掲】 ■被害者とその子ども達の自尊感情を回復し、暴力によらない対等な関係を築く事を学ぶ心理教育プログラムを実施します。

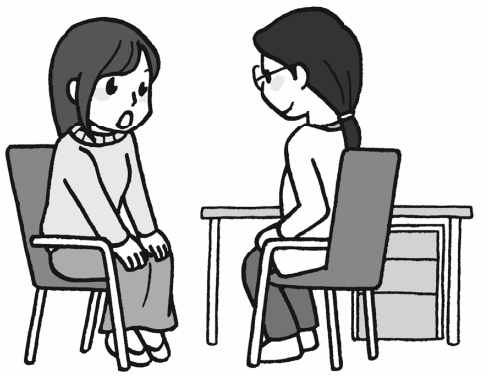

基本目標Ⅴ 施策推進体制の整備

現 状

1　ＤＶ防止及び被害者支援に関わる関係機関等

ＤＶ防止及び支援者支援を推進していくため、以下のように関係機関等と連携を図りながら、取り組みを進めています。

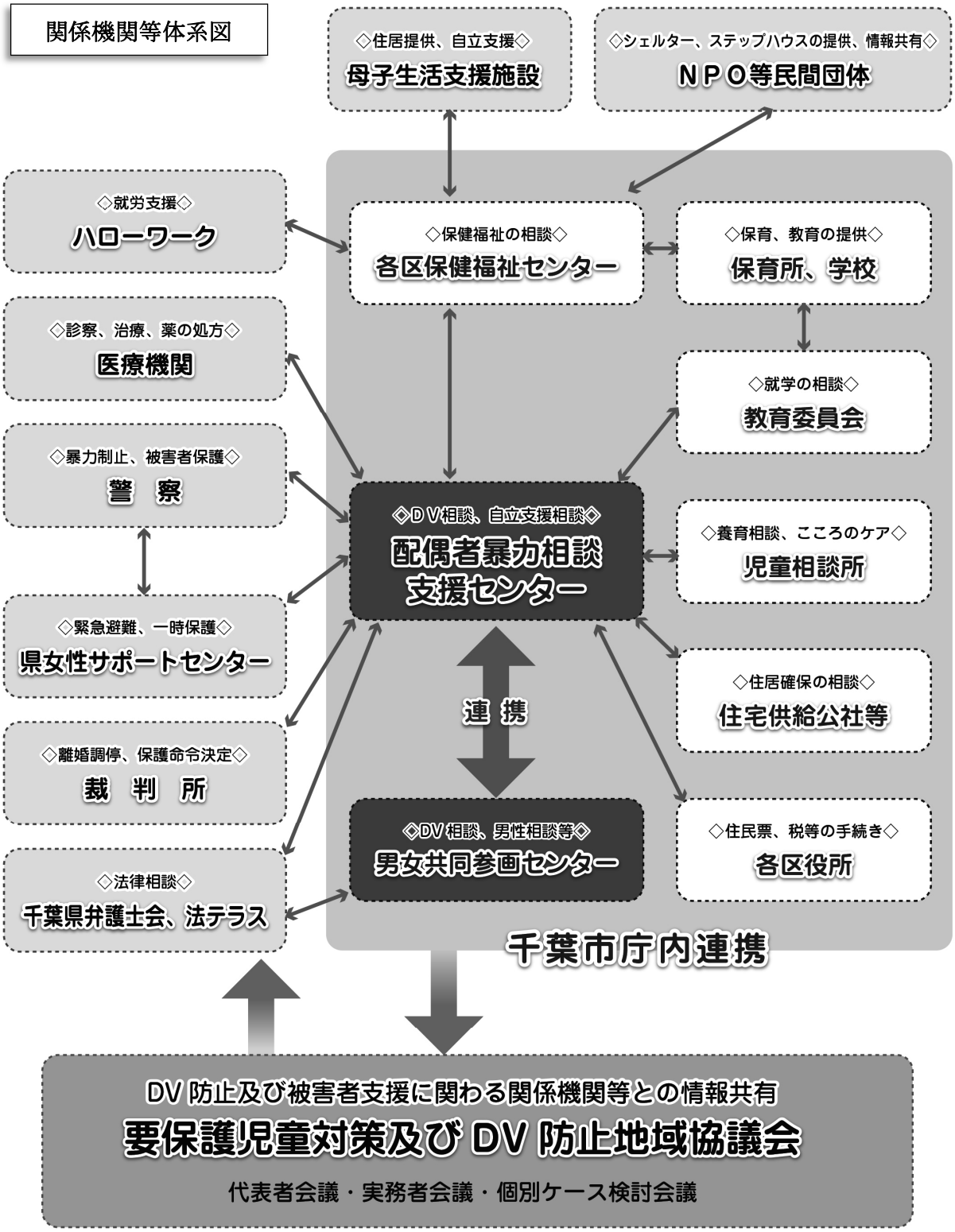

２　関係機関等への相談・支援・制度の利用

ＤＶ被害者との面接調査においては、ＤＶから逃れるにあたって、被害者が相談し、支援を求めた機関は、警察、民間シェルター・婦人相談所を筆頭に、多岐にわたります。（図表５－１）

■図表５－１　ＤＶから逃れるために相談した機関（複数回答）

機関名	機能や支援内容	人数
警察	暴力の制止、被害者の保護、被害発生の防止、保護命令への対応など	１３
民間シェルター 婦人相談所	一時保護した女性の緊急避難先	１３
市町村の窓口（婦人相談員）	ＤＶの相談、助言など	9
母子生活支援施設	母子家庭に対する住居の提供と保護 自立に向けた生活支援	8
弁護士や司法書士	調停や裁判にかかる書類作成や、代理人としての弁護活動等	6
裁判所	夫婦関係調整、離婚などの民事調停や裁判、 ＤＶ防止法に基づく保護命令の決定など	2
配偶者暴力相談支援センター	総合的なＤＶ相談窓口、ＤＶ防止法の説明、各自治体との連携、一時保護の支援など	1
医療機関	診察、治療、診断、薬の処方、診断書の作成など	1
児童相談所	虐待や養育上の困難など、児童にかかる総合的な相談窓口	1
男女共同参画センター	電話、面接相談、グループ型相談など	1
その他		3

資料／千葉市「配偶者等からの暴力（ＤＶ）に関する実態調査」（平成26年度）より

課　題

■　被害者への支援については、安全を確保しつつ、生活全般に係る支援が必要なことから、様々な機関が関わることとなります。

被害者の早期発見や通報、相談、必要に応じた一時保護、自立と生活再建の支援等、切れ目のないきめ細やかな支援を行うためには、一つの機関だけでの対応は困難であり、**様々な機関が共通の認識を持ちながら、緊密に連携し、支援することが必要**です。

■　被害者支援について、質・量ともにさらなる充実を図るためには、公的機関だけでなく、民間団体等での支援活動の推進も視野に入れ、**被害者の支援に係る専門的な知識を有した人材を育成するとともに、関係者に対する研修等の充実を図ることが必要**です。

■　**ＤＶの根絶に向け、ＤＶ防止対策の施策を推進するためには、被害者支援や加害者対策について、民間団体や国、他自治体の先進的な取組を調査研究するとともに、日頃の対応における相談事例を分析する等、被害の実態や支援ニーズ等の状況把握に努め、今後の被害者支援施策の参考とすることが必要**です。

このような課題から、「施策推進体制の整備」に向け、
次の３つの施策の方向性を設定し、施策を推進します。

１　関係機関等との連携の強化
２　人材の育成
３　施策推進のための調査研究

施策の方向性 1 関係機関等との連携の強化

〈 具体的施策 〉

施策名	取組内容
(30)要保護児童対策及びDV防止地域協議会の運営	■警察、女性サポートセンター、弁護士、医療機関、民間支援団体など、DVに関わる機関との情報交換・連携を図るとともに、被害者等の早期発見や適切な保護を図るため、個別家庭の情報共有や支援内容を協議します。
(31)関係機関等との情報交換・連携強化	■警察、弁護士会との連絡会議や事例検討会等を主催し、情報を交換するとともに、連携体制を強化します。
	■千葉県、地方裁判所主催会議等を通じ、情報を交換するとともに、連携体制を強化します。
	■医療機関に対して、被害者への相談窓口の情報提供の方法等について周知し、連携を強化します。
(32)民間団体との連携強化	■先進的な被害者支援を行っている民間団体と情報共有を図り、ノウハウを学ぶとともに、連携して事業を実施します。

施策の方向性 ② 人材の育成

〈 具体的施策 〉

施策名	取組内容
⑶3)被害者を支援する人材育成の推進	■「DV被害者支援養成講座」の実施、講座修了者へのフォローアップを行い、被害者を支援する人材を育成します。
【再掲】 ⑼)専門相談員の資質向上	【再掲】 ■各種研修や事例検討、スーパーバイズ、外部研修等により、相談員の倫理や専門知識、援助技術を高め、適切な被害者支援を行います。

施策の方向性 ③ 施策推進のための調査研究

〈 具体的施策 〉

施策名	取組内容
(34)被害者支援及び加害者対策のあり方についての調査研究	■民間団体等における加害者更生プログラムの調査研究や他自治体の取組について調査し、今後の加害者対策の参考とします。
	■被害者支援に係る国や他自治体、民間団体等の取り組みについて、推進状況を調査し、今後の被害者支援施策の参考とします。
	■相談及び自立と生活再建・被害者等のケアに関する事例を分析する等、被害の実態や支援ニーズ等の状況把握に努め、今後の被害者支援施策の参考とします。

第４章

計画推進にあたって

第４章　計画推進にあたって

１　推進体制

ＤＶに関する施策は、多岐にわたることから、関係機関等と連携し、施策の推進を図ることが重要です。そのため、千葉市では、次のような推進体制の下で本計画を推進します。

（１）千葉市男女共同参画審議会

千葉市男女共同参画ハーモニー条例第１７条に基づき、基本計画その他の男女共同参画社会の形成に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として設置されており、ＤＶに係る施策の推進に関する事項等について、調査審議します。

（２）千葉市要保護児童対策及びＤＶ防止地域協議会

要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関等が連携し、要保護児童及びＤＶ被害者に関する情報の交換及び支援内容の協議を行うことを目的として平成２１年度より設置されました。

各機関の代表で構成される代表者会議、区の実務者で構成される実務者会議、個別ケースの関係者で構成される個別ケース検討会議で組織され、児童虐待及びＤＶ防止の施策を展開しています。本協議会を通して関係機関等と連携を図り、施策の推進体制を強化します。

（３）千葉県との連携

千葉県男女共同参画課をはじめとして、女性サポートセンターや千葉県警など、千葉県関係機関と連絡会議等を通じて、情報共有、連携を図りながら、施策の推進を図ります。

２　計画の進行管理

千葉市では、本計画の進捗状況を確認するため、毎年度、庁内各課の計画事業の取組状況を調査し、計画に位置づけた取組内容の達成度を評価します。

取組内容の達成状況については、男女共同参画審議会にて報告していきます。

３　数値目標

本計画を推進し、その達成度を把握・評価するため、次のとおり数値目標を設定します。

指標項目		現状値（平成26年度）	目標値（平成 33 年度）
1	どんな理由があろうと暴力は許されないと回答する者の割合	61.0%	80.0%
2	「デート DV」という言葉を知っている高校生の割合	59.1%	80.0%
3	配偶者等からの暴力の相談窓口を知っている者の割合	38.5%	70.0%

※現状値については、

１、３：千葉市男女共同参画センター「配偶者等における暴力に関する調査」（平成26年度）

２：千葉市「交際相手からの暴力（デートＤＶ）についての意識実態アンケート調査」（平成26年度）より

参 考 資 料

参考資料

・各調査の概要

本計画では、ＤＶに関する意識及び実態を分かりやすくお伝えするため、各種調査資料のデータを引用しております。それぞれの調査の概要は以下のとおりです。

千葉市「配偶者等における暴力に関する調査」	
調査期間	平成26年9月2日（発送）～9月17日
調査対象	千葉市在住の20歳以上の3,000人（男女各1,500人）
調査方法	郵送配布―郵送回収法

千葉市「交際相手からの暴力（デートDV）についての意識実態アンケート調査」	
調査期間	平成26年9月～平成26年12月
調査対象	千葉市内高等学校　有効回答数1,775件
調査方法	高等学校へアンケート配布及び回収

千葉市「配偶者等からの暴力（DV）に関する実態調査」	
調査期間	平成26年10月18日～平成26年10月28日
調査対象	配偶者等から暴力を受けた者で、現在自立に向けて生活している者のうち協力を得られた15名
調査方法	面接による聞き取り

内閣府「男女間における暴力に関する調査」	
調査期間	平成26年12月
調査対象	全国20歳以上の男女、5000人
調査方法	郵送留置訪問回収法

内閣府「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」	
調査期間	平成18年10月25日～11月27日
調査対象	配偶者等から暴力を受けた者で、現在自立して生活している者、現在自立に向けて生活している者
調査方法	郵送調査

・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
（平成十三年法律第三十一号）

最終改正：平成二十六年法律第二十八号

目次
前文
第一章　総則（第一条・第二条）
第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
第二章　配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）
第三章　被害者の保護（第六条―第九条の二）
第四章　保護命令（第十条―第二十二条）
第五章　雑則（第二十三条―第二十八条）
第五章の二　補則（第二十八条の二）
第六章　罰則（第二十九条・第三十条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章　総則

（定義）
第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
２　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
３　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）
第二条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）
第二条の二　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。
２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
３　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
４　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）
第二条の三　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
２　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
３　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
４　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
５　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県

基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条　都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

２　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

３　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五　第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

４　前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

５　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条　婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条　都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

２　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

３　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

４　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者 に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その

適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章　保護命令

（保護命令）

第十条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一　命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二　命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2　前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一　面会を要求すること。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五　緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3　第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4　第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5　前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当

該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条　前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

２　前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条　第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二　配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四　第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

２　前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条　裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

２　申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

３　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

２　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

３　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

４　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

５　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

２　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

３　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

４　前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなけ

ればならない。
5　前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
6　抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
7　前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
8　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）
第十七条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
2　前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
3　第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）
第十八条　第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
2　前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）
第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）
第二十条　法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）
第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）
第二十二条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章　雑則

（職務関係者による配慮等）
第二十三条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
2　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）
第二十四条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）
第二十五条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）
第二十六条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力

の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二　第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三　第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四　第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

２　市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

２　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二　市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二　補則

（この法律の準用）

第二十八条の二　第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章　罰則

第二十九条　保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条　第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）
第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
２　旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）
第三条　新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
（経過措置）
第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

（施行期日）
１　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針

平成25年12月26日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第1号
※平成26年10月１日 一部改正

第１　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

１　基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

配偶者からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者（配偶者からの暴力が行われた場合における当該配偶者又は配偶者であった者をいう。以下同じ。）に罪の意識が薄いという傾向にある。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性がある。

配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要である。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ることが必要である。また、国民一人一人が、配偶者からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、積極的に取り組んでいくことが必要である。

２　我が国の現状

（１）法制定及び改正の経緯

平成13年４月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、法が制定され、保護命令の制度や、都道府県の配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）による相談や一時保護等の業務が開始された。

平成16年５月には、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）の策定及び都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「都道府県基本計画」という。）の策定等を内容とする法改正が行われ、平成16年12月に施行されるとともに、基本方針が策定された。その後、順次都道府県基本計画が策定された。

平成19年７月には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を更に推進するため、保護命令制度の拡充、市町村（特別区を含む。以下同じ。）における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「市町村基本計画」という。）の策定及び支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする法改正が行われ、平成20年１月に施行された。

平成25年６月には、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及び被害者についても、配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とすることを内容とする配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）が制定され、平成26年１月３日に施行されたところである。この改正により、法律の題名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められた。今後、改正の趣旨にも十分留意して、施策を実施していくことが必要である。

（２）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策の現状

ア　都道府県基本計画及び市町村基本計画

都道府県基本計画は、47都道府県全てにおいて策定されている。市町村基本計画は、平成25年９月現在、563市町村において策定されている。

イ　配偶者暴力相談支援センター

平成26年７月現在、47都道府県及び70市において、合計243施設が、支援センターとしての機能を果たしている。

ウ　相談

支援センターで受け付けた相談の件数は、平成14年度には35,943件であったが、平成25年度には99,961件となり、年々増加傾向にある。

平成25年度に受け付けた相談件数について、人口比で見ると、人口１万人当たりの相談件数が最も多い都道府県では69.5件であるのに対して、少ない都道府県では1.7件であり、大きな地域差が見られる。

婦人相談所等における来所による夫等の暴力の相談件数について見ると、平成13年度では13,071件であったものが、平成24年度には30,000件となっており、婦人相談所等における来所による相談件数全体に占める夫等の暴力に関する相談の割合も19.2パーセントから35.8パーセントと増加している。

また、警察が対応した配偶者からの暴力相談等の件数は、平成14年で14,140件であったものが、平成25年には49,533件となっている。

エ　一時保護

婦人相談所一時保護所における入所者のうち、夫等の暴力を入所理由とする者は、平成13年度では2,680件であったものが、平成24年度には4,373件となっている。

オ　保護命令

平成25年の保護命令の発令件数は2,312件となっている。その内訳を見ると、被害者に関する保護命令のみが発令された件数が603件、被害者に関する保護命令に加えて、「子」及び「親族等」への接近

禁止命令が同時に発令された件数が534件、被害者に関する保護命令に加えて、「子」への接近禁止命令が発令された件数が945件、被害者に関する保護命令に加えて、「親族等」への接近禁止命令が発令された件数が230件となっている。また、保護命令の発令件数のうち、退去命令を含む発令件数は545件、再度の申立てに係る発令件数は352件となっている。

３　基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

（１）基本方針

ア　基本方針の目的

基本方針は、全国あまねく適切に施策が実施されるようにする観点から、法や制度の概要に触れつつ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策についての基本的な方針を示したものであり、都道府県基本計画及び市町村基本計画（以下「基本計画」という。）の指針となるべきものである。したがって、基本計画は、基本方針に即して策定されることが必要である。また、基本方針は、都道府県又は市町村の判断により、都道府県基本計画又は市町村基本計画に独自の施策等を盛り込むことを妨げるものではない。

イ　配偶者からの暴力及び被害者の範囲

法において、「配偶者からの暴力」は、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むと規定されている。ただし、法第３章については、配偶者からの身体に対する暴力に限るとされている。このため、基本方針においても、第２の３及び４（２）イについては、配偶者からの身体に対する暴力に限るものとする。

また、法第４章については、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。）を受けた者が「被害者」とされている。このため、第２の８及び別添については、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。）を受けた者を「被害者」とする。

ウ　生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者への準用

法第28条の２において、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について、法第２条及び第１章の２から第５章までの規定を準用することとされている。このため、基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及び当該暴力を受けた者について準用することとする（ただし、エに掲げるものを除く。）。

エ　生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者への準用から除外するもの

（ア）第２の７（６）ア及びウの健康保険の被扶養者に関する事項並びにエの手続に関する事項

（イ）第２の７（７）の年金に関する事項（ただし、第２の７（７）オについては準用する。）

（ウ）第２の10（１）ウの出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に関する事項（配偶者の身分を有する者としての活動を６月以上行っていない外国人に対する在留資格取消手続における「正当な理由」の有無の判断）

（２）都道府県基本計画及び市町村基本計画

ア　基本計画の目的

基本計画は、広範多岐にわたる配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を、総合的に、かつ、地域の実情を踏まえきめ細かく実施していく観点から、第一線で中心となってこれらの施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。

法第２条の３第１項において、都道府県は、基本方針に即して、都道府県基本計画を定めなければならないとされており、既に全都道府県において、策定が行われている。

また、地域に根ざしたきめ細かな支援のためには、都道府県のみならず、最も身近な行政主体である市町村の役割も大変重要である。被害者に対する自立支援施策の充実等が求められている現状にかんがみ、平成19年の法改正により、市町村における取組を一層促進するため、法第２条の３第３項において、市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、市町村基本計画を策定するよう努めなければならないとされたものである。

イ　基本計画の基本的視点

（ア）被害者の立場に立った切れ目のない支援

配偶者からの暴力について、その深刻な事態や被害者が持つ恐怖や不安を被害者の立場に立って理解するとともに、配偶者であるかどうかにかかわらず、決して暴力は許されるものではないという認識に基づいて、基本計画を検討することが必要である。

また、配偶者からの暴力は、その防止から、通報や相談への対応、保護、自立支援等多くの段階にわたって、多様な関係機関等による切れ目のない支援を必要とする問題であり、配偶者からの暴力の防止から被害者の保護、自立支援に至る各段階について、施策の内容を検討することが必要である。

（イ）関係機関等の連携

配偶者からの暴力は複雑な問題であり、一つの機関だけで対応することは困難である。幅広い分野にわたる関係機関等が、認識の共有や情報の交換から、具体的な事案に即した協議に至るまで、様々な形でどのように効果的に連携していくかという観点から、基本計画を検討することが必要である。

（ウ）安全の確保への配慮

配偶者からの暴力は、被害者の生命身体の安全に直結する問題であり、被害者が加害者の元から避難した後も、加害者からの追及への対応が大き

な問題となる場合が少なくない。このため、情報管理の徹底等、被害者及びその親族、支援者等の関係者（以下「被害者及びその関係者」という。）の安全の確保を常に考慮することが必要である。

（エ）地域の状況の考慮

都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等地域の特性は様々であり、配偶者からの暴力の問題について現在直面している課題も異なることから、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とすることが必要である。

都道府県及び市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、都道府県及び市町村は、基本計画の策定又は見直しに際し、それぞれの役割や相互協力の在り方についてあらかじめ協議することが必要である。また、策定後も、互いに情報を交換し認識を共有するため、定期的な意見交換の場を持つことが望ましい。

ウ　都道府県基本計画における留意事項

（ア）被害者の支援における中核としての役割

都道府県の支援センターは、被害者に対し、各種の援助を行う上で中心的な役割を果たすものであり、特に、婦人相談所は、心理判定員や婦人相談員、心理療法担当職員等が配置されている被害者の支援の中核であって、専門的な援助を必要とする事案や、処遇の難しい事案への対応に当たることが必要である。また、専門的知識及び技術等を必要とする事案について市町村等から助言等を求められた場合は、適切に対応することが必要である。

（イ）一時保護等の適切な実施

婦人相談所は、一時保護の実施という他の支援センターにはない機能を有しているほか、婦人保護施設への入所決定も婦人相談所において行われる。これらは、被害者に対する支援の中で極めて重要な役割であり、適切に実施することが必要である。

（ウ）市町村への支援

広域的な観点から、市町村基本計画の策定を始め、市町村の実施する施策が円滑に進むよう、市町村に対する助言や情報提供、市町村間における調整の支援等を行うことが望ましい。また、婦人相談所を始めとする都道府県の支援センター等において、市町村職員に対し実務面の研修を行うことや、市町村職員の研修に講師を派遣すること等も考えられる。

特に、福祉事務所を設置していない町村に対しては、きめ細かな助言等十分な支援を行うことが望ましい。

（エ）広域的な施策の実施

広域的な対応を行うことで、効率的な推進が可能な施策については、都道府県が中心となって行うことが望ましい。具体的には、職務関係者の研修や、被害者のための通訳の確保、医療関係者向けマニュアルの作成、夜間・休日における相談や、居住地での相談を避けたいという被害者や男性からの相談への対応等が考えられる。

エ　市町村基本計画における留意事項

（ア）身近な行政主体としての施策の推進

市町村基本計画においても、地域の実情に合わせ、啓発等による配偶者からの暴力の防止から被害者の支援まで、幅広い施策がその内容となり得るが、被害者に最も身近な行政主体として求められる基本的な役割については、どの市町村においても、特に積極的な取組を行うことが望ましい。

具体的には、市町村の基本的な役割として、相談窓口を設け、被害者に対し、その支援に関する基本的な情報を提供すること、一時的な避難場所を確保する等により、緊急時における安全の確保を行うこと、及び一時保護等の後、被害者が地域で生活していく際に、関係機関等との連絡調整を行い、自立に向けた継続的な支援を行うことが考えられる。

（イ）既存の福祉施策等の十分な活用

地域における被害者の自立支援に際しては、保育所や母子生活支援施設への入所、生活保護の実施、母子父子寡婦福祉施策の活用等、福祉や雇用等の各種の施策を十分に活用する必要がある。このため、被害者の自立支援という観点から利用できる既存の施策にどのようなものがあるか、また、それらを被害者の状況に応じて活用するためにどのような方策が考えられるかについて、幅広い検討を行うことが望ましい。

（ウ）市町村基本計画と配偶者暴力相談支援センターとの関係

支援センターそのものの速やかな設置が困難な場合であっても、市町村基本計画の策定を先行して行い、（ア）の身近な行政主体として求められる基本的な役割を中心に、市町村基本計画に基づく施策の推進を図ることが望ましい。

また、その市町村基本計画の内容に応じて、法第３条第３項各号に掲げられた支援センターの業務に相当する機能を果たす部局や機関を決め、施策の実施に取り組むことが望ましい。

（エ）地域の状況に応じた市町村基本計画の策定

人口規模が大きく、被害者からの相談件数等が多い場合等、市町村の状況に応じて、市町村の基本的な役割のみならず、基本方針の中で主に都道府県が行うことが望ましいとされている施策の中からも、積極的に市町村基本計画に盛り込み、実施することが望ましい。

なお、市町村基本計画は、他の法律に基づき市町村が策定する計画等であって、市町村基本計画と盛り込む内容が重複するものと一体のものとして策定することも考えられる。また、他の法律に基づく既存の計画等であって内容が重複するものの見直しを行い、市町村基本計画とすることも考えられる。

ただし、このような場合でも、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案した内容とすることが必要である。

第２　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

１　配偶者暴力相談支援センター

支援センターは、被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす施設であり、法第３条第１項において、都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適

切な施設において、当該各施設が支援センターとしての機能を果たすようにするものとすることとされている。

また、同条第２項においては、市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が支援センターとしての機能を果たすよう努めることとされている。

都道府県及び市町村の支援センターにおいては、相互の役割分担について、必要に応じ、連絡調整を行うことが望ましい。

また、支援センターにおいては、加害者が訪問すること等も想定し、安全確保のための対策を講ずることが必要である。

（１）都道府県の配偶者暴力相談支援センター

都道府県において、支援センターとしての機能を果たしている婦人相談所は、一時保護を行うという他の支援センターにはない機能を有している。また、都道府県の支援センターは、法施行時より被害者の支援を行ってきた経験を生かし、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。

同一都道府県内の複数の施設において、支援センターの機能を果たすこととした場合、相互に有機的に連携し、その機能を発揮する観点から、都道府県は、これらの施設の連携の中心となる施設（都道府県が設置する施設に限る。以下「中心施設」という。）を１か所指定することが必要である。中心施設は、市町村の支援センターとの連携にも特に配慮することが必要である。

（２）市町村の配偶者暴力相談支援センター

市町村の支援センターは、被害者にとって最も身近な行政主体における支援の窓口であり、その性格に即した基本的な役割について、中心的な業務として特に積極的に取り組むことが望ましい。

具体的には、相談窓口を設け、配偶者からの暴力を受けた被害者に対し、その支援に関する基本的な情報を提供すること、一時保護等の後、地域での生活を始めた被害者に対し、事案に応じ、適切な支援を行うために、関係機関等との連絡調整等を行うとともに、身近な相談窓口として継続的な支援を行うことが考えられる。

また、当該市町村の住民以外からの相談が寄せられた場合にも円滑な支援ができるよう、こうした場合の対応について、あらかじめ近隣の市町村及び都道府県の支援センターと検討しておくことが望ましい。

（３）民間団体との連携

法第３条第５項において、支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとすることとされている。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護については、この問題に取り組む民間団体も大きな役割を担っており、被害者の多様な状況に対応するためには、このような民間団体と支援センターとが、必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。このため、日ごろから、日常の業務の中で、両者が情報を共有し緊密な関係を構築していくことが必要である。

民間団体との連携の例としては、相談業務、広報啓発業務、同行支援等の自立支援、研修等における専門的知見の活用、関係機関の協議会への参加の招請等様々なものが考えられる。実際の支援に当たっては、必要に応じ、民間団体と意見交換、調整を行って、対応することが望ましい。また、支援センターについては、当該支援センターの業務の委託について、別途法令の定めがある場合を除き、その業務の全部又は一部を民間団体に委託することも可能である。業務の委託を含め、どのような連携を行うかは支援センターの状況、個々の被害者の状況等個別の事案に即して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を効果的に行う観点から、当該地域で活動する民間団体の状況及びその意見を踏まえて、それぞれの支援センターにおいて判断することが望ましい。

２　婦人相談員

法第４条において、婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができることとされており、基本計画の策定や見直しにおいては、その十分な活用について、検討を行うことが必要である。

なお、婦人相談員が設置されていない市においては、その必要性の有無について、不断に検討することが必要である。

婦人相談員は、婦人相談所、福祉事務所等において配偶者からの暴力の被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

また、被害者は不安感を抱えながら相談に訪れることが多いため、被害者にとっての安全を第一に考え、秘密が守られる環境の中で、その訴えが十分受け入れられることが重要である。したがって、婦人相談員は被害者の立場に立って共に問題解決を図ろうとする援助者であることについて被害者の理解を得ること、信頼関係に基づいて援助を行うことが必要である。

さらに、問題の解決に当たっては、被害者自らが選択、決定することが基本であり、婦人相談員は、このために必要な情報を提供し、適切な助言を行うことが必要である。また、被害者の自立の促進、保護命令制度の利用、保護施設の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等、法第３条第３項各号に規定されている業務について中心的な役割を担うものであり、こうした各種の援助が的確に実施されるよう、関連の法律や施策、制度等について十分な知識を得るよう努めることが必要である。

３　配偶者からの暴力の発見者による通報等

（１）通報

ア　一般からの通報

（ア）通報の意義とその必要性

配偶者からの暴力は、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等様々な理由から支援を求めることをためらうことも考えられる。被害者を支援するための情報を広く社会から求めるため、法第６条第１項において、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を通報するよう努めなければならないこととされており、通報先については、この通報の趣旨が被害者の保護であることから、被害者の支援の中核である支援センター、また、暴力の制止等の緊急の対応も必要となることから、警察官とされて

いる。

（イ）国民に対する啓発

都道府県及び市町村においては、配偶者からの暴力の被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。また、配偶者からの暴力の防止に関する理解を深めるための啓発を行う際には、その内容に応じ、通報の趣旨等についても適切に周知することが望ましい。

国においては、通報についての法の規定とその趣旨等について、様々な機会を利用して啓発に努める。

イ　医師その他の医療関係者等からの通報

（ア）通報の意義とその必要性

医師その他の医療関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等をいう。以下同じ。）は、日常の業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、医療関係者には、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待される。

そのため、法第６条第２項においても、医療関係者が業務を行うに当たって配偶者からの暴力の被害者を発見した場合には通報することができることとされ、通報先は、一般からの通報と同様に支援センター又は警察官とされている。また、同条第３項により当該通報は守秘義務違反に当たらないとされている。

医療関係者にあっては、この趣旨を踏まえ、配偶者からの暴力の被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

（イ）被害者の意思との関係

配偶者からの暴力の被害者に対する支援は、被害者自身の意思を尊重して行われることが必要である。具体的には、被害者の意思に反し通報が行われると、被害者の受診が妨げられたり、被害者の安全が脅かされるおそれもある。そのため、医療関係者は、原則として被害者の明示的な同意が確認できた場合にのみ通報を行うことが望ましい。ただし、被害者の生命又は身体に対する重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要である。

（ウ）被害者に対する情報提供

法第６条第４項に規定されているように、医療関係者は、被害者が自らの意思に基づき支援センター、婦人相談員、相談機関等を適切に利用できるよう、これらの関係機関に関する積極的な情報提供を行うことが必要である。このため、医療機関においては、医療ソーシャルワーカー等被害者に対する情報提供の窓口を決めておくなど、被害者が受診した場合の医療機関としての対応をあらかじめ検討しておくことが望ましい。また、医療機関による情報提供に資するよう、地方公共団体において、被害者向けのカード・パンフレット等を医療機関に提供することが望ましい。

（エ）医療関係者に対する周知

医療関係者による通報や情報提供等を通じた被害者の支援を図るため、都道府県において、関係団体に協力を求め、医療関係者に対し、通報や情報提供に関する法の規定とその趣旨、支援センター、婦人相談員、相談機関の機能等について、医療関係者向けの広報や研修、医療関係者に対する関係機関の協議会への参加の呼び掛け、医療関係者を対象とした対応マニュアルの作成や配布等様々な機会を利用して周知を行うことが望ましい。また、市町村においても、関係団体に協力を求め、医療関係者に対して、関係機関の協議会への参加の呼び掛けを行うなど、機会を捉えて周知を行うことが望ましい。

国においては、都道府県及び市町村におけるこうした取組が着実に根付くよう、関係団体への働き掛け等に努める。

（オ）福祉関係者

民生委員・児童委員等の福祉関係者は、医療関係者と同様、相談援助業務や対人援助業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、（ア）から（エ）までに準じた対応を行うことが望ましい。

（２）通報等への対応

ア　配偶者暴力相談支援センター

（ア）被害者への説明及び助言等

法第７条において、支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、法第３条第３項の規定により支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとすることとされている。

国民から通報を受けた場合、支援センターは、通報者に対し、加害者に知られないように被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。また、被害者と連絡を取ることができた場合は、支援センターが行う業務の内容等について説明し、助言を行うことが必要である。

学校や保育所等、子どもにかかわる関係機関から支援センターに通報があった場合には、通報者を通じて被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。

医療関係者から通報を受けた場合、支援センターは、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向き、被害者の相談に応じるとともに必要な説明や助言を行うか、又は被害者との面接が難しい場合には、電話により直接被害者と連絡を取ることによって、状況を把握し、説明や助言を行うことが望ましい。この場合、こうした接触を加害者に知られないように十分注意することが必要である。また、必要に応じ、通報のあった医療機関に出向き、医療関係者に、配偶者からの暴力の特性等について説明を行い、今後の協力を要請することが望ましい。

なお、相談等通報以外の形で、被害者以外から支援センターへ連絡があった場合であっても、その内容が身体に対する暴力に関するものについては、通報として扱うことが必要である。

（イ）危険が急迫している場合の対応

現に被害者に対する危険が急迫していると認められるときは、警察にその旨を通報するとともに、被害者に対し、一時保護を受けることを勧奨する

などの措置を講ずることが必要である。なお、こうした危険が急迫している場合への対応を可能とするため、都道府県において少なくとも１つの施設で、夜間、休日を問わず対応できることが必要である。また、加害者が通報者に対し、何らかの報復行為等を行うことも考えられることから、通報者の氏名等の取扱いには十分注意することが必要である。

（ウ）子どもに関する情報への対応

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第２条第４号において、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、児童虐待に当たるとされている。また、子どもが直接、暴力の対象となっている場合もあり得る。このため、通報の内容から児童虐待に当たると思われる場合には、同法に基づき、支援センターから、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告を行うことが必要である。また、その後の被害者に対する支援に際しては、児童相談所等と十分な連携を図ることが望ましい。

（エ）高齢者又は障害者に関する情報への対応

被害者が高齢者又は障害者である場合は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に規定する高齢者虐待又は障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する障害者虐待にも該当する場合がある。通報の内容から高齢者虐待又は障害者虐待にも当たると思われる場合には、これらの法律に基づき、支援センターから、市町村に通報を行うことが必要である。また、その後の支援センターにおける被害者に対する支援に際しては、市町村と十分な連携を図ることが望ましい。

イ　警察

法第８条において、警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

警察において配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。また、被害者の意思を踏まえ、加害者を検挙するほか、被害者に被害届の提出の意思がないときであっても、必要に応じて被害者に被害の届出を働き掛け、あるいは説得を試みる必要があり、また、説得にかかわらず被害の届出をしない場合であっても、当事者双方の関係を考慮した上で、必要性が認められ、かつ、客観証拠及び逮捕の理由がある場合には、加害者の逮捕を始めとした強制捜査を行うことを検討する必要がある。

また、刑事事件としての立件が困難と認められる場合であっても、加害者への指導警告を行うなど配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講ずることが必要である。特に、被害者に対しては、加害者の検挙の有無にかかわらず、個別の事案に応じ、必要な自衛措置に関する助言、支援センター等の関係機関の業務内容及び保護命令制度の教示等被害者の立場に立った措置を講ずることが必要である。

４　被害者からの相談等

（１）配偶者暴力相談支援センター

法第３条第３項第１号において、支援センターは、被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介することとされている。

ア　相談窓口の周知

被害者が、配偶者からの暴力を受けることなく安全に生活していくためには、被害者への支援等に関する情報を入手し、それを活用することが重要である。しかし、配偶者からの暴力により、被害者は孤立し、利用できる支援等に関する情報を入手する機会も制限されている場合が少なくない。また、被害者自身に、自ら受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識がないために、相談に至らないことも多い。

このため、支援センターにおいては、配偶者からの暴力は重大な人権侵害であり、被害者だけで悩むことなく相談窓口を利用するよう、広く周知することが必要である。その際には、今後の生活についての被害者自身の意思が固まっていない段階であっても、早期に相談窓口を利用し、様々な支援に係る情報等を得るよう呼び掛けることが望ましい。また、被害者が利用しやすいように相談の受付時間を設定するなど、被害者の立場に立った工夫をすることが望ましい。外国人である被害者に対しては、外国語による相談窓口の広報を行うことも考えられる。さらに、性別に応じた相談窓口を設けるなど、被害者の性別にかかわらず、相談しやすい環境の整備に配慮することが望ましい。障害者である被害者が相談しやすい環境を整備するため、支援センターのバリアフリー化を進めるとともに、電話以外の方法による相談窓口を設置することが望ましい。

また、支援センターを設置していない市町村においても、相談窓口又は情報提供の窓口を設置し、身近な行政主体として相談を受け付ける先の周知を行うことが望ましい。

なお、生活の本拠を共にする関係以外の交際相手については、婚姻関係に至った場合における暴力の予防という観点において、引き続き、相談窓口の利用を周知し、相談に対応することが望ましい。婦人相談所においては、生活の本拠を共にする関係以外の交際相手からの暴力に関するものも含め、売春防止法（昭和31年法律第118号）に基づく運用により、正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる場合には適切な対応を行うこととされている。

イ　相談を受けた場合の対応

支援センターにおいて被害者の相談に当たる職員は、被害者から電話による相談があった場合には、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、被害者に来所して相談したいとの意向があれば、これを促すことなどが必要である。また、来所した被害者の面接相談を行う場合には、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、

被害者の抱える問題を適切に理解して、問題解決に向けて助言を行うこと等が必要である。さらに、保護を受けるか否かについては被害者本人が判断し決定すべきことであることから、被害者に対し、関係機関の業務内容の説明や助言を行うとともに、必要な援助を受けることを勧奨すること等も必要である。

被害者に対する支援を行うに当たっては、被害者の国籍、障害の有無等を問わずプライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮した対応を行うことが必要である。被害者が、外国人、障害者、高齢者等であることによって、支援を受けにくいということにならないよう、情報提供、相談の対応、施設整備等の面において、それぞれの被害者の立場に立った配慮を行うことが望ましい。

また、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう留意することが必要である。

なお、通報への対応と同様に、相談の内容から、児童虐待に当たると思われる場合には、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告することが必要である。通告に当たっては、児童虐待に係る通告義務について、必要に応じ、被害者に対し、説明を行うことが望ましい。また、その後の被害者に対する支援に際しては、児童相談所等と十分な連携を図ることが望ましい。

高齢者虐待又は障害者虐待に当たると思われる場合には、事案に応じ、市町村に通報することが必要である。また、市町村への届出について、必要に応じ、被害者に対し、説明を行うことが望ましい。その後の支援センターにおける被害者に対する支援に際しては、市町村と十分な連携を図ることが望ましい。

（２）警察

ア　相談を受けた場合の対応

被害者からの相談については、被害者に対し、緊急時に110番通報すべき旨や自衛手段を教示するにとどまらず、関係機関の紹介、加害者に対する指導警告等警察がとり得る各種措置を個別の事案に応じて被害者に教示し、被害者の意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うことが必要である。

また、相談に係る事案が暴行、脅迫等刑罰法令に抵触すると認められる場合は、被害者の意思を踏まえ、検挙に向けての迅速な捜査を開始するほか、被害者に被害届の提出の意思がないときであっても、必要に応じて被害者に被害の届出を働き掛け、あるいは説得を試みる必要があり、また、説得にかかわらず被害の届出をしない場合であっても、当事者双方の関係を考慮した上で、必要性が認められ、かつ、客観証拠及び逮捕の理由がある場合には、加害者の逮捕を始めとした強制捜査を行うことを検討する必要がある。

刑事事件として立件が困難と認められる場合であっても、被害者及びその関係者に危害の及ぶおそれがある事案については、加害者に対する指導警告を行うなど積極的な措置を講ずることが必要である。加害者に対して指導警告を行う際には、加害行為をしていることの自覚を促すなど、沈静化を図る観点からの対応にも配意する必要がある。

さらに、被害者及びその関係者に対して、加害者からの復縁等を求めてのつきまとい等の行為がある場合には、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）を適用した措置を厳正に講ずることが必要である。

なお、被害者に接する際には、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害を与えないよう、女性警察職員による被害相談対応、被害者と加害者とが遭遇しないような相談の実施等被害者が相談しやすい環境の整備に努めることが必要である。

警察以外の関係機関による対応がふさわしいと考えられる場合は、被害者に対し、支援センター等の関係機関の業務等について説明し、これらの機関に円滑に引き継ぐことが必要である。

なお、引継ぎを行う場合には、単に当該機関等の名称及び連絡先を教示するだけでなく、当該機関等に連絡するなど確実に引継ぎがなされることが必要である。

イ　援助の申出を受けた場合の対応

法第８条の２において、警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとすることとされている。

警察が行う援助は、次に掲げる措置のうち、適切なものを採ることにより行うこととされている。

（ア）被害者に対し、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するため、その状況に応じて避難その他の措置を教示すること。

（イ）加害者に被害者の住所又は居所を知られないようにすること。

（ウ）被害者が配偶者からの暴力による被害を防止するための交渉を円滑に行うため、被害者に対する助言、加害者に対する必要な事項の連絡又は被害防止交渉を行う場所としての警察施設の供用を行うこと。

（エ）その他申出に係る配偶者からの暴力による被害を自ら防止するために適当と認める援助を行うこと。

なお、生命等に対する脅迫を受けた被害者については、法第８条の２の規定による援助の対象ではないが、身体に対する暴力を受けた被害者に準じて必要な援助を行うことが必要である。

（３）人権擁護機関

法務省の人権擁護機関では、人権相談所や「女性の人権ホットライン」といった専用電話において、配偶者からの暴力を含めた相談を受け付けるほか、被害者から、人権侵犯による被害を受け、又は受けるおそれがある旨の申告等があった場合は、速やかに救済手続を開始する。

上記相談や申告を受け、配偶者からの暴力事案を認知した場合は、人権侵犯事件として所要の調査を行い、支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に

必要な助言、一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、事案に応じ、説示等を行うことにより、被害者の保護、救済に努めることが必要である。

（４）民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。支援センターでは、被害者が民間団体に相談していることが判明した場合は、その状況を聴き、支援センターにおける相談業務がより的確に実施されるようにすることなどが考えらえる。

５　被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

被害者は、繰り返される暴力の中でＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えることもあり、また、加害者からの追及の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にある場合もある。

同伴する家族も同様に心理的被害を受けている場合が多く、特に子どもについては、配偶者からの暴力による心理的虐待に加え、転居や転校を始めとする生活の変化等により、種々の大きな影響を受けやすい。さらに、子ども自身が親からの暴力の対象になっている場合もある。

法第３条第３項第２号において、支援センターは、被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこととされている。

（１）被害者に対する援助

ア　婦人相談所における援助

事案に応じ、医師、心理判定員、婦人相談員、心理療法担当職員、看護師等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。心理療法担当職員の配置については、被害者への心理的な援助を適切に行うため、その積極的な配置・ 活用を行うことが望ましい。

婦人相談所においては、心身に大きな被害を受けている被害者や同伴する家族に対して、心理判定員等による心理学的諸検査や面接を行い、被害者の心理的な被害の状況を把握して、事案に応じた心理学的側面からの援助等を行うことが必要である。

また、疾病等の有無や診療の要否について、医学的な面から判定し、被害者の心身の健康状態を踏まえて、今後の必要な措置について検討するなど、適切に対応することが必要である。

イ　地域での生活における援助

繰り返し家庭内で暴力を受けてきた被害者が心理的な安定を取り戻すためには、加害者の元から避難した後も、回復のための一定の期間を経る必要がある。このため、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、被害者の回復を図るために、カウンセリングを行うことや、カウンセリング等の専門家や知見を有する民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。また、被害者の状況に応じ、精神保健福祉センター、保健所における精神保健に関する支援やグループホームの活用についても検討することが必要である。

被害者の回復には、配偶者からの暴力という体験を有する被害者同士が、体験や感情を共有し、情報を交換し合う自助のためのグループに参加することが有効とされることから、支援センター等においては、地域の実情に応じて、こうした自助グループ等の情報についても被害者に提供することが望ましい。また、支援センターや女性センター等において、これらのグループの形成や継続に対する支援を行うことが望ましい。

（２）子どもに対する援助

ア　児童相談所等における援助

子どもの目の前で配偶者に対する暴力が行われること等、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に当たるものであり、児童相談所においては、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対しては、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、個々の子どもの状況に応じてカウンセリング等を実施することが必要である。被害者が避難先から地域に戻り生活を始めた場合又は他の地域から転居し生活を始めた場合等、子どもが安心して安定した生活ができるよう、継続的な支援を行うことが必要である。

なお、子どもに対する医学的又は心理的な援助は児童相談所が中心となって対応するものであるが、虐待を受けた子どもやその家庭に対する援助については、市町村もその役割を担っている。このため、市町村は要保護児童対策地域協議会を活用し、援助が必要な子どもやその家庭に関する情報を関係機関で共有し、必要に応じて、母子保健サービスや子育て支援サービス等により援助を行うことが必要である。

婦人相談所に一時保護されている子どもであっても、子どもの目の前で配偶者に対する暴力が行われていたこと等により心理的外傷を受けていたり、あるいは子ども自身が暴力を受けている例も見られることから、婦人相談所と連携して、通所や訪問という形をとりながら、個別的な心理療法や集団療法等の援助を行うなど、子どもの状況に応じ適切に対応することが望ましい。

イ　学校等における援助

日常生活の中で、被害者の子どもが適切な配慮を受けられるようにするためには、学校や保育所等における対応が重要である。このため、学校及び教育委員会並びに支援センターは、事案に応じ、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていることや、必要に応じ、教育センターや教育相談所に配置されている臨床心理の専門家による援助も受けられることについて、被害者やその子どもに適切に情報提供を行うことが必要である。

また、教育委員会、学校、保育所等の関係機関と支援センターが連携して、学校生活等において、被害者の子どもが適切な配慮を受けられるようにするため、子どもと日常的に接することが多い教員、養護教諭、スクールカウンセラー等の教育関係者や保育士等の保育関係者に対して、児童虐待に関する留意事項に加え、配偶者からの暴力の特性、子どもや被害者の立場や配慮すべき事項等について、研修等の場を通じて周知徹底を図ることが必要である。

（３）医療機関との連携

被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合には、支援センターは医療機関への紹介、あっせんを行うことが

必要である。このような業務を円滑に進めることができるよう、支援センターは、地域の医師会、医療機関との十分な連携を図るとともに、日ごろから、配偶者からの暴力の問題に関する情報の提供を行うことが望ましい。

その場合、支援センターは、医療機関に対し、被害者の個人情報の扱い等被害者の立場を踏まえた配慮について申し入れることが望ましい。

また、生計困難な被害者については、事案に応じ、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第２条第３項第９号に規定する無料低額診療事業をいう。以下同じ。）の利用について情報提供を行うことが望ましい。なお、都道府県等は、生計困難な被害者について積極的に無料低額診療事業の対象とするよう、各医療機関に対し指導等を行うとともに、受診の手続等が円滑に進むよう、市町村社会福祉協議会等の関係機関に対しても十分な協力をするよう周知徹底を図ることが望ましい。

６　被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

（１）緊急時における安全の確保

法第３条第３項第３号において、支援センターは、被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族）の緊急時における安全の確保を行うこととされている。

緊急時における安全の確保は、婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等を指すものであり、一時保護が行われるまでの間、婦人相談所に同行支援を行うことも含むものである。また、被害者が正に暴力を受け得る状態にある場合のみを対象とするものではなく、加害者が不在である間に被害者が駆け込んできた場合等も対象となるものである。被害者の状況から、加害者から危害を加えられるおそれが高い場合には、警察と連携を図って被害者の保護を図ることが必要である。

緊急時における安全の確保は、その趣旨を踏まえ、身近な行政主体である市町村において、支援センターが設置されている場合はもとより、設置されていない場合であっても、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。支援センターが設置されている市町村においても、支援センターにおいて直接行う方法に必ずしも限定することなく、被害者の安全等を考慮して、実施方法を検討することが望ましい。また、市町村の取組の状況によっては、必要に応じ、都道府県において、実施されることが望ましい。

実施に当たっては、担当部局と支援センター、婦人相談所一時保護所、警察等関係機関の間で、連絡体制や加害者からの追及への対応等についてあらかじめ協議しておくことが必要である。

（２）一時保護

法第３条第３項第３号及び同条第４項において、被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族）の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとされている。

一時保護については、被害者本人の意思に基づき、①適当な寄宿先がなく、その者に被害が及ぶことを防ぐため緊急に保護することが必要であると認められる場合、②一時保護所での短期間の生活指導、自立に向けた援助が有効であると認められる場合、③心身の健康回復が必要であると認められる場合等に行うものである。

ア　一時保護までの同行支援等

一時保護所への来所までの間に、被害者の状況から同行支援等の支援が必要な場合は、被害者からの相談に応じた支援センター等において対応することが望ましい。夜間等の対応については、緊急時における安全の確保の一環として、市町村又は都道府県において、被害者に対し、一時的な避難場所の提供等を行うことが望ましい。なお、すでに、関係機関の協議により対応方針について合意がなされている場合にはそれによることも考えられる。また、地域の状況により、市町村又は都道府県においてこうした対応を行うことが現時点では困難な場合においては、支援センターを始めとする関係機関において、当面の対応をあらかじめ協議することが必要である。

なお、被害者が一時保護所に来所して一時保護の申請を行うまでの間、加害者から危害を加えられるおそれが高い場合には、支援センター等と警察が連携して警戒措置を講ずるなど、被害者の保護を図ることが必要である。

イ　一時保護の決定と受入れ

（ア）一時保護の申請と決定

一時保護には、被害者本人が直接来所して申請する場合のほか、婦人相談所以外の支援センター、福祉事務所、警察、児童相談所等の関係機関からの連絡が契機となって一時保護が行われる場合がある。被害者は金銭や保険証等を所持せずに一時保護される場合も多く、加害者からの追及のおそれ等もあることから、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡を取るなど、緊密な連携を図ることが必要である。

特に、福祉事務所については、被害者の状況から、迅速な生活保護の適用等が必要となる場合も多いことから、福祉事務所を経由して、被害者からの一時保護の申請を受け付けることも考えられる。ただし、その場合であっても、速やかな一時保護の実施が必要な場合には、福祉事務所を経由していない申請についても適切に受入れを行うことが必要である。

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、被害者の安全の確保、負担の軽減等に配慮しつつ、被害者が一時保護委託契約施設に直接来所した場合も含め、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。

なお、婦人相談所においては、生活の本拠を共にする関係以外の交際相手からの暴力に関するものも含め、売春防止法に基づく運用により、正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる場合には適切な対応を行うこととされている。

（イ）一時保護の受入れ

一時保護に当たっては、被害者本人の状況、同伴する家族の有無等を勘案し、婦人相談所が自ら行うほか、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間シェルター等、状況に応じ適切な一時保護委託

先で保護することが必要である。

一時保護の受入れに当たっては、入所者の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けることができるという気持ちが持てるよう留意することが必要である。また、婦人相談所においては、入所者の疾病や心身の健康状態等により、医学的又は心理学的な援助を行うなど、適切な職員を配置し、心理判定員、婦人相談員、心理療法担当職員、看護師等関係する職員が連携して問題の整理・解決を図ることが必要である。

ウ　一時保護の期間

一時保護の期間は、援助の施策のうちどれが最も適当であるかを決定し、婦人保護施設や母子生活支援施設への入所等の措置を講ずるまでの期間や、短期間の援助等を行うために必要と見込まれる期間である。このため、一時保護所又は委託先の入所者の状況に応じて、その期間を延長する等の柔軟な設定をすることが必要である。

エ　同伴する子どもへの対応

同伴する子どもについては、同時に児童虐待を受けている可能性もあることから、アセスメントを行うとともに、必要に応じ、適切な支援が実施されるよう、あらかじめ、児童相談所と密接に連携を図ることが必要である。また、男子高校生等婦人相談所で保護することが適当でないと判断される場合には、児童相談所の一時保護所や、一時保護委託により被害者とともに適切な施設で保護するなどの配慮を行うことが必要である。

さらに、同伴する子どもについては、安全確保の観点から、学校に通学させることが、事実上困難となる場合が多い。一時保護所においては、教育委員会や学校から、教材の提供や指導方法の教示等の支援を受けつつ、このような子どもに対して、適切な学習機会を提供していくことが望ましい。

オ　一時保護を委託する施設

一時保護については、被害者の状況、地域の実情等に応じ、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間シェルター等に対して委託が行われており、一時保護委託契約を締結している施設数は年々増加している（平成24年４月１日現在303施設）。

一時保護委託施設における食事の提供、保健衛生、防災及び被服等の支給については、一時保護所と実質的に同等の水準のものとなるようにするとともに、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性、安全の確保や秘密の保持等に関する研修を受けた職員により入所者の一時保護を行うことが必要である。

婦人相談所が、委託の適否及び委託先施設の決定を行う際には、それぞれの被害者の状況と、委託する施設の特性を考慮し、その被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。また、男性の一時保護については、あらかじめ、その保護に適した施設を委託先として検討し、必要な場合に一時保護の委託を行う等の対応を行うことが望ましい。さらに、外国人や障害者、高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者にも対応できるよう、あらかじめ多様な一時保護委託先を確保しておくことが望ましい。なお、高齢者虐待又は障害者虐待にも当たる可能性もあることから、市町村と密接に連携を図ることが必要である。

一時保護後、婦人保護施設や母子生活支援施設への入所等、次の段階の支援に移行するために、婦人相談所と一時保護を委託された施設は、入所者の処遇等について緊密な連携を図ることが必要である。

カ　一時保護後の対応

婦人相談所による一時保護後は、婦人保護施設、母子生活支援施設等の入所のほか、帰宅や実家等への帰郷、賃貸住宅等での生活等が考えられるが、婦人相談所においては、被害者への支援が途切れることのないよう配慮することが必要である。

具体的には、退所後も婦人相談所の専門的な支援を必要とする被害者については、引き続き、婦人相談所において、来所相談等に応じることが考えられる。また、地域での生活を始めた被害者については、その身近にあって相談しやすい、市町村の支援センター等の相談窓口に引き継ぐこと等が考えられる。なお、他の機関に引継ぎを行う場合には、被害者の希望に応じて、単に当該機関等の名称及び連絡先を教示するだけでなく、当該機関等に連絡して担当者名を確認し、当該担当者との面接が確実に行われるようにするなど、実質的に引き継ぐことが必要である。

（３）婦人保護施設等

ア　婦人保護施設

法第５条において、都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができることとされている。

単身で保護された被害者については、一時保護所を退所した後、必要な場合は婦人保護施設への入所の措置を講ずることが必要である。婦人保護施設においては、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。

また、婦人保護施設の退所後においても、安定して自立した生活が営めるよう、被害者の希望に応じて、福祉事務所等の関係機関と連携し、相談、指導等の援助を継続して実施することが望ましい。

なお、婦人保護施設が設置されていない都道府県においては、その必要性の有無について、不断に検討することが必要である。

イ　母子生活支援施設

同伴する子どもがいる被害者については、一時保護所を退所した後、必要な場合は母子生活支援施設への入所の措置を講ずることが必要である。母子生活支援施設においては、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

（４）広域的な対応

被害者の支援については、加害者等の追及から逃れるため、都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

ア　一時保護

一時保護における広域的な連携に関しては、被害者が支援を求めた婦人相談所と、被害者が一時保護を希望する都道府県の婦人相談所とが連絡、調整を行いつつ、原則として、次の取扱いが行われることが必要である。

（ア）被害者が他の都道府県の一時保護所等に移る際には、双方の婦人相談所が確認し、送り出し側の職員等が同行支援すること。なお、事前に双方の婦人相談所の協議により、同行支援の必要がないと判断した場合は、この限りではないこと。また、これに係る費用については、送り出し側が負担すること。

（イ）一時保護に係る費用は、受け入れ側の都道府県が負担すること。ただし、送り出し側の都道府県が、一時保護委託施設と契約している場合を除くものとすること。

イ　施設入所

一時保護後の施設入所における広域的な連携に関しては、現に地方公共団体間の申合せがある場合はその申合せによることとし、ない場合は、次の取扱いが行われることが望ましい。

（ア）他の都道府県の婦人保護施設に被害者が入所するときの入所に係る費用は、送り出し側の都道府県が負担すること。

（イ）他の都道府県の母子生活支援施設に被害者が入所するときの入所に係る費用は、被害者の住所地が送り出し側の婦人相談所の管轄区域内にある場合は、被害者の住所地を管轄する福祉事務所のある市等及び一時保護を行った婦人相談所がある都道府県が負担し、被害者の住所地が不明又は送り出し側の婦人相談所の管轄区域外にある場合は、一時保護を行った婦人相談所の所在地を管轄する福祉事務所のある市等及び一時保護を行った婦人相談所がある都道府県が負担すること。

（ウ）（ア）（イ）いずれの場合も、被害者が入所する施設へ移る際には、送り出し側の婦人相談所職員等が同行支援し、その費用については送り出し側が負担すること。

7　被害者の自立の支援

法第３条第３項第４号において、支援センターは、被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、また、同項第６号において、被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこととされている。

（１）関係機関等との連絡調整等

被害者が自立して生活しようとする際、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えており、その課題解決にかかわる関係機関等は多岐にわたる。それらの機関が、認識を共有しながら連携を図って被害者の自立を支援する必要があることから、関係機関等との連絡調整は極めて重要である。

関係機関等との連絡調整については、日ごろから支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。

また、個々の事案について、被害者からの相談内容に基づき、自立支援プログラムの策定や実施など、自立支援のために必要な措置が適切に講じられるよう、支援センターが、関係機関等と積極的に連絡調整を行うことが望ましい。

なお、支援センターを設置していない市町村においても、関係機関等との連絡調整を行い、被害者に対し、自立に向けた継続的な支援を行う窓口を設置し、これらの役割を果たすことが望ましい。

ア　手続の一元化

複数の窓口に対し、被害者が個別に出向いて繰り返し自身の置かれた状況を説明し、支援を受けるための手続を進めることは、加害者に遭遇する危険性が高まる上、心理的にも、被害者にとって大きな負担となることが指摘されている。このため、被害者支援に係るワンストップ・ サービスの構築を推進することが望ましい。庁内の関係部局や関係機関においてあらかじめ協議の上、被害者の相談内容や、希望する支援の内容を記入する共通の様式を設け、その様式に記入することによって、複数の窓口に係る手続を並行して進められるようにすることが望ましい。また、その手続を行う際にも、一定の場所に関係部局の担当者が出向くことによって、被害者が、一か所で手続を進められるようにすることが望ましい。

その際には、個人情報の適正な管理の観点から、様式に記入する内容は、どの手続にも必要な基本的な事項に限られるよう留意することが必要である。

イ　同行支援

被害者は、加害者の元から避難して新しい生活を始めるに際して強い不安や負担感を持ち、自身で様々な手続を行うことが難しい場合も少なくない。このため、支援センターにおいて、事案に応じ、関係機関への同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。その際、民間団体の協力を求めることが考えられる。

同行支援の内容としては、被害者が関係機関において手続を行う際に、支援センターの職員等が同行し、被害者の安全に配慮するとともに、必要に応じ、当該関係機関に対し、被害者の置かれた状況等について補足して説明を行い、関係機関の理解を得ることによって手続が円滑に進むよう支援を行い、また、被害者に対し、手続の方法等を分かりやすく教示すること等が考えられる。

（２）被害者等に係る情報の保護

被害者の自立の支援においても、被害者及びその関係者の安全確保を図るため、被害者の住所や居所はもとより、被害者の支援を行う施設や団体の所在地等、被害者等に係る情報の管理に細心の注意が求められる。支援センターにおいては、被害者の支援にかかわる関係機関等に対し、被害者等に係る情報管理の徹底を呼び掛けることが必要である。

支援センターは、被害者に対し、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、以下の措置が執られていることについて、事案に応じ、情報提供等を行うことが必要である。また、被害者が外国人住民である場合についても対象となることに留意して適切に実施することが必要である。

ア　措置の目的

配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為（例えば、生活の本拠を共にする関係以外の交際相手からの暴力など）の被害者を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付について、不当な目的により利用されることを

防止する。

イ　申出の受付

市区町村長は、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者から、ウに掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。

申出を受け付けた市区町村長は、警察、支援センター、児童相談所等の意見を聴き、又は裁判所の発令する保護命令の決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることその他適切な方法によって支援措置の必要性を確認し、市区町村長において判断を行う。この支援措置の必要性の確認に当たっては、被害者の負担の軽減に留意する。

ウ　支援措置

加害者が判明している場合、加害者からの請求については、「不当な目的」（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条及び第20条）があるもの又は同法第11 条の２に掲げる活動に該当しないものとし、交付しないこと又は閲覧させないこととする。

その他の第三者からの請求については、加害者が第三者になりすまして行う請求に対し交付すること又は閲覧させることを防ぐため、住民基本台帳カード等の写真が貼付された身分証明書の提示を求めるなど、本人確認をより厳格に行う。

また、加害者からの依頼を受けた第三者からの請求に対し交付する又は閲覧させることを防ぐため、請求事由についてもより厳格な審査を行う。

エ　関係部局における情報の管理

加害者や加害者からの依頼を受けた第三者に対し、被害者等に係る情報を提供する事例が見受けられるが、住民基本台帳の閲覧等の制限が設けられている趣旨を踏まえれば、閲覧等の制限の対象となっている被害者の情報の取扱いについては特に厳重な管理が求められる。このため、選挙管理委員会や国民健康保険、国民年金、介護保険、税務、児童手当等住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。住民基本台帳担当部局においては、これらの関係部局との連携に努めることが必要である。

国においては、住民基本台帳の閲覧等の制限が適切に実施されるよう、上記の事項について、周知に努める。

（３）生活の支援

ア　福祉事務所

法第８条の３において、福祉事務所は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

福祉事務所においては、事案に応じ、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護の実施を行うとともに、生活保護が必要な者に対しては、後述の点に特に留意して適切に保護を実施することが必要である。

イ　母子・父子自立支援員

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子・父子自立支援員は、母子家庭の母及び父子家庭の父又はこれに準ずる状態にある者の自立支援を図るため、就業についての相談や生活相談に応じるとともに、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金や母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当に関する相談及び支援を行うことが必要である。

ウ　生活保護

生活保護制度は、保有する資産、能力等あらゆるものを活用しても、なお最低限度の生活を維持することができない者に対して、最低生活費の不足分に限って保護費を支給するとともに、その自立を助長するものである。

支援センターにおいては、被害者に対し、事案に応じ、生活保護制度の適用について、福祉事務所に相談するよう、情報提供等を行うことが必要である。また、福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、被害者から生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

なお、法による婦人相談所が行う一時保護の施設の入所者については、居住地がない者とみなし、原則として当該施設所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負い、現在地保護を行うことが必要である。ただし、入所者の立場に立って広域的な連携を円滑に進める観点から、都道府県内又は近隣都道府県間において地方公共団体相互の取決めを定めた場合には、それによることとされている。

国においては、被害者に対する生活保護の適用について、保護の要件を満たす場合には適切に保護を適用するよう、周知に努める。

エ　子どもとともに生活する被害者への支援

支援センターにおいては、被害者に対し、事案に応じ母子生活支援施設における保護の実施、児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付け、児童手当の支給等について、情報提供等を行うことが必要である。

国においては、児童扶養手当について、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に規定する婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）を解消した場合及び児童扶養手当法施行令（昭和36 年政令第405 号）に規定する父又は母に１年以上遺棄されている場合に加え、同令に規定する父又は母が保護命令を受けた児童についても、一定の要件を満たす場合には支給が可能であることを含め、こうした措置が適切に行われるよう、市町村等に対し周知に努める。また、児童手当については、加害者から受給事由消滅届が提出されていなくても、一定の要件を満たす場合には被害者の請求に基づき支給が可能であることを含め、こうした措置が適切に行われるよう、市町村等に対し周知に努める。

（４）就業の支援

被害者の自立を支援する上で、被害者の抱えるＰＴＳＤ等の障害、安全確保の問題など、被害者一人一人の状況に応じ、被害者に対する就業支援を促進することが極めて重要である。支援センターにおいては、被害者の状況に応じて公共職業安定所、職業訓練施設、女性センター等における就業支援等についての情報提供と助言を行い、事案に応じ、当該関係機関と連絡調

整を行うなど、被害者の就業に向け、支援に努めることが必要である。また、被害者が生活に困窮する場合には、生活困窮者支援制度と連携して支援を行うことも考えられる。

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。

子どものいる被害者については、本人が希望する場合、公共職業安定所等は、事業主に対し、被害者が特定求職者雇用開発助成金、及びトライアル雇用奨励金の対象となり得ることを必要に応じて周知し、制度を活用するよう働き掛けることが望ましい。被害者の職業能力、求職条件等から職業訓練の受講の必要性が高いと認められる者に対しては、公的職業訓練の受講のあっせんに努めることが必要である。

また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金等の制度の対象となり得ることから、支援センターにおいては、こうした制度の活用についても積極的に促すことが必要である。

都道府県等においては、婦人保護施設や母子生活支援施設等の退所者に対する就職時の身元保証等、被害者の自立に向けた支援に努めることが必要である。

国においては、こうした支援が適切に行われるよう、関係機関に対して周知に努める。

（5）住宅の確保

被害者の自立を支援するためには、被害者の居住の安定を図ることは極めて重要である。このため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に定める住宅確保要配慮者には、配偶者からの暴力の被害者が含まれ得るものであることも踏まえ、都道府県及び市町村はこのような被害者が自立して生活することができるように、受け皿となる住宅の確保に努めることが必要である。

また、支援センターにおいては、被害者に対し、事案に応じ、住宅の確保について情報提供等を行うことが必要である。

国においては、被害者に対する住宅の供給の促進を図るため、関係機関に対して周知に努める。

ア　公営住宅への入居

公営住宅への入居については、国において、地域の住宅事情や公営住宅ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、優先入居の取扱いを行うことができることが明らかにされているとともに、収入認定や保証人の要否について、被害者の実情を勘案して弾力的に運用するよう事業主体に配慮を求めている。また、入居者資格のない者も含めて被害者が公営住宅を目的外使用することができるようにするとともに、円滑な入居を可能とするため、当該目的外使用の手続を簡素化している。

今後とも、公営住宅の事業主体において、福祉部局、支援センター等の関係者とも連携の上、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居の制度が一層活用されることが必要である。また、被害者が若年単身である場合に対応した目的外使用の実施等についても、特段の配慮を行うことが必要である。

イ　民間賃貸住宅への入居

国においては、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合、民間の家賃債務保証会社等に関する情報の提供について、支援センターとの連携を図るよう、民間賃貸住宅にかかわる団体に対する要請に努める。

また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者の住宅の確保に向けて、身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

（6）医療保険

支援センターは、被害者から医療保険に関する相談があった場合、以下について、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。また、国においては、以下の事項について、市町村等関係機関に対して周知に努める。

ア　健康保険においては、被扶養者は被保険者と生計維持関係にあることが必要であり、生計維持関係がなければ被扶養者から外れること。

イ　国民健康保険組合の行う国民健康保険においては、組合員の世帯に属していなければ、その対象から外れること。

ウ　被害者は、婦人相談所等が発行する証明書（子ども等の家族を同伴している場合には、その同伴者に係る証明書を含む。）を持って保険者へ申し出ることにより、被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れること。

エ　被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れた場合には、年金の第３号被保険者については、第１号被保険者となる手続が必要になること。

オ　市町村の行う国民健康保険においては、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、配偶者とは別の世帯として、国民健康保険に加入することが可能であり、市町村において相談すること。

カ　後期高齢者医療広域連合の行う後期高齢者医療においては、事実上の住所の確認により、配偶者とは別の世帯として、後期高齢者医療の被保険者となることが可能であり、市町村の後期高齢者医療担当窓口において相談すること。

キ　第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること。

ク　医療費通知の送付により、被害者が受診した医療機関について、加害者に伝わるおそれがある場合には、被害者が加入している医療保険の保険者に対し、医療費通知の送付先の変更等を依頼すること。

（7）年金

支援センターは、被害者から国民年金等に関する相談があった場合、以下について、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。また、国においては、以下の事項について、市町村等関係機関に対して周知に努める。

ア　被害者が国民年金の第３号被保険者（会社員、公務員等の被扶養配偶者）であって、当該被害者がその配偶者の収入により生計を維持しなくなった場合は、第３号被保険者から第１号被保険者となる手続が必要となること。

イ　上記の手続は、現在住んでいる市町村において行うこと。その際、年金手帳が必要となること。

ウ　第１号被保険者になった場合は、自らが保険料を負担する義務が生じること。

エ　第１号被保険者は、生活保護法による扶助を受けている場合や、経済的に保険料の納付が困難な場合

等は、保険料の免除制度等があることから、市町村において相談すること。

また、配偶者からの暴力が原因で避難している被害者が保険料の免除を申請する場合は、加害者の所得は審査の対象としない特例があるので、年金事務所において相談すること。

オ　国民年金、厚生年金保険及び船員保険に関し、被害者が年金事務所において手続を執ることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われることとなるので、必要に応じ、年金事務所において相談すること。

カ　配偶者からの暴力が原因で被害者が避難している間に加害者が死亡し、被害者が遺族年金の裁定請求を行う場合については、裁定請求の際、年金事務所において、その旨を相談すること。

（８）子どもの就学･保育等

被害者の保護と自立の支援を図る上で、同居する子どもの就学・保育等は、極めて重要である。支援センターは、教育委員会や学校、福祉部局と連携し、被害者に対し、事案に応じ、同居する子どもの就学や保育について情報提供等を行うことが必要である。

なお、教育委員会、学校、保育所等は、被害者の子どもの転出先や居住地等の情報を適切に管理することが必要である。また、国においては、以下の事項について、市町村等関係機関に対して周知に努める。

ア　就学

子どもの就学については、様々な事情によって住民票の記載がなされていない場合であっても、その子どもが住所を有することに基づいて就学を認める扱いがなされている。また、転出先の学校においては、被害者等の安全を確保するために情報提供の制限が必要な場合においては、転出元の学校へは転出の事実のみを知らせるなどの対応も考えられる。これらのことを踏まえ、支援センターにおいては、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡を取るとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。

イ　保育

（ア）保育所への入所

保育所への入所については、児童福祉法上、保護者が就労・疾病等の理由により就学前の児童を保育することができない場合に、その保護者から申込みがあった場合には、市町村は、保育所においてそれらの児童を保育しなければならないこととなっている。その際、一つの保育所への入所の希望が集中した場合には、市町村において公正な方法で、選考を行うことが可能である。

国においては、市町村に対し、保育所へ入所する子どもを選考する場合においては、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、保護者が求職中であっても保育所への申込みが可能であること、戸籍及び住民票に記載がない子どもであっても、居住している市町村において保育所への入所の申込みが可能であること、並びに被害者が加害者の元から避難したことにより世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難と認められる場合には、その個々の家計の収入の実態を踏まえた適切な保育料が徴収されるようにすることについても、市町村に対し周知徹底に努める。

（イ）その他の保育サービス

支援センターは、ファミリー・サポート・センターや子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライト）等、保育所以外の保育サービスについても、市町村における実施状況を踏まえ、事案に応じ、情報提供を行うことが必要である。

ウ　接近禁止命令への対応

被害者の子どもへの接近禁止命令の発令も可能であることから、支援センターは、制度の趣旨及び概要について、教育委員会及び学校、保育所等に周知を図ることが必要である。また、支援センター及び警察は、被害者及びその子どもへの接近禁止命令が発令された場合にはその旨を教育委員会及び学校、保育所等に申し出るよう被害者に促すことが必要である。

エ　予防接種等

支援センターは、子どもとともに遠隔地で生活する被害者について、住民票の記載がなされていない場合であっても、居住していることが明らかであれば、滞在先の市町村において予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期の予防接種や母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく健診が受けられることについて、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。

国においては、こうした支援が適切に行われるよう、市町村等関係機関に対する周知に努める。

（９）その他配偶者暴力相談支援センターの取組

支援センターは、各々の実情を踏まえ、事案に応じ、離婚調停手続、子どもへの面接交渉、多重債務問題等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。日本司法支援センター（愛称：法テラス）においては、資力の乏しい者に無料法律相談を実施したり、裁判代理費用、裁判所へ提出する書類作成費用の立替え等の援助を行う民事法律扶助業務を行っており、事案に応じ、法テラスの利用に関する情報提供を行うことが望ましい。

また、住民票の記載がなされていない場合であっても、介護保険法（平成９年法律第123号）に基づく要介護認定等を受けて、施設介護サービス費の支給等の介護給付等を受けることが可能であることや、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく施設入所支援等についても同様に、支給決定を受けることが可能であることについて、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。

なお、住民票を移していない場合等の一般旅券の発給に関しては、各都道府県の一般旅券申請窓口に相談するよう、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。

８　保護命令制度の利用等

（１）保護命令制度の利用

法第３条第３項第５号において、支援センターは、保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこととされている。

ア　被害者への説明

支援センターは、被害者に対し、保護命令制度について説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行い、被害者が円滑に保護命令の申立てができるようにすることが必要である。その際には、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されることとなること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができないなどの場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができることなどについても、被害者に対し説明することが必要である。また、保護命令の申立てから決定までの間については、事案に応じ、被害者の一時保護を検討するとともに、被害者に対し、自身の安全の確保に十分留意するよう説明することが必要である。

また、保護命令の申立て後に申立てが却下された場合や、命令の発令後に被害者がその取消しを申し立てた場合等であっても、支援センターでは、被害者の希望に応じ、引き続き相談、助言等の援助を行うことについて、あらかじめ説明することが必要である。

イ　関係機関への連絡

関係機関への連絡については、必要に応じ、支援センターが地方裁判所に対し、支援センターの連絡先、裁判所内で加害者が被害者を待ち伏せするおそれがあることから警備が必要であること、支援センターの関係者が申立人の裁判所への出頭に付き添うこと等を連絡することが考えられる。

また、保護命令が発令された後の被害者の安全確保を速やかに行うため、支援センターに相談した被害者が保護命令の申立てを行う際には、事前に警察に情報提供を行うことが望ましい。

なお、保護命令の具体的な手続は、別添のとおりである（別添参照）。

（２）保護命令の通知を受けた場合の対応

ア　警察

法第15条第３項において、保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとされている。

警察において同項による通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、配偶者からの暴力による被害を防止するための留意事項及び緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。被害者の親族等への接近禁止命令が発令されている場合は、これらの者に対しても加害者からの暴力による被害を防止するための留意事項及び緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。

また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

警察が同項に基づく通知を受けた場合で、その通知に係る保護命令について支援センターへも通知が行われたときには、被害者の安全確保について、支援センターと警察が連携して被害発生の防止に努めることが必要である。具体的には、警察が把握した加害者の言動等について、支援センターと情報の共有を行い、被害者の保護に努めることが考えられる。

なお、保護命令違反のほか、加害者が、被害者に対し、暴行、傷害、脅迫、住居侵入、器物損壊、ストーカー行為等刑罰法令に触れる行為を行った場合には、被害者の意思を踏まえ、各種法令を適用した措置を厳正に講ずることが必要である。

イ　配偶者暴力相談支援センター

法第15条第４項において、保護命令を発した場合であって、支援センターの長に相談等を求めた事実があり、かつ、申立書にその旨の記載があるときには、裁判所書記官は、速やかに保護命令が発せられた旨及びその内容を当該支援センターの長に通知するものとされている。

支援センターにおいて同項による通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、被害者の住所又は居所を管轄する警察に対して、特に被害者が一時保護所、婦人保護施設等を退所する場合、遠隔地へ避難する場合、転居の連絡を受けた場合等に、被害者の安全確保に必要な情報を提供するとともに、警察から、保護命令を受けた加害者の状況等に関する情報の提供を受け、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。事案に応じ、支援センターの職員と警察職員が同席して、保護命令発令後の被害者の安全確保の方法等について検討することも考えられる。

また、必要に応じ、支援にかかわる関係機関及び民間団体に対して、保護命令が発せられたこと及びその内容を伝え、被害者の安全確保に一層配慮することや、危険性が高いと考えられる場合には、遠隔地への避難を検討するなど、保護命令の発令を踏まえた今後の支援の方針について、共通の認識を持てるように関係機関等と連絡調整を行うことが望ましい。

９　関係機関の連携協力等

法第９条において、支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとすることとされている。

（１）連携協力の方法

被害者の支援のためには、法に掲げられた機関を始め、人権擁護委員や、関連する施策を所管する関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

このためには、支援センターを中心とした関係機関の協議会の設置、被害者の支援のモデルケースを想定し、マニュアル等の形で関係機関等の相互の協力の在り方をあらかじめ決めておくこと等が有効であると考えられる。

（２）関係機関による協議会等

ア　協議会等の構成

協議会等の設置に当たっては、関係部局や機関の

長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。

既に関係機関の協議会等を設置している地方公共団体においては、そうした場を活用して、個人情報の保護に十分留意した上で、具体的な事案についても現場における対応に重点を置いて、実践的、継続的な協議を行うことが望ましい。また、関係機関の協議会等がいまだ設置されていない地方公共団体においては、設置を検討することが必要である。

イ　協議会等への参加機関

協議会等へ参加する機関については、支援センター、都道府県警察、福祉事務所、教育委員会等都道府県又は市町村の関係機関はもとより、公共職業安定所、公共職業能力開発施設、検察庁、法務局・地方法務局、地方入国管理局、法テラスの地方事務所、年金事務所等の行政機関等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。裁判所についても、オブザーバー等の形で、協議会等の場への出席を求めることも考えられる。特に、保護命令制度の運用において調整を要する事項に関しては、これらの関係機関等が参加する協議会等の場で検討することが望ましい。

また、被害者の保護、自立支援を図る上で、民間の団体の理解と協力は極めて重要である。このため、民間の支援団体を始め、人権擁護委員連合会や、弁護士会、司法書士会、調停協会連合会、医師会、歯科医師会、看護協会、民生委員・児童委員協議会、母子生活支援施設協議会等、様々な関連する民間団体の参加についても、協議会等の性格や、その地域において被害者の支援に関して課題となっている事項等に応じて幅広く検討することが望ましい。

（３）関連する地域ネットワークの活用

児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会や犯罪被害者等に係る被害者支援地域ネットワーク、高齢者及び障害者虐待防止のためのネットワーク等、配偶者からの暴力の問題と関連の深い分野において、関係機関のネットワーク化が図られているところであり、こうした地域協議会等既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

（４）広域的な連携

被害者に対する加害者からの追及が激しい場合、保護命令発令後に退所又は転居する場合等は、市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられ、こうしたことを想定して、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10　職務関係者による配慮・研修及び啓発

（１）職務関係者による配慮

法第23条第１項において、配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（以下「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならないとされている。

ア　配偶者からの暴力の特性に関する理解

職務関係者においては、配偶者からの暴力は外部からその発見が困難な家庭内で行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあり、被害が深刻化しやすいという特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

特に被害者と直接接する場合は、被害者が配偶者からの暴力により心身とも傷ついていることに十分留意することが必要である。こうしたことに対する理解が不十分なため、被害者に対し、不適切な対応をすることで、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。

イ　被害者等に係る情報の保護

職務関係者が職務を行う際は、被害者及びその関係者の安全の確保を第一に考えつつ、具体的には、加害者の元から避難している被害者の居所が加害者に知られてしまう、あるいは被害者を支援している者の氏名等が加害者に知られてしまうといったことのないよう、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。

また、加害者の元から被害者と共に避難している子どもが通う学校や保育所においては、被害者から申出があった場合には、関係機関と連携を図りつつ、加害者に対して被害者の居所が知られることがないように、十分配慮することが必要である。

ウ　外国人等の人権の尊重

外国人や障害者である被害者等の人権の尊重が必ずしも十分徹底されていないとの指摘があることを踏まえ、法においては、職務関係者は、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重しなければならないことが確認されたところである。法が対象としている被害者には、日本在住の外国人（在留資格の有無を問わない。）や障害のある者等も当然含まれていることに十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

出入国管理及び難民認定法においては、「正当な理由」がある場合を除き、所定の期間内に住居地の届出をしないことや、配偶者の身分を有する者としての活動を６月以上行っていないことが在留資格取消事由とされているが、外国人である被害者が配偶者からの暴力を理由として避難したり、又は保護を必要としている場合は、「正当な理由」がある典型的な事例として、在留資格の取消しを行わないこととされている。

なお、被害者が不法滞在外国人である場合には、関係機関は地方入国管理局と十分な連携を図りつつ、加害者が在留期間の更新に必要な協力を行わないことから、被害者が不法滞在の状況にある事案も発生していることを踏まえ、事案に応じ、被害者に対し適切な対応を採ることが必要である。また、国においては、被害者から在留期間の更新等の申請があった場合には、被害者の立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案して、人道上適切に対応するよう努める。

（２）職務関係者に対する研修及び啓発

法第23条第２項において、国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとすることとされている。

職務関係者に対してこうした研修及び啓発を実施することは、被害者が安心して支援を受けることのできる環境の整備につながるとともに、関係機関が配偶者からの暴力の問題について共通の認識を持つことにより、関係機関の連携協力の強化にも資するものである。職務関係者に対する研修及び啓発の実施に当たっては、以上に述べたような、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。

研修の場においては、秘密の保持や個人情報の管理の徹底、加害者に対する適切な対応方法等、実践的な知識や留意点、関連する法制度について幅広く情報を提供することが必要である。また、ロールプレイ等を用いて、実際の業務に直結する研修を行うことも考えられる。

特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。支援センターにおいては、関係機関の職員に対する研修等に講師を派遣するなど、二次的被害を防止する観点から、職務関係者に対する研修の実施について、関係機関に積極的な働き掛けを行うことが望ましい。研修の実施については、異動期を考慮しつつ広く参加を呼び掛けることや、民間団体との共同で行うなどの工夫も考えられる。

また、相談員等被害者の支援に直接携わる職員については、その職務の特性から、職務遂行の過程でいわゆる「バーンアウト（燃え尽き）」状態等心身の健康が損なわれることがあり、こうしたことのないよう、当該職員の所属する機関において配慮することが必要である。具体的には、職場での研修や専門的立場からの助言、指導の実施等が考えられる。

国においては、上記の事項に十分配慮して、職務関係者に対する研修の実施、相談の手引等の作成や配布、二次的被害の防止に必要な情報の提供等に積極的に努める。

11　苦情の適切かつ迅速な処理

法第９条の２において、支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとすることとされている。

苦情の処理に当たっては、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や信頼性、適正性の確保を図ることが必要である。

関係機関においては、申出のあった苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。関係機関において、苦情処理制度が設けられている場合には、その制度やその利用によって不利益を被らないことを分かりやすく周知するとともに、その制度に則して処理を行うことが必要である。

12　教育啓発

法第24条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとすることとされている。

配偶者からの暴力の防止の観点からは、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要である。啓発は国民各界各層を対象に行うことが必要であり、被害者が受けた暴力の実態や、配偶者に対して暴力を振るうことは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることへの認識が、性別を問わず国民に共有されるように取り組んでいくことが必要である。また、啓発に当たっては、配偶者からの暴力には、身体に対する暴力のみならずいわゆる精神的暴力及び性的暴力も含まれることに留意することが必要である。

（１）啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。

啓発の方法については、ポスター・パンフレットの作成・配布のほかにも、シンポジウムの開催や、地域における各種団体の研修会や講座等の機会を活用するなど様々な方法が考えられる。また、市町村では、その広報紙への掲載や自治会等の協力を得たパンフレットの回覧等、住民に身近な場所で、地域に密着した形の啓発を進めるとともに、都道府県ではシンポジウムの開催やテレビ等の活用等より広域的な方法での啓発にも取り組むことが考えられる。さらに、配偶者に対する暴力には、具体的にどのような行為があるのか、また、配偶者に対して暴力を振るうことは、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であることについて、自らの身近な問題として考えてもらうきっかけとなるよう、啓発の内容を工夫することが必要である。

こうした啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と防止に関する協力が得られるよう努めることが必要である。

被害者の支援のための仕組み等についても啓発を行うことが必要であるが、その場合、一時保護を行う施設の所在地等については、加害者に知られないよう工夫するなど、被害者の安全を十分考慮し、被害者の立場に立った啓発を行うことが必要である。また、外国人や障害者等である被害者に対しても、適切な情報が提供されるよう留意することが必要である。

国においては、上記の事項に十分配慮して、毎年11月12日から２週間にわたって実施している「女性に対する暴力をなくす運動」を中心として、ポスター・パンフレットの作成・配布、テレビ等を通じた積極的な広報啓発に努めるとともに、こうした広報啓発に対する認知度の把握に努める。また、「女性の人権を守ろう」を人権啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、講演会の開催、啓発教材の配布等、積極的な広報啓発に努める。

（２）若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。特に、配偶者からの暴力の防止には、若年層に対し、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することが有用であることから、関係機関との連携や民間団体の協力などにより、若年層を対象とした啓発活動を行うことが望ましい。

また、学校において、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、人権教育の中で、この問題を取り上げることも考えられる。なお、高等学校や大学等への専門的な知識や経験を有する有識者等の派遣により教

育啓発を実施している地方公共団体等の事例もあることから、この事例のような方法による教育啓発の実施も考えられる。

国においては、引き続き、地方公共団体等における好事例の収集及び情報提供に努めるとともに、若年層を対象とした啓発活動の重要性について、若年層と日常的に接することが多い教育関係者等に対する理解を促進するための周知等に努める。

13　調査研究の推進等

法第25条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとすることとされている。

なお、調査研究に当たり、被害者と接する必要がある場合には、被害者の心身の状況、その置かれている環境等に十分配慮することが必要である。

（１）調査研究の推進

ア　加害者の更生のための指導

配偶者からの暴力の加害者を対象としたその更生のための施策は、配偶者からの暴力の防止に向けて考えられる重要な施策の一つである。保護命令が発令されている場合などにおいて加害者に対して指導警告を行う際には、加害行為をしていることの自覚を促すなど、沈静化を図る観点からの対応にも配慮する必要がある。

加害者の更生のための指導としてどのようなものが有効であるかについては未解明な部分が多く、場合によっては、加害者が更生のための指導を受けているという事実をもって、被害者やその関係者に事実に反し加害者が更生したとの錯覚を与えるおそれがある。また、更生のための指導を受けたことで保護命令の対象となる暴力の範囲を学習し、それに当たらない言葉による脅し等を行うようになるおそれもある。

調査研究に当たっては、配偶者からの暴力は本来犯罪として扱われるべき事案を含む重大な問題であるということを考慮した上で、いかに被害者の安全を高めるか、また、いかに新たな被害者を生み出さないようにするかをその目的とするよう留意することが必要である。

国においては、これまで、諸外国の実態や国内で実施した試行の結果を踏まえ、加害者の更生のためのプログラムの可能性と限界について調査研究を行った。

また、加害者の更生のための指導方法を見極めること等を目的として、配偶者からの暴力等が刑事事件となった事案を取り上げ、その実態や要因等の調査分析等を実施する研究を行い、さらに、保護命令に違反した者に焦点を当て、その違反に至った経緯・動機等の調査分析等を実施する研究を行った。

国においては、上記の事項に十分配慮して、これまでの検討結果や他の犯罪加害者を対象とする処遇プログラムの動向等を踏まえ、今後も引き続き、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、受刑者等や保護観察に付された者に対しては、暴力事犯者に対するプログラムについて検討又は実施を進めているところであり、加害者の問題性に応じて、配偶者からの暴力の特性等に配慮した処遇の実施に努める。

イ　被害者の心身の健康の回復

被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、調査研究の推進に努めることが必要である。

国においては、厚生労働科学研究費補助金による研究事業として、配偶者からの暴力の被害母子に対する早期介入の方法論や健康回復のためのケア技法の確立、就労・子育て支援等の生活再建に向けた総合的支援の基礎となる基礎的データを提供する「家庭内暴力被害者の自立とその支援に関する研究」を実施するなど、従来から各種の調査研究を推進しているところである。

国においては、配偶者からの暴力の被害の実態把握や、被害者及び同伴する子どもの自立支援に寄与するため、引き続き調査研究の推進に努める。

（２）人材の育成等

被害者の支援を担う人材が、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分理解していることは、きめ細かでニーズに合致した自立支援を行っていく基盤となることから、関係機関においては、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。特に、指定管理者が支援センターの施設を管理する場合、その指定の際には、相談の手引等の配布、二次的被害の防止に必要な情報の提供等により、被害者の支援に支障がないようにすることが必要である。

14　民間の団体に対する援助等

法第26条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとすることとされている。

配偶者からの暴力の防止及び自立支援を含む被害者の適切な保護は、国及び地方公共団体において主体的に取り組んでいるところである。

しかしながら、民間の支援団体の中には、法制定以前からこの問題に取り組むなど、被害者の支援のための豊富なノウハウを有し積極的に被害者の支援に取り組んでいる団体も多くある。また、この問題に関連する民間団体は、人権擁護委員連合会や弁護士会、司法書士会、調停協会連合会、医師会、歯科医師会、看護協会、医療社会事業協会、民生委員･児童委員協議会、母子生活支援施設協議会等多くの団体があり、こうした団体の理解と協力は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る上で重要である。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。

連携の例としては、一時保護の委託及びそれ以外の緊急時における安全の確保、相談業務、広報啓発業務、同行支援、居場所づくり等の自立支援、研修等における専門的知見の活用、関係機関の協議会への参加の招請等様々なものが考えられる。支援センターについても、当該支援センターの業務の委託について、別途法令の定めがある場合を除き、その業務の全部又は一部を委託することが考えられる。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態と意見を踏まえ、民

間団体等の有する豊富なノウハウやネットワークを、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に十分にいかすという観点に立って、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

また、それぞれの地域における配偶者からの暴力の状況、公的な施設の状況、当該民間団体等への援助の必要性、適格性等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村の判断において、連携内容に応じ、情報提供、資料の提供、財政的援助等の必要な援助を行っていくことが望ましい。

国においては、上記の事項に十分配慮して、研修会等の講師として民間団体の代表を招へいするとともに、民間団体等に対し、ホームページ等を通じ、各種の調査報告書や関連する施策に係る通達等も含め、きめ細かな情報の提供に努める。また、地方公共団体と民間団体との連携等の好事例の収集・普及に努めるとともに、民間団体のスタッフ養成への援助や、民間の団体に対する専門的な知識や経験を有するアドバイザーの派遣についても充実を図り、連携を取りつつ積極的な施策の展開に努める。

第３　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

１　基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国においては、配偶者からの暴力をめぐる状況や、国及び地方公共団体における施策の実施状況を把握するとともに、被害者の保護に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取して、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

２　基本計画の策定・見直しに係る指針

（１）基本計画の策定

ア　現状の把握

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。

イ　関係機関等の連携

基本計画の策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、その他の関係機関とも連携して取り組むことが望ましい。

なお、市町村基本計画は都道府県基本計画を勘案して策定することが必要であるが、都道府県において都道府県基本計画の見直しに係る検討を進めている場合には、市町村基本計画の策定は、その見直しの完了を待って初めて可能となるものではなく、都道府県と市町村の間で協議を行う等相互に十分な連携を図りつつ、都道府県基本計画の見直しに係る検討と並行して、市町村基本計画の策定に係る検討を行うことが望ましい。

ウ　関係者からの意見聴取

基本計画の策定に当たっては、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

（２）基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。見直しに当たっては、上記（１）に掲げる基本計画の策定に準じた対応を採ることが必要である。

見直しは、基本計画に定めた施策の実施状況を把握し、評価した上で行うことが必要である。また、それ以外の場合においても、施策の実施状況を適宜把握して評価することが望ましい。

なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

別添　保護命令の手続

第１　概要

保護命令の制度とは、「配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」を受けた被害者が、配偶者から身体に対する暴力を受けることによりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい場合に、被害者の生命又は身体の安全を確保することを目的として、裁判所が、配偶者に対し、①被害者への接近等の禁止、②被害者への電話等の禁止、③被害者の同居の子への接近等の禁止、④被害者の親族等への接近等の禁止又は⑤被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去等を内容とする「保護命令」を発令し、配偶者がこれに違反した場合には刑事制裁を加えることで、被害者の生命又は身体の安全を確保しようとする制度である（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「法」という。）第４章）。また、生活の本拠を共にする交際相手から暴力を受けた被害者についても保護命令の制度の対象とされている（法第５章の２）。

第２ 保護命令の種類

１　被害者への接近禁止命令（法第10条第１項第１号、第28条の２）

配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手に対し、命令の効力が生じた日から起算して６月間、被害者の住居（５の退去命令の対象となる被害者と配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手が生活の本拠を共にする住居を除く。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものである。

２　被害者への電話等禁止命令（法第10条第２項、第28条の２）

配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、次に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものである。

①面会を要求すること。

②その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

③著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

④電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

⑤緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

⑥汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状

態に置くこと。
⑦その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
⑧その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

配偶者が被害者に面会を要求すること等は、一般的には、被害者の生命又は身体に危害が加えられるおそれを直接に生じさせる行為ではないことから、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成19法律第113号。以下「平成19年改正法」という。）による改正前においては、保護命令による禁止行為とはされていなかったが、被害者への接近禁止命令が発令されている状況であるにもかかわらず、被害者に対し、一定の電話等が行われる場合には、「戻らないといつまでも嫌がらせをされるのではないか」、「もっと怖い目に遭わされるのではないか」などといった恐怖心等から、被害者が配偶者の元へ戻らざるを得なくなったり、要求に応じて接触せざるを得なくなったりして、被害者が配偶者から身体に対する暴力を加えられる危険が高まり、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されてしまうことがあり得ることから、平成19年改正法により、被害者への電話等禁止命令が設けられたものである（その後、生活の本拠を共にする交際相手にも拡大されている。）。

３　被害者の同居の子への接近禁止命令（法第10条第３項、第28条の２）

配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、被害者とその成年に達しない子が同居する住居（配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手と共に生活の本拠としている住居を除く。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものである。

配偶者が被害者の同居の子へ接近することは、一般的には、被害者の生命又は身体に危害が加えられるおそれを直接に生じさせる行為ではないことから、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第64号。以下「平成16年改正法」という。）による改正前においては、保護命令による禁止行為とはされていなかったが、具体的には、配偶者が被害者の幼年の子をその通園先等において連れ去り、配偶者の元に連れ戻してしまうと、その子の身上を監護するために被害者が自ら配偶者に会いに行かざるを得なくなるなど、被害者が配偶者との面会を余儀なくされると認めるべき場合があり、そのような場合には、被害者への接近禁止命令が発せられていても、被害者と配偶者が物理的に接近することにより被害者が配偶者から身体に対する暴力を加えられる危険が高まり、その効果が減殺されてしまうことがあり得ることから、平成16年改正法により、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されることを防止するため、被害者の同居の子への接近禁止命令が設けられたものである（その後、生活の本拠を共にする交際相手にも拡大されている。）。

４　被害者の親族等への接近禁止命令（法第10条第４項、第28条の２）

配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手と同居している者を除く。以下「親族等」という。）の住居（配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手と共に生活の本拠としている住居を除く。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものである。

配偶者が被害者の親族等へ接近することは、一般的には、被害者の生命又は身体に危害が加えられるおそれを直接に生じさせる行為ではないことから、平成19年改正法による改正前においては、保護命令による禁止行為とはされていなかったが、具体的には、配偶者が被害者の親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行う場合等には、被害者がその行為を制止するために配偶者との面会を余儀なくされる状態に陥る可能性が高いと考えられる場合があり、そのような場合には、被害者への接近禁止命令が発せられていても、被害者と配偶者が物理的に接近することにより被害者が配偶者から身体に対する暴力を加えられる危険が高まり、その効果が減殺されてしまうことがあり得ることから、平成19年改正法により、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されることを防止するため、被害者の親族等への接近禁止命令が設けられたものである（その後、生活の本拠を共にする交際相手にも拡大されている。）。

５　退去命令（法第10条第１項第２号、第28条の２）

配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手に対し、命令が効力を生じた日から起算して２月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものであり、平成16年改正法により退去の期間が２週間から２月間に延長されるとともに、当該住居の付近をはいかいすることの禁止が加えられたものである。

第３　保護命令の申立ての手続

１　申立人

（１）保護命令の申立てをすることができるのは、配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた者（「被害者」）である（法第10条第１項本文、第28条の２）。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号。以下「平成25年改正法」という。）による改正前は、生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた者は保護命令の申立てをすることができなかったが、配偶者からの暴力と同様に、婚姻と同様の共同生活を営んでいることによる「囚われの身」の状況が存在し、かつ、外部からの発見・介入が困難であり、かつ、継続的になりやすいと考えられるものであること、被害者の保護のために加害者に対する退去命令が必要とされる事案も想定されること、生活の本拠を共にする関係にある場合の主たる判断要素である「生活の本拠を共にする」ことは、

外形的事情を踏まえて裁判所が判断可能なものであり、この要件を設けることで保護命令の適用範囲の明確性が担保されることなどが考慮され、拡大されたものである。

（２）「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む（法第１条第３項）。

（３）また、平成16年改正法により、「配偶者からの暴力」については、身体に対する暴力に限らず、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を含むものとされたが（法第１条第１項）、保護命令の手続の対象となるのは、配偶者からの「身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」を受けた被害者に限られる（法第10条第１項柱書）。「身体に対する暴力」とは、身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう（法第１条第１項）。

「生命等に対する脅迫」とは、被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう（法第10条第１項柱書）。すなわち、配偶者からの精神的暴力は、一般的には、被害者の生命又は身体に危害が加えられるおそれを直接に生じさせる行為ではないことから、平成19年改正法による改正前においては、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者のみが保護命令を申し立てられるものとされていたが、被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下「生命等に対する脅迫」という。）を受けた被害者については、身体に対する暴力を受けていなくても、その後配偶者からの身体に対する暴力を受ける一定程度の可能性が認められ、その保護の必要性が被害者等から強く求められていること等を受け、平成19年改正法により、一定の要件を充たす場合には生命・身体に危害が加えられることを防止するため、生命等に対する脅迫を受けた被害者についても、保護命令を申し立てられるものとされたものである。

（４）さらに、平成16年改正法による改正前は、元配偶者に対して保護命令を発令することは認められていなかったが、配偶者からの身体に対する暴力を受けた場合にあっては、離婚直後の時期が一連の身体に対する暴力の危険が最も高まる時期であると指摘されていること、配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に離婚をした場合にあっては、婚姻中の身体に対する暴力と離婚後において配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力は、一体的なものとして評価することが可能であること等の理由から、平成16年改正法及び平成19年改正法により、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であっても、３（１）の要件を満たすときは、当該配偶者であった者に対して保護命令を発令することができることとされたものである（第10条第１項柱書）。なお、生活の本拠を共にする交際相手から身体に対する暴力を受けた後に生活の本拠を共にする関係を解消し、引き続き身体に対する暴力を受けた場合についても、同様に保護命令を発令することができる（法第28条の２における法第10条第１項の規定の読替部分参照）。

２　管轄裁判所

保護命令の申立てに係る事件（以下「保護命令事件」という。）は、次の地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（１）相手方である「配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手」の住所の所在地（法第11条第１項、第28条の２）。

（２）日本国内に相手方の住所がないとき又は住所が知れないときは、その居所の所在地（法第11条第１項、第28条の２）。

（３）申立人の住所又は居所の所在地（法第11条第２項第１号、第28条の２）。

（４）保護命令の申立てに係る「配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」が行われた地（法第11条第２項第２号、第28条の２）。

（５）被害者への電話等禁止命令又は被害者の同居の子若しくは親族等への接近禁止命令の申立てに係る事件については、被害者への接近禁止命令を発令する裁判所又は発令した裁判所（法第10条第２項から第４項まで、第28条の２）。

３　保護命令発令の要件

保護命令が発令される要件は、次のとおりである。

（１）保護命令に共通の要件

申立人である被害者が配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいこと（法第10条第１項本文）。

また、申立人である被害者が生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては生活の本拠を共にする交際相手からの更なる身体に対する暴力（生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力を受けた後に、生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該生活の本拠を共にする交際相手であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）により、生活の本拠を共にする交際相手からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては生活の本拠を共にする交際相手から受ける身体に対する暴力（生活の本拠を共にする交際相手からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該生活の本拠を共にする交際相手であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいこと（法第10条第１項本文、第28条の２）。

元配偶者や元交際相手に対する保護命令の発令の要件が「引き続き受ける身体に対する暴力」によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいこととされているのは、婚姻継続中や生活の本拠を共にする交際中の身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫との一体性が必要であることによるものと考えられる。

（２）被害者への電話等禁止命令の発令のため特に必要

とされる要件

裁判所が（１）の要件があることを認めて、被害者への接近禁止命令を発令したこと又は同時に発令すること（法第10条第２項本文、第28条の２）。

（３）被害者の同居の子への接近禁止命令の発令のため特に必要とされる要件

ア　裁判所が（１）の要件があることを認めて、被害者への接近禁止命令を発令したこと又は同時に発令すること（法第10条第３項本文、第28条の２）。

イ　被害者がその成年に達しない子（以下単に「子」という。）と同居していること（法第10条第３項本文、第28条の２）。

ウ　被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要であると認められること（法第10条第３項本文、第28条の２）。

なお、この必要性の認定は、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の客観的事情の存在により認められる必要がある。

エ　子が15歳以上であるときは、その同意があること（法第10条第３項ただし書、第28条の２）。

一定の判断能力を備えていると認められる15歳以上の子については、その意思を十分に尊重するために、その子の同意がある場合に限り、被害者の子への接近禁止命令を発することとされたものである。

（４）被害者の親族等への接近禁止命令の発令のため特に必要とされる要件

ア　裁判所が（１）の要件があることを認めて、被害者への接近禁止命令を発令したこと又は同時に発令すること（法第10条第４項本文、第28条の２）。

イ　被害者がその親族等被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手と同居している者を除く。）に関して配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手と面会することを余儀なくされることを防止するため必要であると認められること（法第10条第４項本文、第28条の２）。

なお、「被害者と社会生活において密接な関係を有する者」とは、被害者の身上、安全等を配慮する立場にある者をいい、職場の上司、支援センターや民間シェルターの職員のうち、被害者に対し現に継続的な保護・支援を行っている者等がこれに該当し得るものと考えられる。

また、上記の必要性の認定は、配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手が親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の客観的事情の存在により認められる必要がある。

ウ　親族等が被害者の15歳未満の子でないときは、申立てに当たり、その同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）があること（法第10条第５項、第28条の２）。

この命令の申立てに当たっては、当該親族等の意思又はその法定代理人の意思を十分に尊重するために、その親族等又はその法定代理人の同意を要するものとされたものである。被害者の子については、被害者の同居の子への接近禁止命令との均衡上、15歳以上の子についてはその子の同意が必要であるが、15歳未満の場合はその法定代理人の同意を要しないこととされている。

４　申立ての方法等

（１）保護命令の申立ての方法

保護命令の申立ては、書面（申立書）でしなければならず、その記載事項は、配偶者暴力等に関する保護命令手続規則（平成13年最高裁判所規則第７号）の定める形式的記載事項（第１条参照）のほか、次のとおりである（法第12条第１項、第28条の２）。なお、これらの事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処せられる（法第30条）。

ア　配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況。

イ　３（１）の要件があると認めるに足りる申立ての時における事情。

ウ　被害者の同居の子への接近禁止命令の申立てをする場合にあっては、被害者が同居している子に関して配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者、生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該生活の本拠を共にする交際相手であった者）と面会することを余儀なくされることを防止するため被害者の同居の子への接近禁止命令を発令する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情。

エ　被害者の親族等への接近禁止命令の申立てをする場合にあっては、被害者が親族等に関して配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者、生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該生活の本拠を共にする交際相手であった者）と面会することを余儀なくされることを防止するため親族等への接近禁止命令を発令する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情。

オ　支援センターの職員又は警察職員に対し、アからエまでの事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無。

カ　オにおいて相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があるときは、次の事項。

（ア）当該支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称。

（イ）相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所。

（ウ）相談又は求めた援助若しくは保護の内容。

（エ）相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容。

（２）保護命令の申立てに当たって提出すべき資料

（１）の申立書に（１）カの事項の記載がない場合には、申立書には、（１）アからエまでの事項についての申立人の供述を記載した公証人の宣誓認証のある書面を添付しなければならない（法第12条第２項、第

28条の２）。

「宣誓認証」とは、書面の作成名義人が、公証人の面前において、その書面の記載の真実であることを宣誓した上で、その書面に署名若しくは押印し、又はその書面にある署名若しくは押印が自己の意思に基づくものであることを認めたことを、公証人が認証することをいう（公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ２第１項）。

公証人の宣誓認証を得るためには、公証人役場において、公証人に対し、宣誓認証の嘱託をすることになる（公証人法第１条第２号、第60条、第28条）。書面の記載の虚偽であることを知って宣誓をした者は、10万円以下の過料に処せられる（公証人法第60条ノ５）。

なお、法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に宣誓認証を行わせることができる（法第20条、第28条の２）。

（３）保護命令の申立ての手数料等

保護命令の申立てに要する手数料は、1,000円である（民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）第３条、別表第一の一六の項）。手数料は、申立書に収入印紙をはって納めなければならない（同法第８条本文）。

また、（２）の申立人の供述を記載した書面について公証人の宣誓認証を嘱託するための手数料は、１万1,000円である（公証人手数料令（平成５年政令第224号）第34条第１項・第２項）。

第４　保護命令事件の審理

裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判することが要請されている（法第13 条、第28条の２）。

保護命令を発令するには、相手方に反論の機会を保障する趣旨から、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経ることが原則とされているが、期日を経ることにより被害者の生命又は身体の安全の確保という保護命令の申立ての目的を達することができないときは、これらの期日を経ることなく、書面審理のみで保護命令を発令することができる（法第14条第１項、第28条の２）。したがって、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができないなどの場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、被害者は、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するように、その事情を申し出ることができる。

第５　保護命令の裁判とその効力

保護命令の申立てについては、裁判所は、理由を付した決定（口頭弁論を経ない場合には、理由の要旨を示した決定）により裁判することとされ（法第15条第１項、第28条の２参照）、保護命令の申立てに理由があると認めるときは、保護命令を発令しなければならない（法第10条第１項、第28 条の２参照）。

保護命令の効力は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した期日における言渡しによって生じる（法第15条第２項、第28条の２）。

保護命令の効力が生じた後に相手方が保護命令に違反した場合、保護命令は執行力を有しないものとされているため（法第15条第５項、第28条の２）、民事上の強制執行の対象とはならないが、１年以下の懲役又は100万円以下の罰金という刑事上の制裁の対象となる（法第29条）。

第６　保護命令の裁判に対する不服申立て

保護命令の申立てについての裁判に対しては、その裁判の告知を受けた日から１週間が経過するまでの間、即時抗告により不服を申し立てることができる（法第16条第１項、第21条、第28条の２、民事訴訟法（平成８年法律第109号）第332条）。

この場合、保護命令の効力は停止されないのが原則であるが、即時抗告の申立人が、保護命令の効力の停止を申し立て、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明（裁判官に事実の存否に関し高度の蓋然性についての確信を抱かせる「証明」には至らないが、事実の存否に関し一応確からしいという蓋然性の心証を抱かせるもので足りると解されている。）があったときに限り、抗告裁判所（原裁判所の所在地を管轄する高等裁判所）又は記録の存する原裁判所（保護命令を発令する裁判をした地方裁判所）は、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる（法第16条第３項、第28条の２）。

なお、被害者への接近禁止命令について即時抗告があり、その効力の停止が命じられる場合において、被害者への接近禁止命令を前提とする被害者への電話等禁止命令又は被害者の同居の子若しくは親族等への接近禁止命令も発令されているときは、停止を命ずる裁判所は、これらの命令の効力の停止をも命じなければならない（法第16条第４項、第28条の２）。

第７　保護命令の取消し

１　抗告裁判所による取消し

保護命令を発令する裁判に対する即時抗告が申し立てられた場合において、抗告裁判所が保護命令の取消しの原因となる事情があると認めたときは、保護命令を取り消すこととなる。

また、被害者への接近禁止命令についての即時抗告を認めてこれを取り消す場合において、被害者への電話等禁止命令又は被害者の同居の子若しくは親族等への接近禁止命令も発令されているときは、抗告裁判所は、これらの命令をも取り消さなければならない（法第16条第６項、第28条の２）。

２　当事者の申立てによる取消し

保護命令を発令した裁判所は、次の場合には、保護命令を取り消さなければならない（法第17条第１項、第28条の２）。

①保護命令の申立てをした被害者が、保護命令の取消しを申し立てた場合（法第17条第１項前段、第28条の２）。

②退去命令以外の保護命令にあっては、被害者への接近禁止命令の効力が生じた日から起算して３月を経過した後に、退去命令にあっては、退去命令の効力が生じた日から起算して２週間を経過した後に、これらの命令を受けた配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手が申立てをし、裁判所がこれらの命令の申立てをした被害者に異議がないことを確認した場合（法第17条第１項後段、第28条の２）。

また、当事者の申立てにより、被害者への接近禁止

命令を取り消す場合において、被害者への電話等禁止命令又は被害者の同居の子若しくは親族等への接近禁止命令も発令されているときは、保護命令を発した裁判所は、これらの命令をも取り消さなければならない（法第17条第２項、第28条の２）。

第８　保護命令の再度の申立ての手続

１　発令の要件

（１）退去命令以外の保護命令

最初の保護命令の発令の要件と変わるところはない。

（２）退去命令

退去命令が発令された後に当該退去命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去命令の再度の申立てがあったときの発令要件は、次のとおりである（法第18条第１項、第28条の２）。

ア　配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者、生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該生活の本拠を共にする交際相手であった者）と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該退去命令の効力が生ずる日から起算して２月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去命令を再度発する必要があると認めるべき事情があること（法第18条第１項本文、第28条の２）。

イ　再度の退去命令を発することにより相手方である配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手の生活に特に著しい支障を生ずると認められないこと（法第18条第１項ただし書、第28条の２）。

イの要件については、相手方である配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手において生活に特に著しい支障を生ずると認めるに足りる事情を主張立証する必要がある。

２　再度の申立ての方法等

退去命令以外の保護命令の再度の申立ての方法については、最初の保護命令の申立ての手続と変わるところはないが、退去命令の再度の申立ての方法については、次のような申立書の記載事項等の特例がある。

（１）申立書の記載事項等（法第18条第２項、第12条第１項、第28 条の２）

ア　配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況。

イ　配偶者若しくは生活の本拠を共にする交際相手からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力、生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該生活の本拠を共にする交際相手であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）又は配偶者若しくは生活の本拠を共にする交際相手からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者若しくは生活の本拠を共にする交際相手から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力、生活の本拠を共にする交際相手からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該生活の本拠を共にする交際相手であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる再度の申立ての時における事情。

ウ　配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者、生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該生活の本拠を共にする交際相手であった者）と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該退去命令の効力が生ずる日から起算して２月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去命令を再度発する必要があると認めるべき事情。

エ　支援センターの職員又は警察職員に対し、ア及びイの事項並びにウの事情について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無。

オ　エにおいて相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があるときは、次の事項。

（ア）当該支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称。

（イ）相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所。

（ウ）相談又は求めた援助若しくは保護の内容。

（エ）相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容。

（２）申立てに当たって提出すべき資料

（１）の申立書に（１）オの事項の記載がない場合には、申立書には、（１）ア及びイの事項並びにウの事情についての申立人の供述を記載した公証人の宣誓認証のある書面を添付しなければならない（法第18条第２項、第12条第２項、第28条の２）。

（３）保護命令の再度の申立ての手数料等

保護命令の再度の申立てに要する手数料は、保護命令の申立てと変わらない。

第２次千葉市ＤＶ防止・被害者支援基本計画

【平成２８年度～平成３３年度】

平成28年3月

【発行】　千葉市こども未来局こども未来部こども家庭支援課
〒260-8722　千葉市中央区千葉港１番１号
電　話：０４３－２４５－５１７９（直通）
ＦＡＸ：０４３－２４５－５６３１

千葉市